

労働組合とはなにか

現代労働組合入門

大森誠人



労働組合とはなにか——いまさらそんなわかりきったことをと思われ
るかもしれない。事実労働組合について書かれた本は随分ある。
しかしつきつめて考えて、労働組合の最も本質的なものはなにか、
それはどういう力を発揮するだろうかとなるとそう簡単ではない。
しかも、直接労働運動にかかわりのない人たちにとつても、いまや
この組織をぬきにした社会生活は考えられなくなってきた。そ
して戦後二〇年の歴史を経て日本の労働組合は、いまあらためてそ
の存在意義を問われているのである。

100万人の焦点 三一新書



労働組合については、①「社会主義の学校」②労働力の「販売独
占」の組織③「プレッシャー・グループ」④良識的な話し合い機
関——といった、いくつかの見方がある。こうした労働組合観は、
もちろん現実の労働運動のなかでは複雑にからみ合っているもの
である。だがこれをほり下げて分析してみることによって、私たちは
日本における労働組合の果してきた役割、これから果すべき任務と
方向といったことについて、より明確なこたえをひき出すことが出
来るのではなからうか。

彼ほどの人がいまさら新人というのもおかしなも
のだが、この本は彼の処女作である。ほぼ二〇年
の間、現場・オルグ・政党と、ただ運動を歩み、
考え、生きつづけてきた彼にとって、一冊の本を
まとめあげる余裕はなかったのである。しかしそ
れだからこそ、当世ものを書きたがる。先生が
たの多いなかでは文字どおり貴重な人物であり、
三一書房としては彼にこの本をよくぞ書かしたも
のだと思う。

考えてみると、労働運動、労働組合という分野で
の著作は、労組・政党関係者といひ、学者・評論
家といひ、ほとんどが戦前ないし戦中派の手にな
るものばかりである。
それだけに、組合をつうじて現代を、そして明日
の変革の思想を問いかけようとする戦後派による
二〇年の体験と理論が凝集したこの本は、まさに
労組関係者のみならず、多くの読者をひきずりこ
み、考えこませずにはおかないであろう。

労働組合とはなにか

現代労働組合入門

大森誠人



466



労働組合とはなにか ¥230 三一書房

三一新書 466

労働組合とはなにか

大森 誠人 著



三一書房

労働組合とはなにか

大森 誠人 著

三 一 書 房

はじめに

「歴史の未来をその手ににぎるもの」、それは労働者階級であり労働組合である。ある労働組合入門書にこうあった。それは孫悟空のごとく「自由自在に天地を駆けめぐり、もろもろの怪物を退治」する、そして世界をつくりかえるだろう。それはレオナルド・ダ・ビンチのように人類の文化の発展に貢献し、組織の力によって創造的に活動するだろう。そこには、このように書かれていた。

ところが、歴史の未来どころか、近代社会のごみ箱のような労働組合の話もある。アメリカのAFL-CIO（労働組合中央組織）から除名されたチームスター・ユニオン（フルネームはアメリカ駆者・運転手・倉庫労働者・助手国際友愛会）をめぐる汚職と暴力の物語りだ。組合のいうことをきかないパン屋にダイナマイトを放り込む。協約に忠じない使用者の店に火焰びんを投込み、トラックのガソリンタンクに砂糖を入れる。一部の行過ぎでこんなことが起こったわけではない。組合長ホッファは公然と「暴力を使うことは否定しない」とのべているのだ。アメ

リカの暗黒街と労働組合との腐れ縁は、いまだに尾を引いて続いているらしい。そういえば有名な夜の大統領カポネがシカゴの労働組合の大部分を支配していた時代だってあったのだ。

また、先日のテレビにこんなのがあった。「イギリス——伝統と革新」という題の特派カメラマンの記録である。自動車工業と新聞事業を引合いに出して技術革新はどんどん進んでいるのに、労働組合がクラフト・ユニオン（職能別組合）の伝統を守っているために、労働者の配置や作業体系をそれに即応させることが出来ないというのだ。テレビは新聞梱包機械の前で悠々と煙草をすっている労働者の退屈し切った表情と、職種のちがいがらごく僅かな仕事を何人も労働者で仕上げている作業情景をうつし出していた。産業・経済の進歩の阻害者、それは労働組合だというようなことだった。

同じものが見る人の置かれている立場によってバラ色にもなれば灰色にもなるといったことは随分たくさんある。なにも労働組合だけには限らない。たしかに労働組合はその最たるものうちの一つではあるだろう。労働者にとっては、それこそ未来はそこから開かれるようにも思えるし、資本家にとっては全くの邪魔ものであるかもしれないからだ。こういういわば立場のちがいによる見方の相違ということは実際にあることだ。

しかし、そういう相違を内包しながら、なお労働組合ほど国や時代や環境、条件によって違った役割とあり方をしているものは少ないだろう。同じく労働組合と呼ばれているものが、全

く正反対の機能（仕事）を発揮している場合さえ少なくないのだ。

そういうことを考えていくと、一体、労働組合とは何なのだろうか、と思われてくる。それは「歴史の未来のにない手」であったり、汚職と暴力と暗黒の巢であったり、また進歩と繁栄の阻害者であったりするが、そこはどう考えたらいいのだろうか。

いや、そういう世界にまたがる問題よりも、この日本で労働組合は果して何であり、また何でなければならぬのだろうか。

労働組合について書かれた書物はもう随分ある。それぞれに立派な内容をもっているものも多い。しかし、それらを読んで感ずることは、このような根本的な問いには答えてくれないということだ。そんなことは問題にもならないことなのだろうか。

だが、実際に労働運動の中にあり、そこで何をしなければならぬかを考える時、このような問題が常に待ち受けているように思われる。それは形にならない疑問、意識化されない問題であるかもしれない。それにしても、これは日常不断に解答をせまってやまない問題のように思われてならない。

これまで、僕は僕なりにそういう問題に随分ぶつかってきた。労働組合とは何か？ を真正面から考え直してみなければならぬと感じたいくつかの体験もあった。

それを一つ一つ引出して考えて見よう。そうすることによって、たとえ労働組合をめぐるあ

らゆる問題に明快な解答をあたえられなくても、一つの出発点はきざくことは出来るかもしれない。それは問題をとく手がかりになるかもしれない。

おそらくそれは啓蒙的な「解説」や、明日から役立つ「手引き」とは違うが、問題の根本を見つめることを通じて、さまざまな判断と行動を導き律していくためにはぜひとも必要なことなのではなからうか。

目次

はじめに……………三

第I章 労働組合とはなにか……………一一

1 「基本的な任務」……………一三

2 労働組合についての四つの見方……………二三

第II章 「社会主義の学校」か？……………三三

1 労働組合と政党……………三三

2 レーニンの『労働組合論』……………四六

3 「伝導ベルト」論……………五五

4 四・一七スト……………六三

第三章 労働力の「販売独占」か？……………七三

- 1 「企業別組合」という体質……………七五
- 2 イギリス合同機械工組合の教訓……………八六
- 3 労働力の「独占」をめぐる……………九五
- 4 “労働力の商品化”ということ……………一〇四

第四章 「プレッシャー・グループ」か？……………一二三

- 1 圧力団体と労働運動……………一二五
- 2 政治闘争と圧力闘争……………一二四
- 3 要求の実現……………一三三
- 4 労働運動と“国民的利益”……………一三九

第五章 「良識的な話し合い機関」か？……………一四五

- 1 新しい労働政策……………一四七
- 2 産業民主主義論……………一五五
- 3 工場委員会……………一六四

4	“積極的介入”の姿勢……………	一七三
	第VI章 要求獲得組織としての労働組合……………	一八一
1	労働組合の“統一”……………	一八三
2	むすび……………	二〇八
	あとがき……………	二二三

第I章

労働組合とはなにか

1 基本的な任務

ある経験

労働組合とはなにか。いまさらそんなわかりきったことをと思われるかもしれない。しかし、つきつめて考えて、労働組合の最も本質的なものはなにか、それはどういう力を発揮するのだろうかと考えてみると、そう簡単ではなさそうだ。

もう一〇年ほどまえになるが、僕はある組合の執行委員会に出席した。議題も終り雑談に入って一人がいった。

「いよいよ明日は会社回答だ。いくら出るかなあ」
全く何気なく僕は答えた。

「うん、たくさん出るといいがね」

すると生真面目な顔をした青年が、横から口をはさんだ。チンピラではあったがオルグという肩書きのついた僕に、遠慮がちだが強い口調でこういった。

「僕は低い回答の方がいいと思います。なぜって労働組合は要するに労働者の階級意識を高め、今の資本主義社会では闘う以外に生活の改善はありえないことを教えるためにあるんで

しよ。最初から高い回答を出されちゃ、ストライキもできないし、組合員を教育することもできやしない」

僕はアツと思った。そうだ、労働組合をこういうふうにみる考えもありうるんだ。そのあと、どういう議論になったか、もうあまりおぼえていない。いろいろと話し合ってみたが、スッキリした結論が出なかったことだけはたしかだ。そして、僕にとっては、労働組合とはなにかを根本的に考えてみるきっかけをあたえてくれた出来事だった。

それから一〇年たった今日、この青年のような考え方がまだ相当にあるとは思わない。当時でもみんながみんなこんな考え方をしていたわけでは決してない。一部の人たちに限られていただろう。現在では、いっそう少なくなっているかもしれない。だが、次のように言われると、その考えとはもう背中あわせのように僕には思えてならない。

「労働者階級が資本家階級から搾取されているうちは、どんなにたたかってもほんとうの生活の向上も安定も実現できない……労働組合がほんとうに労働者の生活の向上と安定を実現しようとするれば、その国の労働者階級と勤労人民解放の路線、つまり革命のみちすじというものに、無関心であってはならない」⁽¹⁾

この文章はある種の不思議さをもつ文章である。しさいに字ずらを拾ってたんねんに読めば、とりたてて問題にするほどのものではないようにみえる。そう、たしかに「ほんとうの」生活

安定には搾取がなくならなければならぬ。たしかに革命のみちすじに「無関心」なのはよいとはいえない。しかし、この文章では「ほんとうの」とか、「無関心であってはならない」というような抽象的な言いまわしや消極的否定のところに意味があるのではない。さらりと読めば、どんなにたたかっても生活の向上は実現できない、だから革命が必要なのだという趣旨が浮かび上がってくるような文章なのである。はっきりとそういう意図をねらって書きながら、しかも直截な表現は意識的に避けているのだ。

こういう言い方は、今日堂々とまかり通っている。労働組合？ そんなものは無力だよ、ただ労働者を教育し、革命に立たせるためにだけ意味があるんだ、こんな本音ほんねが言葉のすぐ裏側や活字の行間ににじみでてくるような話や文章は、いたるところにあるように思えるのだ。はたして労働組合はそんなものなのだろうか。

「人間の

壁」から

労働組合とはなにかについては、またこういう問題もある。石川達三の『人間の壁』は昭和三二年から三四年にかけて『朝日新聞』に連載されて非常に評判になった小説である。S——県を舞台に教育反動化とたたかう教員組合運動をたて糸としながら、一人の女教師、尾崎ふみ子の苦闘の姿をえがいたものだ。そのなかに、はじめ県教組執行委員で、のち反日教組（日本教職員組合）活動に専念するふみ子の以前の夫、志野田建一郎がこんな議論をしているところがある。

「……大体僕は、日教組が教育研究集会をもつということ自体に疑問をもっているんだ。いつかもその事を一度言ったと思うが、教組というのは要するに組合だよ。労働組合であって、それ以外のものではない。労働組合というものは、労働者の利益擁護とか、権利を保護するとか、そういうことを目的にした団体だろう。」

だから賃上げ闘争とか新教育委員会法反対とかいうことは、当然やらなくてはならんと思うが、教育研究は労働組合のやるべき仕事じゃない。筋道がちがう。教研がいけないというのではない。やるならば別の組織をつくってやるべきものだ」

教員ははたして労働者かという論争があった。この小説『人間の壁』もその一つのきっかけになったと思うが、教育そのものを通ずる人間と社会への貢献の道と、労働運動としての教員組合運動とのかかわりあいが問題の中心だった。だから「教員組合とは要するに労働組合だよ」という言葉はこの論争に即してみれば一つの意味をもつ。だが、ここで問題なのは「要するに労働組合だ」という表現の中には、賃上げや労働者の権利擁護だけが労働組合の仕事だという理解がある点だ。労働組合とはそういうもので、それ以外のことは一切やってはならないものとされているのである。労働組合についての一つの理解であることは疑いない。

だから、ほかのどんな組合にも同じような問題はある。まず政治との関係という問題がある。一体、労働組合として政治活動をやるべきなのかどうか。政治活動といっても、選挙はどうか、

政党支持は正しいのか、悪法反対ならかまわないのか。その関係についてはどんな組合でも多少少なかれ悩んでいるところではないだろうか。また、会社の経営問題にタッチすべきかどうか、もう大きな問題だろう。経営経理に介入するのは労働組合として行きすぎではないだろうか、相手側に巻き込まれてしまうのではないか、人事問題なら発言権をもつべきだろうか、生産工程への発言程度ならいいんじゃないか、等々である。

こうしたこの組合にもある問題が、この志野田建一郎の議論のように、労働組合とはかくかくのものだからという理解とむすびについていることがしばしばなのである。

ラッダイトの道 労働運動ではラッダイト（機械打壊し運動）という言葉はひろく知られている。

イギリスで一八一一年にはじまったこの運動は、資本主義と設備機械化に対する有害無益な闘争の見本としてあつかわれている。なるほど、いわれる通りだろう。

だが、ある食品工場で見たとストライキとデモの光景は僕にとって忘れられないものだった。新しい機械設備が導入されようとしていた。それが完成すれば、三分の二の労働者で今まで通りの生産量があげられる筈であった。予想される人員縮小、首切りに組合は反対した。新設備が搬入され据え付けられたら、もう闘争もおしまいだということとは直感的にわかっていた。搬入阻止のストライキ、そして工場内デモが開始された。応援の他労組の赤旗数本を先頭に蛇行デモが工場内いっぱいにはひるがっていた。どの顔も眼だけがギラギラと光っていた。

デモがはじまる前、僕は書記長と話した。

「搬入阻止、機械化反対なんてラッダイトみたいじゃないですか」

僕は言ってみた。書記長はそんな話は何べんもきいたという表情ですぐ言った。

「じゃ、どうすればいいんです？」

そう問いかけてから彼は、機械を入れてそれに見合うだけの生産をあげれば市場は狭隘だし、能率が上がった分だけ時間短縮といったところで、競争企業がある以上不可能だ、もちろん、機械化に反対して現状で行ったところで企業競争でギリ貧になるのはわかっている、どっちも駄目なら「徹底的にやる以外にないじゃないですか」とつけくわえた。棄て鉢とはいえないが、何か流れに逆って昂然としているという感じだった。

デモを見ながら僕はこの会話をかみしめていた。労働組合のすすむ道が示されていないという感じだった。こういう場合どうしたらいいのか、どこからも誰によっても明らかにされてはいないのだ。おそらく、この書記長が「ああそうか。そうすればいいのか」と膝を打つような道は存在しないだろう。そういう回答は不可能だということはわかっている。しかし、どんなに迂遠でどんなに困難であろうとも、自分たちの今の瞬間の闘争でここまで進んだ、たとえ一步でも半歩でもここまでできたといえるような、そういう展望のなかで自分の闘いが位置づけられるような道があるはずだ。たしかになければならないのだ。僕はやはり労働組合の目標、

任務、そしてその方法、手段、形態のすべてを根本的に検討し直さなければならぬと考えた。

一体こういう場合、労働組合にとってどんな道がありうるのか。単に怒りとエネルギーの爆發発散の場とするのではなく、またすぐ飛びはねて政治と社会の根本的な変革をと呼号するでもないとするれば、労働組合とはなにか？ を根底的に洗い、その任務、性格、機能をはっきりとつかみ直さなければならぬ筈なのだ。

労働組合とはなにか、それがあらためて問われなければならないのである。

労働組合の定義

もちろん、ここで求めているのは教科書ふうの定義ではありえない。そういう定義ならぬ分がある。たとえば手近かなところで労働組合法第二条は明確に定義してくれている。

「労働組合とは労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上をはかることを主たる目的として組織する団体またはその連合団体をいう」

こういうふうな定義を最初にくだしたのは、僕の知るかぎりウェッブ夫妻である。労働組合の起源、性格、機能をはじめて学問的に研究したイギリスの有名な学者、シドニーとベアトリクス・ウェッブ夫妻は一八九四年に「労働組合運動史」というこれもまた有名な本を書いた。その冒頭の一句が「労働組合とは雇用条件の維持または改善を目的とする賃金生活者の恒久的団

体である」という定義だった。もともと、この本の一九二〇年の再版では、目的のところが少し変って「労働生活の諸条件の維持または改善を目的とする……」と改められている。単に賃金、労働時間などの雇用条件だけでなく、労働生活全般の条件にひろげられたわけである。

このウエップ夫妻の定義と労働組合法のそれとをくらべてみると、たしかに幾分の違いがある。ウエップ夫妻は労働者階級の誕生とともに古くから存在したストライキ団などの一時的な団結ではなく、恒常的で持続的な団体であることを重視し、労働組合法は労働者が主体であり自主的であることを強調している。また、目的のところでも「労働生活の諸条件の維持改善」にたいして「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上」となっていることも違っている。「経済的地位」となればたしかに社会的ひろがりをもつ。さらに、組合法が「……を主たる目的として……」といっている点をあげて、ここにこそ意味があるといえなくはない。「主たる目的」という以上、主でない目的としてさまざまなことがらを含みうるからである。たとえば政治活動は「主たる目的」ではないにしろ、組合活動の枠の中にも含められるべきで、それこそこの表現の裏側にひそめられているものだと主張することも可能である。

しかし、そうみたところで、この二つの定義の間には、積極的にのべているところではそう本質的な相違があるとは思えない。「雇用条件」「労働条件」「労働生活の条件」「経済的地位」など表現や意味の幅が少しずつ違って、その維持向上が「主たる」目的であることには

変りないからだ。そういう意味ではこの二つは同じ系列の定義だと見てよからう。

おそらく誰もこういう系列の定義には異議をさしはさまないだろう。「人間の壁」の志野田建一郎にとってはもちろん賛成だろう。一〇年前、僕に喰ってかかったあの青年でも反対はしないだろう。どんなにたたかっても生活の向上はできない、だから革命が必要なのだ、と訴えているパンフレットでも、労働組合の基本的任務はとあらたまつてたずねると次のように答えるのだ。

「労働組合の基本的任務はいうまでもなく労働者の生活の改善、向上、安定のためにたたかうことす⁽²⁾」

だから、労働組合とはなにかといつても、このような最も基礎的な理解、あるいは定義の段階では別にとりたてて問題はないし、ほとんどの人が一致しているといつてよい。しかし、問題はそれから先だ。

- (1) 日本共産党中央委員会労働組合部編『階級的・民主的労働組合とは何か』二七頁。
- (2) 同右、二七頁。

2 労働組合についての四つの見方

「関連の論理」

労働組合運動はもちろんだが、日本の革新運動ほどものごとの区別より関連の方を特別に重視するところはないように思われる。とくに運動の目標や課題の場合は極端だ。試みに何かの集会に行ってみたとしよう。たとえば物価値上反対が集会の目標であり主題であったとしても、会場正面にはひとそろいのスローガンが掲げられている。平和、護憲から日韓会谈反対、原子力潜水艦阻止、ILO、合理化反対、さらに賃上げ、最低賃金制、時間短縮にいたるまで、いちおうすべての分野の主な要求、課題がすっかり揃っている。たしかに全く無関係のことが並べられているわけではない。物価値上反対と賃上げは労働者にとって車の両輪だろうし、物価値上げの要因の一つに合理化があることも事実である。戦争阻止の緊急な課題や平和憲法擁護がつかぬかえなければ、そもそも生きていくことすらできないし、物価値上反対運動の意味もなくなることも当たり前といえは当たり前だ。

この課題はこの要求と関連する、だから一緒に入れてたかわなければならぬ。この要求はこれと結合する、統一して運動しよう。こうした関連がずるとたぐられて、ついにひと

そろいということになるのだ。

笑い話にしかならないような、しかし真面目な話にこんなことすらあった。コレラの危険で台湾バナナの輸入が禁止された時、これもアメリカ帝国主義のせいだからそれとたかかわなければならぬというのだ。アメリカの蔣介石援助がなくなり、中華人民共和国によって台湾が統治されるようになれば、コレラなんか発生しなくなるというわけだろう。台湾バナナとアメリカ帝国主義、まさに「風吹けば桶屋が……」というたぐいだが、ことそれほど関連の論理は区別の論理をふみこえ、置き去りにして横行しているのである。

「労働組合とはなにか」の問題にしてもそうだ。さきへのべた定義の段階では誰も異議はない。大体一致している。「雇用条件」「労働生活の諸条件」や「経済的地位」の維持向上が中心の目標である。

だが考えてみると、労働条件は労働組合をつくる権利、要求したり交渉したり、さらに争議をおこなったりする権利が確保され、ともなわなければ絵にかいた餅になることはいままでもない。だから、労働組合運動にかんする権利の問題、その法律上の確立をめざすたかいは労働組合の基本目標に密接に関連する。むしろ全く不可欠のものだ。また、基本目標を実現しようとするれば、組合員の教育啓蒙はせひとも必要なことだし、組合員意識、階級意識をそだてる独自の計画とともに、実際の運動の経験の中からつかみとるような配慮もあっていい。さらに、

組合が会社経営や經理に關与したり介入したりすることも労働条件の向上のために必須だといふ場合も少なくない。平和の確保はもちろん労働者と労働運動にとつては基礎であり前提だろう。彈圧立法の制定とか憲法改悪などの政治反動の強化も、そこを崩されれば、ついには組合運動にも襲いかかってくるものとして重大な關連がある。政府のあり方や交替、そこから出される政策の一つ一つについても、直接間接に労働組合と労働条件に少なからぬ影響を及ぼす。今日ではそれが決定的だといふ場合もないことではない。そういう意味では「革命のみちすじ」さえも關連してはいないとは決していえない。

たしかに、すべては關係し關連し合っている。労働組合の基本目標にとつて、政治、經濟、社會の諸事件はみな何らかの關連があるのだ。しかし、だからといって、これらのすべての關連をたぐつて、あらゆる問題と課題に真正面から取り組まなければならないとしたら、労働組合は同時に政党であり平和団体であり選挙運動体であり教育機關であり、さらに会社役員会でなければならぬということになるだろう。労働組合が政党に從属したり、組合業務が完全にストップするほど選挙に没入したり、平和運動で完全に采配をふらなければ承知できなかったりするのは、すべてこの「關連の論理」が背後にあつて一つの支えになつてゐるからだともいえよう。

だが今度は逆に、こうした關連の一切を断ち切つて、「労働諸条件」「經濟的地位」の向上

だけに文字通り限定するということになればどうなるか。それはまたとんでもない結果におちいるのだ。

たとえば全日本司厨士協会という団体がある。僕の友人の一人も加盟している西洋料理専門のコックさんたちの組織である。この協会の目的をしめす大会スローガンの筆頭は「司厨士の社会的経済的地位の向上を」となっているという。おそらく理髪師でも美容師でも、医者でも薬剤士でも、そういう職業的団体のすべてがこのような目的を掲げているだろう。その限りでは労働組合の基礎的な定義の表現と少しも変らない。いや、これらの団体にしても、必要とあれば選挙運動もやるし、政府に圧力もかける、団体交渉めいた要求や闘争も展開するのだ。それは正に労働運動を上回る激しさになることすらある。

だから、労働組合が「関連の論理」の一切と絶縁することは、こうした職業的団体、同業組合にも及ばないということになるのである。関連の論理を切断することはできないのだ。そうすると、問題はどのような関連をつけるべきか、どれが正しく、どれが正しくないか。その判断をどうつけるべきなのかということになってくる。

目的達成の手段

いや、それだけではない。労働組合の目標はさまざまな関連でひろがっていくが、労働組合とはなにかという問題は、こういう目標や課題の関連を整理することにつきはしない。同時に労働組合運動のあり方と形態、つまり目標にたいする手段、

方法の問題でもある。労働組合の定義の段階での目標に異議はないとしても、そのためにどうするのか、どういう手段、方法、形態をとるのかという点で、労働組合の理解はまた大いに異なってくるのだ。

労働組合の最大の力、そして目的達成の唯一の方法は団結である、といういい方はもちろん間違いではない。団結、それこそ労働組合のあらゆる手段、方法の基礎である。しかし、いうまでもなく団結とは心をあわせて、ただじっとしていることではない。団結した力をどう發揮するかが問題のはずだ。むしろ、どんな力を發揮するために、どんな手段と方法にそって、団結するかが現実的には問題になってくるのである。

たとえばストライキということをとってみても、ただ仕事を止めることだけに意義があるのか、それとも、それを通じて資本への反抗を表現するのかは、決してどうでもいい相違ではない。労働条件の維持改善の目標にとって前者では仕事の中止自体が主要な手段であり、後者はそうした形態をとった労働者の圧力が主なものと考えられるからである。もっと大まかなことをいえば、労働者の生活向上の主要な方法はストライキなどの労働組合闘争なのか、それとも選挙や立法闘争をふくむ政治の変革にあるのかということもある。前節で引用したパンフレットののように、「どんなにたたかってもほんとうの生活の向上も安定も実現できない」かどうかにかかわる問題である。

少し極端にいつてみれば、労働運動がはじまって以来の、ほとんどの意見対立、抗争、離合集散が、団結の力の發揮の仕方、方法、形態をめぐっているのである。労働組合とはなにかの問題は、実はこうした点に深くかかわっているのだ。

いくつかの学説

だからこれまで見てきたことから総括的にいえることは、労働組合とはなにかの問題は、定義の段階の目標が、どんな関連をもって社会的政治的な動向とかかわるのか、そしてまた、目標に向っての手段、方法、形態はどこに求められなければならないのかということになるように思われる。もっといえば、労働組合が社会的存在として發揮する機能と性格を全面的にあきらかにすることでなければならぬのだ。そういう意味での労働組合の本質論を問うことなのである。

労働組合の本質論、少しこむつかしくなったが、そういう本質論はそれなりにさまざまな学説として存在している。一つ一つ紹介して検討することは、とてもできそうもないので、アメリカの学者がこれまでの労働組合の本質についての学説を区分して整理しているのが見つかった⁽¹⁾ので借用してみよう。次の五つである。

- (1) 労働組合を一種の道義団体とみるもので、初期の熟練工や職人を中心としたクラブト・ユニオン（職能別組合）が相互扶助をおこなっていた時代の労働組合観。
- (2) 労働組合を社会主義の学校だとみる「マルクス主義」の組合観。

(3) 労働組合をもって資本主義にたいする心理的な反動としての労働者の抗議とみるもの。

(4) 労働組合をもって労働者の物的福祉の追求とする経済団体説。

(5) 労働組合とは勤労大衆の社会的地位、とくに経済的自由の拡大を狙いとして歴史的な民主主義過程の一つの因子とする社会的制度説。

おそらく労働組合本質論の所説はこれだけにつきはしないだろう。しかし、これらの学説についてそれを比較検討することがここでの仕事ではない。学説を学説として検討することは、それ自体たいへんなことで、僕的能力をはるかに上回る問題だからである。ただ、労働組合とはなにかという日常的で実践的な疑問に答えるには、このような意味での労働組合本質論に近づいてみる必要があるということをあきらかにしたかっただけである。

そうだ。労働組合とはなにかを教科書や解説書ふうの定義に求めるのではなく、その力の源泉、手段、方法、さらには社会的政治的な諸関連の中での正しい位置づけを含めた問題として追求するならば、それは労働組合のギリギリの本質を問うことになるのだ。労働組合の運動理念、運動課題と方向、形態、組織原理と体制など、さまざまの局面と段階におこってくる問題をその根本において首尾一貫して規定することができるような労働組合本質論の追求なのである。それがあきらかにならば、活動のあり方や方向がそこから引出せるような、そういう労働組合論がうちたてられなければならないのである。

運動の中
の組合論

もとよりそれは頭の中でひねり出せるようなものではあるまい。さきのアメリカの学者の分類のどれか一つでこと足りるということでもなさそうだ。なぜなら、特に日本の労働組合運動の現実の中で考えると、これらの規定はいずれも問題をピッタリと解明しているようには思えないからである。

それならどうするか。むしろ、現実の労働組合運動の中からつかみださなければならぬのだ。そしてその手がかりはある。それは現実の運動の中に存在する労働組合論を検討してみることである。

意識しているか、あるいは首尾一貫しているかどうかはともかく、あらゆる組合運動者にはそれなりの労働組合観があり、組合論がある。一つの行動、政策、動向には必ずその背景にそれを支える組合理論が存在する。一〇年前に僕に質問したあの青年は青年なりに、また『人間の壁』の志野田は志野田なりに、そして、「徹底的にやる以外にない」といった食品工場の書記長は書記長なりに、それぞれの労働組合論を十分に意識せずともまた理論化されていなくとも、胸にひめているはずだ。こうしたさまざまな組合論が互いに矛盾し対立し、そして総合化されて現実の労働組合運動を形づくっているわけだ。

最底辺では、おそらく労働組合を単なる親睦団体くらいにしか考えない組合観もあるだろう。あるいは、どこの会社にもあるから、うちにもないと恰好が悪いというアクセサリー視もない

ことはなからう。しかし、少なくとも運動を規制し、そこで大きな潮流を形づくっているものとなれば、いくつかに整理することが可能なはずである。現実の日本の労働組合運動の奥深いところで、さまざまな行動を生みだす基礎となっている労働組合観は次の四つくらいだろう。

第一は、先の分類にもあったように、労働組合を「社会主義の学校」ととらえるもの。

第二には、労働組合を最も根本的には「労働力の販売独占組織」としてとらえ、そこから発想するもの。

第三には、労働組合の主な機能を「プレッシャー・グループ」と同一視するもの。

第四は、資本の横暴や行きすぎに対する単純な「良識の府」としての役割を想定するもの。

これらの労働組合観は明確には意識されることなしに、現実の労働組合の政策と行動を規定している。しかも、それぞれかなり対照的な指向をもっているのだ。たとえば、ストライキという問題を取りあげてみよう。第一の「社会主義の学校」論ではストライキは絶好の階級的訓練と意識の注入の場であり、革命的演習の機会だ。第二の「販売独占」論からいけば、ストライキは労働力の単純な売り止めすぎない。それ以上でも以下でもない規定されるだろう。第三の「プレッシャー・グループ」的思考からすれば、物情騒然たるプレッシャーの有力な起点とみなされうる。そして、第四の「良識の府」としての役割を期待するものにとっては、ストライキは良識を守りぬくために最悪の場合にだけ活用をゆるされる、いわば「抜きたくない

伝家の宝刀」としての意味をもつものだろう。

このようになかなり異なった指向、その背後にある組合論、これを一つ一つ検討し、その是非をあきらかにしながら、その中から真の労働組合本質論に接近していくこと、それがどれほどでさるかわからないが、ともかくもやってみようというのが以下の仕事である。

- (1) マーク・パールマン 『アメリカの労働組合理論』。マーク・パールマンは有名な労働問題の研究者で、『労働運動の理論』（松井七郎訳、法政大学出版社）という邦訳書もあるセリグ・パールマンの息子で、同じく労働問題を専攻している。

第Ⅱ章

「社会主義の学校」か？

1 労働組合と政党

“党の見地に
立たせる”

一九六四年の春闘のヤマバとなった四・一七半日ストライキの計画に、日本共産党は真向うから反対した。そしてそれは、まことに「左翼」政党にあるまじきことと、ごうごうの非難がわいた。その記事を新聞で読みながら、僕はある情景を思い起こさざるをえなかった。これも、ずいぶん前になるが、僕のささやかな経験である。

東京都内のある薄汚い畳敷きの部屋で、日本共産党T地区委員会の労働組合グループ会議がひらかれていた。ちょうど首切りが時を同じくして地区内のいくつかの会社で発表され、ストライキで反対しようという気運がもり上がっていた。これらの経営の労働組合幹部の党員が集まって対策を協議していたのだ。僕もその末席につらなっていた。地区委員会のえらい人が、だいぶ前から熱弁をふるっていた。うまいしゃべり方だな、いくら練習したってあんなにうまくは僕にはしゃべれないな、と話を聞きながらひとりで感心していた。そのうち、熱弁も終りになる気配がして、えらい人は最後にかなり思い入れよろしくしめくりをここのべた。

そのところだけが僕の耳に残った。

「つまり、ストライキをやるべきか、やるべきでないかという問題の立て方は正しくない。要はいかにして党の見地に労働組合を立たせるかだ。この点をしっかりふまえて今後の行動をきめてほしい」

なるほどうまいことを言うもんだな、要は党の見地に立たせるかどうかか、僕はつぶやきながらも、何か胸にしっくりと来ないものを感じていた。

労働組合を党の見地に立たせる、この場合は党の見地とはおそらく共産党の主張する当面の政治的主張であり、政策のことだろう。だが、そうすると労働組合はどうなるのかな。労働組合は政治的立場のいかんを問わない大衆団体だから、そう簡単に全員が共産党の主張に同調するはずはない。そうすると労働組合がみずからの運動と闘争をすすめていけば、結果的に党の主張する立場と一致するはずだから、それを促進せよということかな。いやさっきからの熱弁で、一にも、二にも、三にも宣伝といていたところからいうと、そうではないのかもしれない。労働組合内の党員が党の見地に立てという意味かな、それならいいし当然のことなんだがな。いや待てよ、労働組合を党の立場に立たせる、たしかそういったな。そうするとどうなるんだらう。僕はその結びのところだけを吟味しながら、こうも考えられる、ああも考えられると、さまざまに思いめぐらしていた。

ただこれだけのことだったのだが、四・一七スト問題で反射的にその場面を思い起こしたの
は、この時の疑問が国際労働運動のなかで大問題だった一時期があり、それが解決されている
ようで実は一向にはっきりしていないことを後年になって知ったからだ。そして四・一七問題
はそれと無関係でないと思っただからだ。

シュツットガル

ト大会での討論

それは政党と労働組合の関係をめぐる第二インターナショナル、シュツット
ガルト大会での討論のことである。一九〇七年にひらかれたこの大会は、労
働組合は政党にたいして「中立」であるべきか、それとも「緊密な連繫」関
係をもつべきか、という当時の国際的な論争の頂点とも、また一応の解決点ともなったことで
知られている大会である。今日でも政党と労働組合の関係の問題といえれば必ずといっていいほ
ど引用される決議がそこで採択された。決議の要点をあげてみよう。

- 一、労働者階級の政党と組合には、そのおのおのの組織の性格によってきだめられている行
動の領域がある。つまり、組合は主として経済闘争の領域で行動し、政党は主として政治
闘争の領域で行動する。そしてそのどちらも、労働者の解放にとって欠くことができない。
- 二、それぞれの領域において、党も組合も外からの干渉によらないで、自主的に独立して行
動すべきものである。

三、しかし労働者階級の闘争のなかには、政党と組合の協力によらなければ有効に闘えない

領域があり、そしてそういう領域はますます拡大する。

四、そのために、組合に必要な統一を妨げない限り、党と組合との間は、より緊密な、そして、より永続的な関係が結ばなければならない。

「政党は政治闘争、組合は経済闘争」というふりわけは、ごく最近の日本社会党組織問題草案⁽¹⁾にもあった表現だが、ともかくこの決議では両者の「緊密な関係」が主張されており、以来そういうものと解されてきた。労働組合の政党にたいする「中立」の立場は否定されたとされているのである。

ところが、この決議の背景になった討論の過程をしらべてみると、⁽²⁾「中立」の擁護にしる、また「緊密な連繫」の立場にしる、その主張は決して単一ではなかったことがわかる。実にさまざまに分岐していたのである。まず「中立」の主張は政治的階級的に中立であるべきだとするものと、ただ政党的に中立でなければならぬとするものがあつた。この両者の相異は決してわずかなものではありえない。「緊密な連繫」の主張はさらに複雑にわかれていた。それは「組織的な連繫」と、組織的にはなく「理論的思想的に連繫」すべきであるという立場に大別された。そして、「組織的な連繫」はその最極端に労働組合の党への加盟という主張があり、そこでは組合員は同時に党員と名乗ることが許されるべきであるとされた。ついで、非党員は非党員として組合から排除することなく党へ加盟すべきだという主張があつた。レーニン

なども一時この主張に同調したことがあった。さらに、党と組合は相互に執行委員などを交換して指導部に参加させるべきだとする代表交換制の立場があった。また、「思想的理論的な連繫」にも二つの異なった主張があった。一つは労働組合による政党の指導の公然とした承認を求めたものであり、もう一つはただ組合内の党員の活動によってのみ「思想的理論的な連繫」を実現しようとするものだった。

当然想像されるように、これらの主張は相互にかなり入りくんだものであった。たとえば、一方は「中立」、他方は「連繫」の立場ではあったが、政治的階級的中立を否定し、ただ「政党的中立」のみを主張するものと、組合内党員の活動によって思想的理論的な「連繫」を確保しようとする主張は、本来、統一的に把握さるべきものであったことは疑いない。しかし、いずれにしろシュツットガルト大会決議は、このような複雑で多岐にわかれた主張の激突の結果、採択されたものだった。したがって、「連繫」の立場に立つ決議だとはされたが、ごく一般的でとりようによってはどうにでもとれる表現しか見出せないのは、ある意味では当たり前かもしれない。

政党からの自立

シュツットガルト大会はこのようにして終わったが、この政党と労働組合の問題は、その後も国際労働運動の中の懸案の一つであった。文字通りのかけ足で追ってみるしかないが、国際労働運動自体は、その後、第一次世界大戦ぼっ発とともに第二

インターナショナルの崩壊、国際労働組合連盟の機能停止という事態を迎える。そして、大戦後の再建にあたっては、社会民主主義の立場に立つ国際労働組合連盟（いわゆるアムステルダム・インターナショナル）と共産党指導下の赤色労働組合インターナショナル（略称プロフィンテルン）に二分されるに至る。さらにその後、プロフィンテルンは人民戦線戦術の展開にもなつて一九三八年に自発的に解散し、再統一は一九四五年、第二次大戦での反ファシズム勢力の勝利の中で世界労連が結成された時であった。

このような流れの中で、政党と労働組合の問題は、ある場合はより尖鋭で緊急な問題として討論され、さまざまな変貌を経過してきた。

とくにプロフィンテルンの場合、その変化は急角度だった。まず結成にあたっては、プロフィンテルンのコミンテルン（国際共産党）への加盟がロシア労働組合代表から主張された。シユットガルト大会での「組織的な連繫」の最極端の立場である。これには反対が多く実現はしなかったが、妥協的に両国際組織の執行委員の相互代表交換制に落着いた。しかし、それも一年間で誤りだったとして廃止された。労働組合と政党は形式的に結合すべきでなく、実質的に内容的に指導と被指導の関係に立つべきものとされたのである。この関係はプロフィンテルンの活動期間の大半を一貫して続けられた。だが、一九三五年、反ファシズム人民戦線戦術にさいしては、「われわれは、統一労働組合のすべての政党からの独立について協定をむすぶ用

意がある」^③とのべられ、さらに世界労連結成による再統一のさいには、「労働組合は政治的団体ではない。労働組合の主要目的は、政治、宗教および思想上の信念ないしはその組合員の種族の如何をとわず、労働者階級の生活水準を向上することにある」と堂々と宣言されるにいたったのである。

このように、プロフィンテルンはこの期間に労働組合の党への加盟から、完全な自立、独立にいたるまで、まさに一八〇度の転換をとげているのだ。その間、約二五年、歴史的に見れば、ほんのわずかの期間である。

他方、アムステルダム・インターナショナルの潮流は、各国ごとの相違は勿論あるが、ほぼ一貫してシュツットガルト決議の線を踏襲してきたように思われている。しかし、それにしても、その理解の重点は、次第に「緊密な関係」をうたった決議の三、四項目より「自主的で独立的」であることの一、二項目に移行してきたというのが実情のようだ。どうにでもとれる決議であっただけに、その点はかなり柔軟でもあっただろう。

いずれにしても、この決議以後、今日にいたるまでの世界労働運動の流れは、労働組合の党への従属が次第に薄れ、独立、自主の立場が漸次、明確にされていく過程であったと見てもよいだろう。世界労連の結成の際の諸決議は、そのことをいわば最終的に確認したものであった。

今日では、もう労働組合の政党への従属を公然と主張する勢力も流派も全く存在しないといつてよい。その自立的独立的存在はことあるごとに強調されているところだ。

しかし、それにもかかわらず、この政党と労働組合の関係の問題は疑問の余地のないまでに最終的に解決され、定着したとは、どうしても思えない。現に混乱があるのは、誰の目にも明らか事実だが、それは単にこうした労働運動の動向を理解していないせいだといっただけでは、どうしてもすまされないところがありそうである。それは一体、何なのだろうか。

結論を先にいえば、社会主義をめざす政党の側からはどうすべきなのかが、あまり明らかになっていないためではないだろうか。

考えてみると、シュツットガルト大会のあの複雑な論争では、政党と労働組合の関係というかたちをとっていたが、中心の問題意識は、主として社会主義の実現をめざす政党の立場から、労働組合をどう見るべきか、全体としてどう位置づけ、どう方向づけるかということにあったようである。論争が第二インターナショナル、つまり政党の国際組織の舞台でおこなわれたことから、それは当然でもあった。政治的階級的にも中立であるべきだとするトレード・ユニオニズム（労働組合主義）の潮流は別として、その点では「中立」といい「連繫」といっても社会主義をめざす共通の基盤の中での具体的なあり方をめぐる論争であったといつていいだろう。

だが、その後の歴史の経過の中であきらかにされてきた労働組合の政党からの自立的独立的立場の確認は、主として大衆組織としての労働組合の性格と労働運動の基礎的なあり方から導き出されたものであるように思われる。労働組合が政党政派や思想、信条を全く問わない大衆組織であり、可能なかぎりの広範な団結こそが、闘争の勝利の道であることを出発点として、それはうち出されてきたものといえる。問題を労働組合の側から見てうちたてられた確認だった。

勿論、労働組合の独立・自主は同時に政党からみても、そうあるべきことだ。だが、それらから政党は全く無関係で労働組合には手もふれないというものであるべきか。政党の指導性とか労働運動で占めるべき役割といわれるものはどうなるのか。個々の党員が組合の内部で党勢拡張運動をおこない、その範囲内だけで党の方針を具体化し運動していくに止めるべきものか。政党は一般的アピールを組合運動に対して行なうことしか出来ないのか。

政党はどうすべきなのか、どんな方法で活動すればいいのか、またいけないのか。それらは一向に明らかにされてこなかった。シュツツトガルト大会をめぐる討論点は、その後の二五年間に労働組合の自立的自主的性格の確認でおわったが、よりつつ込んだ解明のないまま未解決に放置されているといえるのではあるまいか。

前衛と後衛

そこで、「党の見地に立たせる」というような政党のがわからずする何気ないような発言、いや党のがわからず考えれば、全く当然のことでは何の文句のつけようもなさそうな発言が、受けとる労働組合の側に立つものにとつては、どうしたらいいのだろうかとまどわざるをえないものとさえなるのである。

政党がその政策を宣伝し見解をのべ、いわばその見地に同意と同調を求めることは当り前のことだ。当り前というより、それこそが政党の機能の最重要な側面の一つであることは疑いもない。その場合、同意と同調を求める対象が個人であろうと集団、組織であろうとちがいはないはずだ。労働組合を労働組合として、つまり個々の組合員に個々の党員なり党組織なりが影響をあたえ支持と同調を求めるにとどまらず、集団としての労働組合にもそれを求めることもこの立場からいえば何ら異とするに足りないことだ。

マルクス主義には「前衛」という言葉・概念がある。前衛政党、前衛部隊などと使われているものだ。労働者階級のなかにはいろいろな組織がある。労働組合がその代表的なものだが、そのほかにも協同組合やサークル、研究会などもある。このようなたくさんさんの組織、部隊のうち、労働者階級を基盤とする政党組織は、これらとちがった資質をもつし、もたなければならぬ。つまり、労働者階級の未来の利益である社会主義にむかって労働者階級を指導していくことだ。指導していくためには現実には現実に労働者階級の闘争の一步前に立ち、みずから先頭に立つ

て戦闘的に闘いながら、社会主義への現実の起動力とならねばならないのだ。労働者階級の政党は他の諸組織とちがって、「前衛」でなければならぬといわれるゆえんだ。政党が「前衛」なら、その他の組織は「後衛」ないし「中衛」というわけにならう。だから、「前衛」の立場から、それと同じ立場に「立たせる」という意識と態度も当然生まれてくるのだ。

労働組合は自主的自立的であるが、党の側は同じ立場に「立たせ」なければならぬ。この前衛からする組合に対する態度が明確にならないかぎり、政党と労働組合との関係が最終的に解決したとはいえないように思うのだ。それをめぐる疑問、具体的なあり方の未解決が、今日の混乱の一つの基礎となっているのではないか。

そしてそこに、労働組合を「党と大衆とをつなぐ伝導ベルト」、「社会主義の学校」と見なす、かつての定式が今なお生きつづけている原因があるように思われてくるのである。

- (1) 日本社会党組織問題委員会の「組織問題に関する報告」(第一次草案)
- (2) この討論はゲー・ジノヴィエフ「労働党と労働組合」(大正一三年、改造社版)にもとづいて整理してみた。
- (3) デイミトロフ「反ファシズム統一戦線」(勝部元訳、国民文庫版)一五五頁。

2 レーニンの『労働組合論』

聖典視された本

労働組合を「党と大衆をつなぐ伝導ベルト」、「社会主義の学校」とするかつての定式、と僕は書いた。それはマルクス主義のレーニン段階の定式と受けとった人も多いだろう。

僕がレーニン『労働組合論』と表題されたセンカ紙の薄いパンフレットをはじめて手にしたのは昭和二二年、二・一ストが不発におわってしばらくした時だったと思う。もうそれは手許にないのでたしかめようもないが、日本共産党東京都委員会の発行かなにかで、正規の出版物というよりも、党内資料のようなものであったと思う。それが戦前に出版されたレーニン著、野坂鉄・有村俊雄訳『労働組合論』（昭和五年、希望閣版）の複製版だと知ったのはしばらくたってそれを入手してからのことだった。レーニン著『労働組合論』とある以上、これこそ労働組合についてのマルクス主義、レーニン主義の基本を示すものにちがいないと信じて、僕は曲りなりにも何べんか読みかえたものだ。

戦前の希望閣版を持ちまわっていると、戦前からの運動参加者でなつかしそうに手に取り、

「聖典みたいな気持で読んだものだよ」という幾人かの人にも会った。そう、まさにそれは「聖典」のように扱われたものだったらしい。

戦前版の発刊された昭和五年といえば、当時の運動はどんな状態にあったのだろうか。手もとの年表をくってみると次のように出ている。

昭和三年三月 三・一五事件といわれる共産党、左翼運動者の一斉検挙弾圧。

同年四月 日本労働組合評議会に解散命令。

同年一二月 日本労働組合全国協議会、全国代表者会議で事実上発足。

昭和四年四月 四・一六事件、共産党員の大量検挙。

同年 横浜ドック、横浜市電、東京市バス、大同マツチ、東洋モス、東京電灯、東京市従な

どの争議あいつぐ。

昭和五年五月 武装メーデー・デモ。

同年六月 全協刷新同盟結成され一一月に解散する。

同年 芝浦、鐘紡、東京市電、星製薬、東京モス、富士紡などに争議続発し、この年二、二

八四の争議件数、一九万の参加労働者数で、大正八年以来の新記録となる。

同年八月 赤色労働組合インタナショナル（プロフィンテルン）第五回大会で日本問題を決議。関係のありそうなことだけを書きぬいてみたが、見る通り、日本ではじめてマルクス主義的

左翼の立場に立って結成された日本労働組合評議会が弾圧によって解散させられ、その伝統をついだ日本労働組合全国協議会（全協）が非合法裡に創設され悪戦苦闘を展開しているさなかだ。全協は最盛時においても二万人にみたない組織人員だといわれるが、その僅かな勢力にしては数多くのストライキ闘争をふくむかなりの運動を展開した。弾圧もあいつぎ、内部抗争もからんだ極度に困難な条件のなかで、戦前の日本の戦闘的労働運動の最後の華をかざって散った労働組合であった。レーニン著『労働組合論』なるものは、その全協のまだ上り坂の段階にだされている。

今日でもそうだが、レーニンのものといえば左翼運動者の間では千鈞の重みをもつ。戦前、非合法裡の運動ではなおさらだったろう。レーニンがどんな状況のなかでどういう必要にせまられていったのか、十分に検討され練りあげられたものなのか、それとも現実にうながされた簡単な発言なのか、そういう区別や背景の追求などは全く問題にもならない。レーニンがいったというその部分だけが、まさに呪文のようにあがめられ絶対視されて通用したのだ。レーニン著『労働組合論』とあれば、労働組合運動についてのレーニン主義のエッセンスがこめられているものとして「聖典」あつかいされたらうことも当然である。

この本の序文によれば、レーニンは「哲学、経済、政治上の理論については浩瀚なる著作を遺したにもかかわらず、労働組合については殆んどまとまった一書を遺さなかった」。しかし、

それはレーニンが労働組合について何も書かなかったことではない。いや、彼はその生涯を通じて「数多の新聞雑誌の論説や諸種の演説において、あるいはその全論文をあげて、あるいは断片的に彼のすぐれたる労働組合理論を展開した」という。だから、これらの論説、演説、著作のなかから、労働組合運動に関する部分をひきだし、整理し、体系づける仕事だけが残されており、それをおこなったのがヴェー・ヤロツキーであり、ドイツの「マルクス主義ビブリオテイク」であって、この本はそれにもとづいて訳出したものだといふのである。その目次によると、この本は三つの篇にわかれている。「資本主義治下の労働組合運動」「革命前夜の労働組合問題」「プロレタリア独裁下に於ける労働組合の任務」である。冒頭にあり、また同じく資本主義下にあるため、戦前の日本において第一編がとくに重視されたであろうことは想像にかたくない。

「何をなすべき

か？」の引用

ところが、この第一篇「資本主義治下の労働組合運動」は、大半が有名なレーニン「何をなすべきか？」の引用からなっている。書き出しの一句は次のように労働運動における自然発生的要素を論ずるところからはじまっている。

「……「自然発生的要素」とは、本質上、意識性の萌芽形態にほかならないといふことである。それに、原始的な一揆にしても、すでに意識性のある程度の覚醒をあらわすものであった。つまり、労働者は、自分らを圧迫している制度が確固不動のものであるといふ古くから

の信仰を失って、集团的反抗の必要を——理解しはじめたとはいわないが——感じはじめ、上長への奴隷的従順をきっぱりと捨てさったのである。だが、それでもやはりそれは、闘争の現れであるよりも、はるかに絶望と復讐心との現れであった。……⁽²⁾

ついで労働運動における「意識的要素」を論じた箇所が引用され、さらに自然発生的な運動は「ブルジョア・イデオロギー」の支配をもたらさざるをえないことがあきらかにされる。そして本当の「階級意識」とは何か、それはどこから生まれ持ちこまれるのか、階級闘争はなぜ政治闘争でなければならぬのかについて、「何をなすべきか？」から該当する箇所が簡潔に引用されていくのである。

だからこれを読むと、自然発生的闘争、経済闘争はブルジョア思想をひろめるだけで、真の階級意識はそこからは生まれえない。真の階級意識は外から持ちこまれ、政治教育、政治暴露をつうじてのみもたらされる。だから改良のための闘争は革命闘争に従属させなければならない、というのがそのまま労働組合の課題であると思わせられる。

だが、ちょっと考えてみるとこれはどうもおかしい。もともとレーニン「何をなすべきか？」は労働組合について論じたものなのだろうかという疑問が生まれてくる。「何をなすべきか？」は一九〇一年から二年にかけてレーニンによって執筆され、一九〇二年に発表されたものだ。マルクス主義がまだロシアの革命運動のなかに浸透しはじめたばかりの段階に大きな影響をも

っていた「経済主義者」を批判し、自然発生的な労働運動がひとりでに社会主義に到達するのを受動的に待たなければならぬという理論を粉碎し、「労働運動を革命化し、指導し、組織する力としての党」の必要を説いたものである。「ソ連邦共産党史」をみるとそこをこういっている。

「ヴェ・イ・レーニンは、労働者階級にとって新しい型の党が必要なことを見ぬいた最初のマルクス主義者である。新しい型の党、その性格、労働運動ではたすその役割、その活動の基本原則にたいする自分の見解を、ヴェ・イ・レーニンは『何をなすべきか？』のなかで述べた。『何をなすべきか？』の歴史的意義は、ヴェ・イ・レーニンがこの書物のなかで、プロレタリア党にかんするマルクスとエンゲルスの思想を發展させ、革命的なマルクス主義党——新しい型の党についての学説を仕上げたという点にある⁽³⁾」

つまり、『何をなすべきか？』は党の組織論として書かれているということだ。労働組合論では全くないのである。だから、「経済主義者」が痛烈に批判され、改良闘争は革命闘争に従属されねばならず、経済闘争に終始するのでなく、政治的教育、宣伝と全面的な政治暴露が強調されているのだ。

ところが、この本の中心的主張がそのまま『労働組合論』の名のもとに引用された。党の組織論が労働組合論のようにあつかわれ、しかも「聖典」視された。それが戦前に出版され、そ

して戦後初期にも複製されたレーニン『労働組合論』だったのである。党の任務と労働組合の任務の混同、そこから、組合運動に大きな歪みがあたえられるのはむしろ当然のことではないだろうか。

レーニンの
別のことは

ところでここで興味深いことは、レーニンは、この同じ『何をなすべきか?』のなかで、当時のロシアで労働組合運動をどう展開すべきかをちゃんとのべているということだ。レーニン著『労働組合論』では引用していない別の個所にそ

れはある。「労働者の組織と革命家の組織」という項で、党の組織はどうあらねばならぬかに関連してのべているのだ。少し長くなるが次にその要点を引用してみよう。

「労働者の組織は、第一に、職業的組織でなければならぬ。第二に、できるだけ広範なものでなければならぬ。第三に、できるだけ秘密でないものでなければならぬ。……

成員数が多いことが必要なのに、また厳格な秘密活動も必要だという、この矛盾をどうやって調和させたらよいのか? 同職組織をできるだけ秘密なものでないようにするには、どうしたらよいのか? 一般的に言って、このためには二つの道しかありえない。すなわち、同職組合を合法化するか、それとも、組織は秘密をたもつけれども、組合員大衆にとっては秘密活動がほとんどゼロになってしまいうくらい『自由な』ほとんどきまらなかった形のない、ドイツ人のいうルーズなものにするか、どちらかである。……

もつともたしかな、経験に富み、鍛錬された労働者たちからなる、かたく結束した小さい中核があつて、主要な諸地区に世話役をもち、もつとも厳格な秘密活動のあらゆる規則にしたがつて革命家の組織と結びついているなら、それは大衆のもつとも広範な協力を受けながら、どんなきまつた形をとらなくとも、職業的組織に課せられるいっさいの機能をはたし、そのうえまさに社会民主主義派にとって望ましいやり方ではたすことが完全にできるであろう。……この「成員のいない組織」は、必要なことはなんでもやるだろうし、またわれわれの未来の労働組合と社会主義とのしっかりした結びつきを最初から保証するであろう」

レーニンはこの「何をなすべきか？」を書いた段階ではこのようにいつているのだ。その内容自体については後でふれよう。ともかくレーニンは専制の国ロシアで労働組合をこのような「ルーズ」で、ほとんど「成員のいない組織」のようなものとして構想していたのだ。厳格な秘密活動と中央集権制による職業的革命家の組織としての党と、このようなルーズな労働組合のあり方が「何をなすべきか？」の中で主張されたのだ。

レーニン著『労働組合論』で労働組合の任務のように主張されたのとは全く逆なのだ。

ところで、何故こんなことになっているのか。それは、簡単にいえばこの本を編集し「何をなすべきか？」から引用したものの側が、労働組合を党とあまり変らないものと見ていたためだ。そういう眼で見、ものを考え、そして必要な箇所をそのために引きだしたからだ。政党と

労働組合の同一視、それは何故生まれか、次の問題だが、その前に、いやそのためにも、レーニンの労働組合観をもう少し追ってみよう。

- (1) 最近の四・一七ストを「自己批判」した共産党の文書には、レーニンが労働組合論について語った言葉を断片的にとり出し権威づけをするという方法の見本がある。
- (2) 大月書店版「レーニン全集」の訳文によった。以下も同じ。
- (3) 日本共産党宣伝教育部訳「ソ連邦共産党史」第一冊、(国民文庫版)、七四頁。

3 「伝導ベルト」論

中立性と党派性

レーニンは「何をなすべきか？」の中で「きまつた形のない」「ルーズな」労働者組織を主張した。レーニン全集をしらべてみても、それ以前にはロシアで労働組合をつくる必要に言及した箇所はなさそうである。かえって、西欧のような恒久的な労働組合をつくる必要をあまり強く考えていなかったと思えるふしさえある。たとえばこういっている。

「ストライキが成功するには、ストライキのあいだ労働者の生活を維持するための基金が必要である。こうした基金組合をもまた労働者は（ふつう個々の業種、個々の職種または同職の労働者で）、すべての国で組織している。しかし、わがロシアは、警察がそれをさぐりだして金を没収し、労働者を逮捕してしまうので、これはとくに困難である。……こうした基金組合をもうけることは、もちろん有利だし、われわれも労働者がそういうことにたずさわるのを止めようとはおもわない。しかし、法律が労働者の基金組合を禁止している状態では、それが多数の加入者を引きつけようと期待するわけにはいかない」⁽¹⁾

「専制の国ロシア」という条件のもとではきわめて厳格な秘密活動が保証されない以上、基金組合でも同職組合、労働組合でも恒常的に存在しつづけることは困難だとみていたわけだ。だから、はじめて労働組合をつくる必要を主張した『何をなすべきか？』では、「きまった形のない」「ルーズな」組織であるべきだといったのだ。

したがって、こうした「ルーズな」組織である以上、それと政党との関係も厳密なものを求めるはずはない。「組合の一員となるには社会民主主義者でなければならぬと要求することはわれわれの利益にはならない。……われわれの影響は組合員の社会主義者とその同志たちに直接に意識的に働きかけることによってあたえられる」といって、労働組合が組織として社会主義をめざしたり、社会主義政党の指導を直接に受け入れたりすることを必要とは認めなかった。つまり、当時の用語でいえば、「労働組合の中立性」を擁護した。ところが、それから数年後、一九〇四年にはこの中立性の立場を変更するにいたる。「一歩前進・二歩後退」で、「組合は社会民主主義組織の『統制と指導のもとに』活動しなければならぬ」とのべているのである。中立性にたいして「労働組合の党派性」あるいは「密接な連繋」の主張の側に立ったわけだ。だがさらに数年後の一九〇六年になると、「すべての党組織は無党派労働組合を結成し援助し」(「ロシア社会民主労働党統一大会に提出すべき戦術綱領」というふう)に、また無党派の労働組合に賛成するように変るのだ。そしてまた一九〇七年には、「労働組合による社

会民主党の思想的指導の承認や、労働組合との恒常的な事実上の組織的結びつきの確立をたえず促進する」(「ロシア社会民主労働党第三回協議会」)と再び党派性に変転するのだ。中立性——党派性——中立性——党派性と四回もその態度を変更させたのだ。

レーニンの動搖

この党派性と中立性をめぐる問題は、さきにものべたように、当時の国際労働運動のなかでの大問題だった。ヨーロッパ労働運動、社会主義運動は、これをめぐって大きく二分され、激烈な論争がくりかえされていた。労働組合が党派性の立場にたつこと、つまり政党の指導をみとめ、密接な連繫関係をもつべきだという主張は、おおむね左翼的立場とみなされていた。これに反して中立性、つまり政党からの独立を説くものは右派的立場に多かった。この論争の結果が第二インターナショナルのシュツットガルト大会で党派性に主眼をおいたとされる決議を採択したことはさきにものべた通りだ。レーニンもこの論争の渦中の人だった。結局は党派性の主張の立場に立ち、シュツットガルト大会でもそれにくみしたわけだが、それに到達するまでには、このような四回もの態度変更があったのだ。表面的にみれば、レーニンはこの問題で動揺したといってもいいすぎではなさそうだ。

なぜそうなったか。レーニンは一般的に労働組合のことを知らなかったわけでは決していない。マルクスの第一インターナショナルの活動は知りつくしていたし、ウエップ夫妻の『労働組合運動史』とならんで有名な『産業民主制論』という労働組合の構造と機能を解明した本をロシア

語に訳したのは、ほかならぬ彼であったという。だが、この当時、ロシアには現実に労働組合がほとんど存在していなかった。あっても萌芽的なものか、あるいは出来てもまたすぐ消えていくような浮動的なものにすぎなかった。確実な統計は見当らないが、マルコフ「ソヴェト労働組合運動史」によると、ロシアの労働組合は一九〇五年の第一次ロシア革命の過程ではじめてつくられた。それは一九〇七年には三〇万人を組織するまでに達したが、反動の嵐とともに一九〇九年には一万四、〇〇〇人に激減し、一九一四年ごろから再び増大にむかうという消長があったという。つまり、当時のロシアには西欧の労働運動のように、かなり強固に社会に定着し恒常的な活動を公然と展開するような、社会的勢力としての労働組合は存在しなかったのだ。

はじめはつくる必要すら強くは主張せず、ついで「形のない」「ルーズな」ものを構想し、さらに政党との関係で四回も態度変更をおこなったレーニンの労働組合観の背景には、このように社会的勢力としての労働組合の欠如という事態があったわけだ。労働組合と政党の関係について定見をもちえなかったのも、当然かもしれない。

このように、恒常的で社会に根をはった労働組合組織は存在しなかったが、労働者の要求と闘争、そしてストライキは非常に広範におこなわれた。労働組合が全く存在しなかった時期でもストライキ闘争のひろがりはめざましいものがあった。そして、このようなストライキの広

範で激烈な展開、だが組合組織の未成熟という状況のなかで、あの社会主義革命が準備され、そして成功をおさめていったのだ。

レーニン主義の一つの意味は、西欧のような民主主義が未確立の社会情勢のなかで労働者階級が資本主義を打倒し、社会主義の権力をうちたてたことにあり、労働組合の組織化、定着化の欠如は、ロシア社会主義革命の特殊性の一つの条件だったといえるのだ。

ロシア労働

運動の模倣

ところが、地球上ではじめてのこの社会主義革命の経験が各国の共産主義者によって典型とされ模範とされ、ついに模倣されるにいたって、この特殊性は次第に忘れさらられるようになった。そして政党と同じく労働組合運動についてもその経験の引きうつしの傾向が強まることとなった。レーニンの言葉なら、時、所を問わず絶対の権威をもつものと受けとられた。労働組合の定着のない状況でさまざまに語られた言葉が、そのまま巨大な労働組合運動をもつ国々にもちこまれ適用された。条件と情勢の相異は無視され、都合のいい箇所だけが引用された。政党と労働組合の緊密な結合、労働組合の「党派性」の立場が、シユツツトガルト大会以後のレーニンの立場であったところから、それ以前の「中立性」を主張した箇所は意識的に引用から避けられた。そして、ついには労働組合についてでなく、党について語ったところさえ、労働組合論として引用され抜粋されるにいたったのである。戦前のレーニン著『労働組合論』はそうして出来上がったのである。

党についていわれたことが、そのまま労働組合にあてはめられてあやしまれない、そこには労働組合という組織はなくても労働者の運動と闘争の激動だけがあり、そこから強固な党をつくり上げる可能性が存在すればそれで十分だ、したがって逆に労働組合がもし存在するとすれば、党を強化するためにこそ活用されるべきだという視点があきらかに存在したのではないだろうか。つまり労働組合は党の補助物なのであり、要員の補充部隊であり、そして大衆と党とをつなぐ単なる「伝導ベルト」にすぎないのである。だから、労働組合の特別の性格を尊重するのではなく、党がもつべきさまざまな資質がそのまま持ちこまれる革命の学校、社会主義の学校だと見なされるにいたるのだ。

もともと、「労働組合は社会主義の学校である」という言葉はマルクスのものである。だがこの言葉は党と労働組合を同一視するためではなくて、それを区別するためにいわれたことだ。たとえば、マルクス『ハマンとの会話』にはこうある。

「もし労働組合がその任務をはたそうというのであったら、けっしてそれは、政治団体と関係したり、そうした団体に従属したりしてはならない。こうしたことがおけると労働組合に致命的な打撃をあたえるものである。労働組合は、社会主義のための学校である。労働組合のなかで労働者が訓練されて社会主義者になるのは、労働組合では彼らの眼前で毎日のように闘争がおこなわれているからである」

レーニンも、一九〇七年以来、党と労働組合の緊密な結合を説いてきたが、このような表現を使ったのは、革命の成功ののち、プロレタリア独裁下の労働組合の任務にふれて「共産主義の学校」であるといったときからのようである。

プロフィンテ

ルンの活動

むしろ、こうした定式化をおこない、それを労働組合運動の最も基礎的な原理にまで仕立てあげたのは赤色労働組合インターナショナル（プロフィンテルン）であり、とくにその書記長だったロゾフスキーという人だ。ロゾフスキーは次のように鮮明で疑いようもない定式化までおこなった。

「改良主義的労働組合は資本主義の学校であるが、階級的労働組合は社会主義の学校である」⁽³⁾

レーニンが「労働組合は共産主義の学校である」とプロレタリア独裁下においていった言葉を、資本主義のもとでの労働組合についても拡大し、しかも二つに類別して階級的革命的労働組合だけを「社会主義の学校」と新しく規定したのである。たしかにこの見解には間もなく批判があつて事実上訂正された。⁽⁴⁾しかしそれは改良主義的労働組合を「資本主義の学校」とするのは問題を極端化するものだといふ点についてだけで、労働組合が「社会主義の学校」であるという見地には何らふれられなかった。そしてこの見地はマルクス主義、レーニン主義の労働組合についての根本的なテーゼであるかのようにみなされていったのである。

こうして、マルクスが労働者階級は実際の闘争のなかからみずから学ぶという意味で使った「学校」という言葉は、生徒である労働組合に党が教師となって教えるという意味での「学校」にかえられた。まさしく「学校」は文旨の大衆に教育をさずけて実社会に送り出す中間機関であり、大衆と党とをつなぐところの「伝導ベルト」なのであった。

(1) レーニン「ストライキについて」一八九八年。傍点は筆者。

(2) レーニン「何をなすべきか？」一九〇一年。

(3) ロゾフスキー「左翼労働組合の意義と諸任務」(昭和六年、希望閣版)三四〇～三四五頁。

(4) 一九三二年のコミンテルン執行委員会第一二回総会は「改良主義労働組合は資本主義の学校であるという相当ひろく流布されたテーゼを、まちがいであるとしてしりぞけた」という。これはコミンテルン第七回大会のピークの報告の中でいっている。

階級意識の成長

国際的な労働組合運動の歴史のなかで、「社会主義の学校論」「伝導ベルト論」はこのようにして確立した。そして今日にいたっても、政党の側からの労働組合への接近の仕方が十分に解明されていないために、労働組合は自立的独立的でありくりかえされているにもかかわらず、これは今もって運動の根深いところで存在しているテーゼとなっている。

「社会主義の学校」——たしかにこんな言葉はもうあまり使われぬ。しかし、つきつめていくと結局はそこに帰着するような発想、発言、政策、戦術はぜひん見受けられるようだ。それは共産党やその周辺に最も鮮明だが、必ずしもそこだけには限らない。社会党などの政党にも同じ傾向が往々にして存在するし、なによりも労働組合運動それ自身のなかに直接間接にこのテーゼに帰着するような行動様式や発想はいくらでもあるのだ。

第I章の冒頭であげたあの生真面目な青年の言葉は、彼がそこまで考えていたかどうかを別として、結局はそこへ到達せざるをえないもののように僕には思える。「労働組合はたたかう

以外に生活の改善はありえないことを教えるためにある」という簡単な表現は、「たたかう意識、階級的自覚をあたえることこそ労働組合の目的だ」となり、さらに「どんなにたたかっても」階級意識を持って革命をめざさないかぎり「生活の向上は実現できない」という共産党のパンフレットの言葉に裏付けされ、結局、労働組合は革命の訓練の場にすぎないとながっていくのだ。

だから、すべてを階級意識の醸成と成長に還元してしまう運動論は、結局はこうしたテーゼと同じ発想なのである。

「この闘争においてわれわれは具体的な成果を勝ち取ることは出来なかった。しかし、組合の階級的な物の見方を強め、統一と団結を大きく前進させた。この成果をしっかりとふまえよう」

これはある組合の闘争総括の中にあつた一句である。これに似たいい方を探せば、どの組合の文書にも多かれ少なかれ存在するだろう。たしかに「統一と団結」を前進させ、「階級的な物の見方」を強めることは重要なことであらう。それなりに成果であらう。具体的な物質的経済的な条件を獲得できなくても、そのような成果をあげることは出来よう。組合運動のすべてを物質的な条件だけの成否で、いついかなる時でも判断するというのは、やはりあまりに近視眼にすぎらう。一時的な妥協や譲歩はいくらでもありうるからだ。しかし、それが

具体的な成果で、は、なく、階級意識の成長の度合いで闘いと運動を評価するのが当然なのだとなれば、それは組合運動の本筋から離れたものになってしまふのではないか。しかも、この場合、具体的に物質的な成果と意識醸成の関係が逆列に置かれるところまですすむとすればなおさらのことだ。つまり、具体的な条件を獲得できなかった、それだからこそ資本とこの社会に対する憤激が高まり「階級的」な立場に立つことが可能になったというような見方である。何らかの成果を収めてこそ、労働者の団結は高まり、たたかうことによつてこそ生活の改善がありうる、これは見やすい道理の筈である。だが、「いくらたたかっても生活の向上はできない、だから革命が必要なのだ」ということを自覚させる目標からいえば、何らの成果も条件も勝ちとれない方がいいし、勝ちとらない方が「階級意識」が浸透するということになってしまふのだ。こういう「階級意識」は科学的なものとは縁もゆかりもないが、ここではそれにはふれまい。とにかく「階級意識」と信ぜられるものがこうして醸成されると考え、労働組合に具体的な成果でなく、その挫折を求めることさえありうるのである。

悲惨と窮

乏の革命

こういうふうにいえば、僕は少し極端なことをいひすぎているのだろうか。いや、どうもそうではなさそうだ。たとえば、革命のあり方としていわゆる「窮乏革命論」というのがある。革命とは労働者と人民がますます貧困になり抑圧と窮乏にあえぎ、もうどうにもならない底の底に到達してはじめて闘うエネルギーが暴発する。だから

労働者が困難になればなるほど、窮乏し悲惨になればなるほど革命は近づくことになる。なまじ部分的な改良や改善がおこなわれて生活が向上すれば、資本主義にたいする幻想を生むだけで革命を近づけることにはならない。ごく単純化してしまえばこうした議論だ。こうした議論が、ごく最近の日本共産党の中央委員会総会（一九六四年八月・八中総）の中で正面きって批判されているのだ。当時まだ中央委員だった中野重治が部分核停条約の問題を中心にして『アカハタ』の評論員論文を刎上りにのせてこういつている。

「評議員は、譲歩は勝ちとるものだ、敵に押しつけるものだと言っている。正にその通りである。ところがすぐその後に行くと、彼は譲歩した敵は、譲歩しない敵、全く暴力的な敵よりもヨリ危険だと言っている。譲歩した敵によって、人民がだまされる恐れがあるからというのである。これは全くの自家撞着である。評議員は、敵に譲歩を押しつけた結果、人民がだまされるかも知れぬというので、敵に譲歩を押しつけることをしまいというのだろうか。一体、敵に譲歩を押しつけた結果、事態が改善、改良されるのを恐れる精神というのは何なのか。敵から譲歩をかちとることによる一切の改良、改善に反対して、貧困のどん底に落とせ、敵に暴虐の限りをつくさせよ、そうしたら革命の火がもえあがるだろう……。評議員その他は、勤労人民の状態が改善され、それによってかれらがだまされて、却って悪い状態におちいるのを防ぎえないほど、そのさい適切に敵を暴露することができぬと思うほど、自分自身

を弱く見ているのか」⁽¹⁾

ここで批判されているような考え方が、現に存在すればこそ、このような発言がなされているのである。

このような「窮乏革命論」からいえば、労働組合は労働組合たることをやめてしまった方がいい、その正反對物になった方がいいということになる。賃上げも時間短縮も最低賃金制も具體的な成果としてかちとってはならないのだ。低賃金、労働加重、抑圧強化がくわればくわわるほど望ましいのだ。

だが速断は禁物だ。こうした立場は労働組合は何もやらない方がいいと主張しているわけではないということである。ただじっとしておれなどとはとんでもない話だというだろう。「たかかわ」なくてはならないのだ。戦闘的にたたかえ、というのはこの立場からくりかえし出てくるかけ声である。ただ、たたかって、しかも成果をかちとってはならないのだ。そうするとどうということになるのか。

それは「たたかい」のもつ意味内容が違うのである。要求を獲得するために戦闘的にたたかうのではないのである。

「四・一七スト中止——戦闘的労働者の大勝利」、こんな大見出しをつけたのは日本共産党
 日県委員会の機関誌「日民報」だが、四・一七ストを中止することが「たたかい」であり、

「戦闘的」な労働者の勝利だという意味は、要求獲得のことでは全然なく、党の政策、方針にしたがわせる「たたかい」、そのさいの「戦闘性」が賞揚されているのである。つまり、党に従って、それがどんなものであると「政治的左翼」の立場に接近するところに「戦闘性」が見出されるわけである。

政党への従属

それでは、労働組合は自立的独立的な存在である、しかも、党の政策にしたがわせる「たたかい」が「戦闘的」におこなわれる。その間の論理はどうつながっているのだろうか。僕はたびたび引用した共産党の同じパンフレットをひっくりかえしてみた。なかなかうまく出来ている。たしかに共産党に従属させよ、などとは書いていない。そこで、約二頁にわたる箇所を次のように拾ってみた。

「もちろん労働組合は、革命をやる団体ではありません。革命のたたかいを指導するのは共産党です」

「しかし、共産党だけが革命をやるのでもなければ、共産党だけで革命をたたかうこともできません。共産党に指導された労働者階級と農民の同盟を中心とした民族民主統一戦線に結集した人民の団結した力です。この統一戦線の中心になるものは、労働者階級です」

(だが)「資本主義の社会では、すべての勤労者が戦闘的な立場になることはありえないことです。そこで労働者階級を代表してたたかう役割を果たすものが必要になります。それが労

働組合です」

「労働組合は、こういう立場にたつてこそ、はじめて階級的立場にたつていけるといえるのです」⁽²⁾

こうすれば、たしかに何をいつているのかは実に明瞭である。これ以上つけくわえる必要もなさそうだが、念のためもう一つ引用しよう。

「……学習が労働組合の大切な活動になるのです。では何を学習するのか。それはマルクスやレーニンの理論を学習することです。こういうと、おれは共産党員になるのではない、労働運動の理論が必要なのだという人がいるかもしれません。こういう考え方が資本家的な考え方だし、右翼幹部の考え方なのです。……マルクスやレーニンの理論のほかに、なにか別の労働組合運動の理論があるように思いこませる宣伝が御用学者や御用幹部によっておこなわれています」⁽³⁾

ここまでくれば、レーニン『労働組合論』と称して党の組織論を抜粋し編集したあの戦前の一冊子が思い起こされるだろう。そして、そういうものをつくりあげる基礎となったプロフィールの活動が思い起こされるだろう。

そうだ。かつての定式がいまなお生きつづけている、運動の根深いところで存在していると僕は書いたが、まさに真正面に堂々とおそれもなく主張されてさえているのである。ここにあ

るのは、むしろ当時でさえ批判されたプロフィンテルン書記長のロゾフスキーの見解とほとんど違わないものではないか。労働組合は、あのパンフレットの表題のように「階級的・民主的労働組合」とそうでない組合にわかれる。「階級的・民主的労働組合」は共産党の「見地に立ち」、その指導を積極的に受け入れ、「民族民主統一戦線」の中心たらしとする労働組合のことだ。そして、それにしたがわない、あるいは受け入れない組合はすべて「資本家的な考え方の」「右翼幹部」や「御用学者」「御用理論」にまどわされているものだということになるだろう。それを「資本主義の学校」であるといわなかったまでのことである。

四・一七ス

トと共産党

未曾有のスト破りをやった四・一七ストにさいしての共産党の態度も、以上に見た点から説明することができる。

戦後の労働運動のなかで日本共産党が大ストライキに反対したのは今度がはじめてではない。占領軍の命令があったとはいえ、二・一スト（昭和二二年）の時もそうだったし、有名な国鉄新潟闘争（昭和三二年）でも闘争の全国化に賛成しなかった。安保闘争の翌年の春闘のヤマバとなった三・三一闘争でもスト決行には反対の意向に傾斜した。だが、今度の四・一七ストにたいする四月八日のこの党の声明ほど唐突で、しかも極端な例はこれまでなかった。ましてスト破りが白昼公然とおこなわれたこともなかった。この四・八声明は、ごく簡単にいうと四・一七ストは賃上げだけを目標にして政治課題との結びつきがない、したがって国民的

支持をうることができないうし、挑発、謀略のにおいがするから再検討して中止すべきだ、というものである。

賃上げだけの要求でストライキをやるべきでないという考え方は、ある意味ではこの声明を出すにあたって根本にあった発想だろう。後にこうした態度の誤りをみとめ「自己批判」したといわれるこの党の第九回中央委員会総会の決定では、賃上げだけでも意義があると一生懸命に言訳をしているが、賃上闘争の極端な過小評価はこの党の労働組合政策に一貫してきたものだ。賃上げ要求はそれ自体としては党の政策や思想を持ち込む契機となりにくいと考えられているからである。だからこそ政治課題との結合がくりかえし叫ばれるのだし、そうしないと国民の支持はえられないし、挑発だと一方的に断定されるのだ。

だが、何よりもこの声明が明瞭にしたことは、共産党の示している方針、政策によるのであれば、労働組合の闘争は無意義であり間違いであるということだ。それは公然とはいわれないうし。だが、共産党の指導下であるか、あるいはそこに向っている過程にあるかでなければ、いかにその運動と闘争が大衆的で戦闘的であろうとも、賛成できないし、むしろ有害な存在とみなされるのだ。党のしめす方向、方針、政策そして理論を受け入れる労働組合だけが「階級的・民主的労働組合」であり、それ以外は「資本家的考え方」にわざわざいわれているのだから……。四・一七ストに真向うから反対し、スト破りまでおこなったのは、実は労働組合をこのよう

なものと見、そして闘争をこう評価したからなのである。世上「自己批判」といわれる九中総で手直しをはかっても、この点は不動のものであるから、何がどう誤っており、どう直そうとしているのかが全く推察できないようなものしか発表できなかったのである。

四・一七スト問題は共産党の労働政策の本音、つまり共産党に従属する労働組合運動という考え方はしなくても完全に露呈したものだ、そこに生きつづけているものは、まさに「社会主義の学校」「党と大衆をつなぐ伝導ベルト」という労働組合把握であり、労働組合本質論なのである。

- (1) 中野重治「事実立って」新聞版の文書。
- (2) 前出パンフレット、二七〜二八頁。
- (3) 同右、四四頁。

第三章 労働力の「販売独占」か？

1 「企業別組合」という体質

日本の労働組合の特殊性

わが国の労働組合は諸外国の組合とくらべて非常に特殊な性格をもっている。企業別組合といわれているものだ。もうそんなことは、ほとんど常識化しているが、ひと通りおさらいをしてみるとこうである。

日本の労働組合の圧倒的多数は会社あるいは工場などの事業所を組織の基礎単位としている。〇〇会社従業員組合、××工場労働組合というふうにある。一般の労働者にとって組合といえば、自分の勤務している会社、工場にいっしょにある労働組合のことである。「便所の隣」という言葉が自嘲的に使われるくらい、労働組合事務所は事業所内部の会社施設の一部を借用してすみっこの方にあるのが普通である。諸外国にくらべて労働組合組織は企業単位に分断され、企業に従属していかないまでも附属していることはたしかな状況にある。

もちろん産業別や業種別の全国組合は存在している。全国金属労働組合とか、全国繊維労働組合同盟などである。企業に密着して出来ている単位組合は組織の形のうえではこの全国組合の支部とか分会となっている場合が多い。しかし、それは単に形のうえだけのことで、実際は

企業ごとにつくられている企業別組合があくまで主体であり、全国組合はその連合体あるいは協議体をなしているにすぎない。全国組合は指令権や争議権をもったり、府県単位の地方機関をつくったりして単位組合にたいする統制と影響力をつよめてきてはいるが、それでも現状は全国組合よりも企業別組合の方が基本組織であるという実体は変っていない。それに何より、一般の組合員は組合といえれば企業別組合の方を意識し、全国組合はおつき合いぐらいにしか考えていないのが実情でもある。たしかに西欧の産業別組合がほとんど企業をこえた横断組合であるのにくらべると、非常に大きなへだたりがあるといえるだろう。

この日本の企業別組合は、企業や事業所の従業員だけが組合員になることが出来、企業から解雇されるとほぼ自動的に組合員でなくなるという点に一つの特徴がある。そのことを労働協約や組合規約にうたっている組合は今日でも非常に多い。つまり、労働者は企業に雇用されることによって始めて、その企業に附属して存在する企業別組合の組合員資格が生まれ、その組合員になることによって産業別や業種別の全国組合（実は連合組織又は協議体）の一員たりうるわけである。そして多くの場合、退職したり解雇されたりすると同時に組合員でなくなり、また別の企業に雇用されると再び組合員たることが出来る。

このように企業の従業員であること、つまり雇用されていることが労働組合加盟の条件になっているのは、日本だけの特殊な組合のあり方であるらしい。外国、とくに西欧諸国やアメリカ

力の労働組合の組織形態がどうなっているかは、ずいぶん紹介もされてきたし、わが国の組合との比較研究もすすんできている。

しかし、日本の労働組合とそんなにも違っていることをはじめて知ったとき、僕にとってはショックだった。戦後日本の労働組合運動のなかで育ち、それ以外を見たことも聞いたこともなかったものにとって、同じ労働組合とよばれるものにそんな違いがあるというのは、たしかに驚きに価することだった。

労働組合の機能

正直なところ企業と直接関係をもたない外国の労働組合のあり方については、はじめはよくわからなかったのだが、事情を知るにつれて了解できたり、あるいは考えてみると、むしろその方が当然至極のことなのだが、しかし現実に目で見、身体で感得しないかぎりはなかなかのみこめないもののもあった。

労働組合員であることと会社、事業所の従業員であることは全く別で、労働者は雇用されているか失業しているかにかかわりなしに労働組合員である。自分の意志だけでもとづいて組合に加入したり脱退したりする。労働組合の側も企業と関係なく、産業別なり業種・職業別なりに、あるいは地域ごとにつくられ、該当する労働者を組織する。労働者にとって労働組合とは何よりも企業の外にあって標準的な賃金率を策定し、全国的なり地域的なりに経営者や経営者団体との間で取決めを結ぶものであって、個々の労働者の企業との雇用関係はそれにもとづ

いておこなわれるという関係になっている。

なるほど、こうした西欧の労働組合のあり方は、日本の労働運動にあてはめてみるとなかなかのみこみにくいものであるにしろ、たしかに労働組合本来のあり方であるらしい。何よりもそれは労働組合の最も初歩的で基礎的な機能をくっきりと浮かびあがらせている。地域的であれ産業的であれ、その範囲における労働者のすべてを包括し代表する労働組合の立場と、経営者や経営者を統轄する経営者団体の立場は、はじめから明確に分離されており、そこにおける対抗関係は一目瞭然のことである。この相互の対抗・取引関係のなかで、労働組合は労働力の売手を代表する組織としての役割を果すのである。

労働力の売手の同盟——こういういい方は労働組合の端初的な機能をいい得ている。労働者は労働力を商品として資本家に売らなければならない。資本主義社会では労働する能力が一般の商品と同じように一定の価格をもった商品として取引されるのであり、資本家は労働力の代償として賃金を支払い、労働者はその賃金を受け取る代りに自分のもつ労働力の使用を資本家にゆだねるのである。この際、労働者が個人個人でバラバラに資本家と取引するとすれば、さまざまな不利をまぬがれない。まず労働者は賃金によって生活をいとむ以外に生存の可能性をうばわれている。取引が不利である、つまり賃金が不当に低いという場合でも、普通の商品とちがってストックしておくわけにはいかない、どうしても日々に販売しなければならぬ。

だから売手が買手よりも多いときは必然的に労働力の売手同士の競争がおこり、上 低い賃金を甘受するものが雇用の機会を手に入れることになる。こうした競争の継続は次第に賃金水準そのものを低下させ、労働者は生活していくどころか生存さえもおぼつかないような低い賃金で悲惨な日々を送らなければならなくなる。

そこでこういう状態から脱却し、労働力を出来るだけ有利に、つまりより高い賃金で販売するためには団結が生まれる。団結することによって労働者同士の競争を中止し、有利な交渉を集団的におこなって賃金の低下をふせぎ、可能な場合はその上昇をかちとるのである。ここに労働組合の最も基礎的な役割があるというわけである。

こうした役割は、たしかに産業別なり地域的なりに企業をこえた横断組合が存在する諸外国の場合には、明瞭に目に見えている。簡単にいってしまえば、まず労働者の団結があり、そのうえに組合と経営者団体との交渉がおこなわれ、その結果として具体的な条件で企業に雇用されるという順序と関係が、その通りに展開するからである。とくに、しばしば新聞をにぎわすアメリカの鉄鋼や自動車の労働組合では、賃金交渉がまとまらない場合、協約の期限切れと同時に自動的にストライキに入るといふから、この関係は誰の目にもあきらかなわけである。

わが国の

賃金闘争

ところが、わが国の場合はそれとは逆だ。労働者は個々バラバラで団結のないまま企業に雇用される。労働力商品の取引はすでにおこなわれ、商品価格、つまり賃金は個別にきまってしまう。そして、雇用されたのちはじめて労働組合に入るのである。しかも、その企業に雇用された労働者だけで一つの組合をつくるのだ。

だから、この場合では労働組合は労働力の売手の同盟組織だということとはなかなかわからない。誰の目にもあきらかなようにはならないのである。日本の労働組合は売手同士が集まって有利に売ることを目的とした組織ではなくて、すでに売ってしまったものの組織、労働力を販売したあとの利益擁護団体のようになっているのだ。個人ごと、あるいは企業ごとにきまった賃金、それはすでに労働力商品の取引で確定してしまった、それ自体は動かすべからざるもののように受けとられるのである。

もちろん賃上闘争はおこなわれる。しかしそれはトータルな労働力商品の取引価格をそこできめるというのではなく、すでにきまっている価格——賃金にいくらもの「歩増し」、「割増し」をつけるかというにすぎない。そこできまっている取引価格を全面的に変えて、こういう種類のこの程度の労働力には、どこの企業に雇用されていようと全体としてこれ位の賃金が至当だというふうにはならないからである。日本の労働組合の賃金闘争が、共同闘争とか統一闘争とか、さまざまなうたい文句で叫ばれながら、結局は企業別のバラバラな闘争の単なる時期の上

での勢揃いにすぎないといわれるのは、賃金闘争のあり方の根本が、このような「歩増し」闘争にすぎないからだ。「歩増し」の額をいくら統一し揃えて五千円とか六千円とかにきめてみても、土台となるもとの販売価格、つまり現行賃金が個々バラバラに労働者と企業の間で取引し契約したものであってみれば、賃金闘争が労働力商品をいかに有利に販売するかを決定的に争うということにならないのは当然のことだ。

そういう点からいえば、日本の労働組合は諸外国にくらべて非常に特殊なあり方をしていることがわかる。労働組合の端初的で、しかも基礎的な機能が十分に果され得ないようになっており、なによりも、そのことが誰の目にも明瞭な形であらわれてこないようなくみになっているのである。

全電通労

組の提言

ところで、以上にのべたような状況は労働組合をその基礎的な機能である労働力の有利な売手組織として再編成しようとする志向を当然に生み出してくる。日本の労働組合の特殊性、そこにふくまれている欠陥、弱点を是正し、労働組合の基礎的な機能をそなえたものにしないう限り、労働者の生活の向上はないからだ。

そこでたとえば、こういうふう主張される。

一九六四年の春闘で、四・一七ストを太田議長や岩井事務局長らの総評指導部は回避した。

全電通労組はこれを不満としてあくまでスト決行を主張したが、そのことも一つの契機となっ

て「総評の体質改善について」と題する提言をその後の総評大会にむけておこなった。その中に「労働組合の基本機能をはたせ」という中見出しつきで次のような言葉がある。

「労働者が労働組合を結成して運動をすすめていく最も基本的な目標は、いうまでもなく労働者自らの労働条件の維持改善にある。換言すれば資本に対して一人でたちむかつては極めて弱い立場にある労働者が、つよい団結のもとに統一し、集団的に労働力を高く売りつけることである。この基本的な機能をもとにしてはじめて平和や社会体制に関する運動が生きる」

これは日本の労働組合運動、とくに総評のあり方と欠陥に対する鋭い批判と反省であり、基本的には正しい指摘だといえるだろう。たしかに、「労働条件の維持改善」の中心は「労働力を高く売りつけること」、つまり賃金闘争の本格的な展開におかれるべきで、従来ともするに「平和や社会体制に関する運動」、同じ文書のなかの別の表現では「政治カンパニア」の中にそれは埋没させられてきた。そういう反体制運動の方が労働組合の主な仕事でもあるかのように見える、せつかく毎年おこなう春季賃金闘争も企業別闘争の時季的勢揃いであっけなく不発に終ることが多かったのである。だから「労働力を高く売りつける」ことが労働組合の基礎機能であるという確認は、当然のことのように見えながら、まずもって必要なことなのである。この出発点に立つことが日本の労働組合の質的な発展の前提だろう。

だが、問題は、いうまでもなくそのためには、どうするかである。それが明らかにならなければ、この確認もほんの出発点だけでどうにもならないことになるだろう。

この提言は、そこをたとえば「賃金についての政策の統一」つまり「企業をこえた賃金構造や体系の統一した改革の方途を探究」すること、「労協の締結、改訂を柱に、各企業別単組の協約内容と有効期限をそろえ」産別化に努力すること、「労働協約を環にして統一運動を組織する」こと、などにおいている。それはそれで大切なことで、全く異存はない。

だがそこからさらに、次のようにいわれると、果してどんなものだろうか。この同じ文書で全電通がストライキに「自宅待機戦術」、つまりいわゆる「ネットライキ」を予定したのに対する批判にこたえた反批判の箇所だ。

「ストライキは……労働力の売り止めである。ストライキとは個々の労働者が職場を放棄して休むことである。……全電通は、組合員一人ひとりが自己の意思で就労しないことを通称、自宅待機と名付けて、その体制を春闘ではつくりあげていたのである。……ピケをはるのがストライキではない。……自宅でゆうゆうとしていてストがやれるのだから申し分ない話ではないか」

日本の企業別組合には「労働力を高く売りつける」という端初的で基礎的な機能が十分にそなわっていない。だから「高く売る」というところから、売れなければストライキが必要だと

いうところまではいいい。だが、そのストライキは値段が合わなければ商品は売られないように、「労働力の売り止め」であり、すなわち「自己の意思で就労しない」ことであると簡単に演繹して主張するとすれば、それはどんなことを意味するのだろうか。そこには、端初的な機能から出発し、それをもってすべてを律してしまうような労働組合本質論についての一つの立場が形成されているといえないだろうか。

問題は二つある。まず、この資本主義社会では労働力が商品として取引きされており、なるべく「高く売りつける」ところに労働組合の目的があるが、そこからこんどは労働力を商品として扱い、商品としての論理を貫徹させることが合目的であるといえるかどうかということである。商品としての労働力の取引きが行なわれるこの社会で、商品化を徹底し、完成さすことによって労働組合はこれを「高く売りつけ」得るのかどうかである。「自己の意思で就労しない」「売り止め」としてストライキを見る視点は、このようなところから生まれているといえそうだ。

また、「労働力の売り止め」「就労しないこと」、つまりストライキはピケをはることでなく、何らかの物理的な力や社会的強力、圧力に訴えることでもない、単に仕事を中止し、「売り止め」することであるとするとする視点には、労働組合がその産業なり業種なりの就労可能な労働力のすべてを完全に掌握し、独占的な統制力のもとにおいている状態が想定されているようだ。

労働力の独占的供給力を一手に握ってこそ、「売り止め」はそのまま力を發揮しうるからだ。つまり、労働組合は労働力の供給、販売の独占体でなければならぬという労働組合本質観がそこにひそんでいるのではないだろうか。

労働力商品化の徹底、労働力「販売独占」、こうした視点がはたしてどこまで有効か、限界はどこにあるのか。まず後者から検討してみよう。

2 イギリス合同機械工組合の教訓

一九世紀イギリスの組合

労働組合は労働力の販売独占組織である、そこに労働組合の本質と交渉力の基盤がある、その点から労働組合の行動と政策を規正し樹立すべきである。

こういう考えは労働組合の本質を考えていく場合に到達しやすいものだろう。そしてそれは歴史の上ですでに存在した考え方でもある。

労働組合運動史をひらいてさがしてみると、一九世紀中頃のイギリスに存在した合同機械工組合というのにぶつかる。G・D・H・コール『イギリス労働運動史』にはこうでている。

「A・S・E（合同機械工組合の略称）の政策は主として労働の供給の制限と調整および出来高払と請負制度への反対に注がれていた。時間外労働と徒弟制度との制限、移動基金の所有

（これはこの当時労働の供給を制限するため、効果はなかったが非常に屢々用いられた労働組合の考案であった）、および徒弟を終えた男子だけが機械に就いて雇われるべきであると主張することによって、機械工は彼らの技術の価値を維持することに努めた⁽¹⁾」

たしかに労働力の供給独占組織たることがこの組合の理念の一つであったようだ。

イギリスの労働組合の発生は、イギリス資本主義の発生とともに最も古い。しかし、一九世紀中頃までの組合は相互共済機能が主要なものであったり、せまい地域だけの地方組合にすぎなかったり、あるいはいわゆるチャーチズム運動のなかの戦闘部隊としての役割を果すだけのものであったりで、労働組合の本来的な役割をになった最初の組合は、この合同機械工組合だとされているようだ。それほどこの組合の存在は組合運動の初期に属しているわけだが、有名なウエップ夫妻がこの組合をニュー・モデル・ユニオン（新型組合）と呼んで従来のそれとは区別しているくらいきわだったものでもあったらしい。

ちょうどその当時、イギリスは一八三七年と四二年の不景気の時代をくりぬけ、繁栄と活況の段階に入ったときだった。鉄道、道路、運河など交通網はつぎつぎと全国にひろがっていった。それにともなって、繊維を中心とする軽工業とやらんで、製鉄、造船、機械工業などの重工業の急速な発展が続いた。資本の海外進出も盛んになり、海運業も海外に進出した。「世界の工場」としてのイギリスの地位は確立した。この好景気にもなって労働者の賃金の若干の上昇もみられた。とくに熟練工賃金はかなりの水準にのぼった。イギリスは「ヴィクトリア黄金時代」とよばれるような繁栄の時期であった。

合同機械工組合は、こうした中で一八五一年に、それまで存在してきたいくつものクラフト・ユニオン（職能別組合）の合同の結果、誕生した。ウィリアム・ニュートン、ウィリアム・アラ

ンらすぐれた指導者の長年の辛苦の結果、やっと成立したこの組合も発足の瞬間には会員五、〇〇〇人をかぞえるだけだった。しかし直ちに開始された請負制度と時間外労働反対の三ヵ月にわたる闘争は、この組合が世間の注目をあびるきっかけとなった。闘争は成功しなかった。労働者は雇用者の条件をのんで職場に復帰せざるをえなかった。その条件には組合を棄てる「誓約」があった。労働者はそれに署名した。しかし実際には組合を脱退しなかった。成功しなかった大闘争、しかも組合脱退の「誓約」にもかかわらず、合同機械工組合は健在だった。さして大きな動揺もなかった。この当時としてはまさに劇的な出来事はこの組合を労働組合運動のなかの比類なきチャンピオンの位置におしあげた。合同機械工組合は全国の労働組合の典型、模範とみなされた。そして組合員も年とともに増加していき、最盛期には実に八万七、五〇〇人の会員を擁するまでに至ったという。

高い組合費と

高い共済手当

この合同機械工組合の特徴として、普通まずあげられるのは、非常に充実した相互共済活動と機能である。結成に参加したいくつかのクラブト・ユニオンは、イギリスの労働組合が共済組合から成長発展した経緯からいっても、すでにかなり充実した共済機能をもっていた。合同機械工組合はこれを受けついで。単に受けついでばかりでなく、さらに発展させ完成して全国的な規模で機能させた。共済項目をあげてみると、失業救済金、旅行費補給（失業した組合員が職を求めて旅行する時）、葬儀補助金、傷害

不具手当、疾病救済金、養老金などにのぼった。共済範囲がいかに広範なものであったかがわかる。しかも、これらの共済機能は、この合同機械工組合ではじめて従来の単なる「同情」による給付から、資金と給付基準の全国的な統一と「保険原理」の採用にもとづく運営に発展したのである。それは当然に有給で専従の組合事務担当者を必要とした。このこともまた組合運動史のなかでは新しいことであった。

ともかく、これらの共済活動は当時としてはかなり充実した立派なものであったらしい。だが、それは当然に相当な基金を必要とした。そして、合同機械工組合ではそのすべてを組合員の醸出する組合費によってまかなったのである。共済基金をふくむ組合費は一週一シリングであったとされている。一週一シリングといえば大体どれくらいにあたるのだろうか。

当時の金属労働者の週賃金をしらべてみると、あまり正確ではなからうけれど、一八六七年で、高度熟練労働者が二八シリングから三五シリング、低度熟練二一シリングと二五シリング、未熟練労働者は一二シリングから二〇シリングというところらしい。別の調査では、一四歳で徒弟に入って週わずか三シリング、以後一年ごとに一シリングずつ上がり、二一歳でジャーニマン（一人前の職人）になるというから、ここでちょうど週一〇シリングである。

だから週一シリングといえ、二一歳の一人前の労働者の収入のちょうど一〇パーセントくらいにも当るわけだ。賃金の一割といえ、相当に高い組合費になるだろう。

このことは、まず組合費の面から組合員になる労働者の範囲を制限したことを意味する。週一シリングでは徒弟や未熟練労働者はとても加入できる額ではなかった。組合の側も、そのような層の加入を予定しなかった。

いや、高い組合費の徴集が結果的に熟練労働者層、高賃金層だけの加入をもたらしただけではなかった。合同機械工組合は熟練労働者だけを組織する組合だった。未熟練工、徒弟などは、たとえ組合費を払えたとしても加入は許されなかった。労働者階級のうちのこうした広大な層を出来る限り広く結集し組織するという観念も方針も、この組合には存在しなかった。熟練労働者だけを組織し、その層だけの利益を守ることが、この組合の方針であり目的だった。「高い組合費、高い共済手当」は、それを基礎として可能だったのである。

当時の産業の発達水準が、機械力をとまなうとはいいながら、手工的な熟練労働が決定的な役割を担うものだったことは留意していい。ここでは一人前の労働者、職人と徒弟は厳密に区別されていた。また徒弟期間をへて一人前、つまりジャーニマンになったものと、それを経験しない未熟練労働者との区別も厳格だった。作業工程での役割の相異にしたがい、さきに見たように賃金の格差もいちじるしかった。徒弟は普通、一四、五歳ではじまり、五と七年の期間をすごさなければならなかった。その間はまさに半人前にもいたらぬごく僅かの賃金しか得ることができなかった。この期間を無事に終了してはじめて、そしてその者だけが一人前の職

人、ジャーニマンになることが出来た。この徒弟期間をへないものは、たしかにはじめから徒弟の賃金よりは少しはましな賃金をあたえられた。しかし、それはいくら長年にわたって同じ仕事にたずさわっていても、熟練労働者の賃金にははるかに及ばない未熟練者の賃金しかあたえられなかった。そういうものとして一生を送らなければならなかったのである。徒弟期間を終え、ジャーニマンになること自体が一種の特権的な身分を保証したのである。

特権の保護

合同機械工組合は、この徒弟期間を終えた労働者だけを組織の対象として限定した。組合加入資格は、原則として二一歳以下で、五年以上の徒弟修業を経たもの、二一歳以上四〇歳以下の場合には七年以上の経験があると組合支部で認定したものである。明文で定められた。四〇歳以上のものは、もともと加入の資格がないとされているのである。こうしたかたちで未熟練労働者とみずからをはっきりと区別したのである。

この区別のうえに立って、中心的な仕事は熟練工、つまり組合加入者、有資格者だけにあたえらるべきであると企業者に要求した。未熟練工、徒弟によって行なわれる仕事と熟練工のそれは区分され、後者の仕事に未熟練工が使われてはならなかった。組合の中心的な要求の一つには、このような仕事に関する非組合員の排除の政策があった。

当時の労働過程のありようは、この熟練労働者層を主体とするものであっただけに、この要求はそれなりに企業者にとって受け入れざるをえなかったものらしい。

このような要求は、つまるところ熟練労働者の特権の保護を意味するものにほかならなかつた。熟練労働者だけがやるべき仕事、熟練労働者だけが加入できる組合、こうしたかたちで未熟練労働者の排除の上に、熟練労働者層の賃金を維持しようとしたのである。それは明らかに、特別な利権を保護することを目標とした運動であつた。

だから、こういういい方がされている。

「医学を勉強して社会の有為な一員となる機会と性向をもち、医学院や医科大学でその業をおえ免状を得た青年は、偽の医者が要求することが出来ない特権を与えられるのを多少とも当然のことと考える。そして、もし自分の職業が偽の医者に侵害されたとわかれば、それを告訴する特権をもっている。これは習得した職業に関する権利である。しかし、機械工は機械のさまざまな部門に習熟するのに、同じ費用と同じ生涯の一部をついやすが、その特権を保護する法律をもつてはいない」⁽²⁾

この特権を保護することを目的としたのがこの合同機械工組合だつたのだ。比較的高い組合費、加入資格の制限、仕事からの未熟練工の排除、これが合同機械工組合の基本政策だつた。

だが、特権の保護はこれだけでは不十分だつた。仕事の量と熟練労働者層それ自体の数の均衡をはかることが必要だつた。徒弟がつぎつぎとふえ、一人前になる労働者がふえれば、それだけ特権はおびやかされざるをえない。仕事の「独占」、労働力の供給の「独占」を本当には

かるためには、そもそも組合員となりうる資格者、つまり熟練労働者それ自体の増加を阻止しなければならなかったのである。そこで採用されたのが徒弟の数の制限の方策であった。合同機械工組合はいく度かの会議で徒弟の数についての決定をおこなった。「雇用を越える数の徒弟の阻止、徒弟はジャーニマン四人につき一人の割合であるべきである」などというのがそれだ。まさしく労働力の供給の源を制限することによって、熟練労働力の独占体であるべき合同機械工組合が、雇用の需要をこえないようにして有利な取引をおこなおうとしたのである。

労働組合は労働力の販売、供給に関して独占的排他的な地位と役割をもつべきであり、そうすることによって生産の主力であり中心である熟練労働者層の賃金と生活を守りうるのである。これがこの組合の理念であったといえるだろう。

だから、たとえば当時のストライキは労資間の協定が出来ないためにおこなわれるというよりも、労働者の側で一方的にきめた賃金率をみとめさせる手段としておこなわれ、もしみとめられない場合は、一方的な退職というようなかたちすらとったという。労働力の販売、供給の完全な独占力をもつとすれば、たしかにこうした方法も成果をあげただろうと想像されるのである。

ここまでくると、前節のあの全電通の提言にあった、ストライキは労働力の「売り止め」であり、「自発的に仕事をしないこと」であるという表現が、労働力の独占組織であってこそ、

まさにぴったりだということがわかるだろう。

- (1) 『イギリス労働運動史』Ⅱ（林、河上、嘉治訳、岩波現代叢書）七〇～七二頁。
- (2) ウエップ夫妻著『産業民主制論』五六三頁。

3 労働力の「独占」をめぐる

合同機械工組

合のその後

イギリスの合同機械工組合は一八〇〇年代半ばに、熟練労働者の特権的地位を擁護する独占組織として成立した。それがその後どうなったかが次の問題だが、イギリス労働組合運動史のこの時期をいちいち追ってみる余裕も必要もここではない。ただ、「独占」組織としての機能がどのような要因で崩壊し、次の段階のどのような組合機能によって引きつがれていったかを簡単に示せば足りるだろう。

合同機械工組合自体は今日もなお存在している。しかし、「新型組合」として脚光を浴び、多くの組合の模範、典型とされた時期とは全く性格、機能、あり方を変えてしまった。この性格の変化そのものが、「独占」組織としての崩壊を物語っているし、それをもたらした同じ条件が別の組合を運動と歴史の前面におし出しているのである。

合同機械工組合の変化の顕著なあらわれは一八九二年に制定された新規約であるという。この年の大会で書記長選挙に旧来のあり方を擁護しようとするものと、これを革新しようとする候補者とが争った。後者はロンドン・ドック・ストライキを指導した有名なトム・マンであった。

結果は僅少差で前者の勝利に帰した。しかし、この選挙をふくめたこの年の大会では反対者の主張をとり入れたさまざまな改革を行なわざるをえなくなった。それはまた、時代の変化への即応をも意味していた。規約改訂はいくつかの点にわたったが、必要な限りでだけいうと、まず第一に、組合員資格の拡大が行なわれた。徒弟に仮組合員資格を認め、また新しい技術に応じて生まれてきた新しい職種の労働者に加入の権利をあたえたことなどがそれだ。組合員資格を嚴重に制限し、熟練労働者の特権を閉鎖的にまもってきた従来の方針は大きく転換された。労働力の販売「独占」としての供給制限政策は、組合員拡大政策にとって代えられなければならないのである。

第二に共済機能の整理を行なった。すでに高い組合費ではあったといえ、不況期の共済手当負担は組合にとって過重となっていた。養老手当などいくつかの手当は整理された。それは明らかに共済機能とむすびついていた特権の保護の後退を意味した。

第三に、政治基金の徴集が制度化された。これまで「新型組合」が労働力の「独占」と供給制限によって達成しようとした目的にとっては政治は完全に外的条件たるにすぎなかった。むしろ「レッセフェール」(自由放任)を信条とし、非政治的なことこそがこの機能にとってのぞましかった。しかし、情勢の新たな展開はそこにいつまでも止まるのを許さなかった。合同機械工組合自身が政治に介入せざるをえなくなったのである。⁽¹⁾

以上の三点の規約改訂は合同機械工組合の政策原則と理念を大きく揺がすものであったことは疑いない。

その背後に
あるもの

このような改訂をもたらしたものは、「大不況」と呼ばれる一八七三年〜九五
年の長い不景気と、ドイツやアメリカなど新興国との新しい競争の前に、イギ
リスの産業がコスト引下げのための設備改善と新しい労働秩序をつくり出さな
ければならなかったという事実である。

ひき続く新しい機械の採用、その合理化、改善は、熟練労働者だけが労働過程の主役であつた状況を次第に変えていった。労働工程の分割と単純労働への分解は、熟練労働力の位置と比重を低下させた。単なる補助労働者か、あるいは技能養成を目的とした未熟練労働者や徒弟の労働そのものが、労働過程の重要なパートを担いうるようになってきた。熟練工の低下に反比例して未熟練工の位置と比重は上昇した。徒弟制度自体が新しい時代に合わなくなり、束縛と感じられるようになった。とくに雇用者にとっては徒弟制度は労働者の技能養成、したがってまた職場での労働秩序を熟練職人に掌握されていることを意味した。徒弟は雇用者によって支配されるのではなく、熟練工によって育成されるものだったからである。新しい設備を導入し、単純労働の積み重ねによる新しい生産体系をつくりあげなければならなかった資本家にとって、技能養成をも資本の支配下におく必要が生まれたのはいうまでもない。

熟練労働者層の特権的地位は、根底からゆさぶられた。徒弟制度をめぐる組合と雇用者の係争は次第に多くなった。未熟練、単純労働の生産工程で占める位置も確立してきた。また、新しい技術の採用は、全く新しい職種の労働者も生み出した。そこでは徒弟制度そのものが存在しなかった。

このような事情こそが、合同機械工組合に規約の大幅な改訂を強いるものであった。規約改訂は、この新しい事態に際して旧来の路線を防衛しながら、ともかくも即応しようとしたものだった。しかし、この改訂の意味は、単に合同機械工組合の内部だけから見ることでは解明されるものではない。合同機械工組合に改訂を強いた同じ事情は新しい、そして巨大な労働組合運動を別につくり出していたのである。むしろ、「新組合主義」とよばれるその運動の存在と圧力が合同機械工組合の規約改訂にあずかって力があつたともいえるのである。それは、「一般労働組合」の成立と発展のことである。

ロンドン・ドック

合同機械工組合の規約改訂の八年ほど前、労働運動史上に輝かしくも有名な

ク・ストライキ

ロンドン・ドック・ストライキがあつた。

「一八八四年八月十四日、サウス・インディア・ドックに停泊中の外洋船

『ザ・レディ・アームストロング』号から、非常に汚れた積荷を沖仲仕たちが下ろしていた。

その仕事は大変きたならしく、また面倒なものであつたので、沖仲仕たちは、前代未聞のこ

とをやった。すなわち、彼等は一層多くの賃金を要求したのだ。一時間六ペンスを要求したのである。この要求が拒絶されたので、この少数の沖仲仕たちは作業を止めてしまった⁽²⁾。ストライキはこのようにして始まった。イギリスの社会にとっても、また労働運動にとっても、これは全く予想されなかった事件であった。大部分が未熟練労働者で、しかも未組織のままであったドック労働者が突然にこのような行動に立ったのだ。当時、ロンドン・ドック地区は貧困のどぶ池であった。ドック労働者の仕事は全く不規則で、しかもきわめて劣悪な労働条件のなかで低賃金が強いられていた。労働組合もなかった。

八月一四日の一隻の沖仲仕たちのストライキは、数日のうちに全ロンドン・ドックにひろがった。雇用者が一時間六ペンスを拒否したのに対して、労働者は一人のデモ行進でこたえた。不規則な雇用状態のもとにあった未熟練労働者からはじまったこの闘争に、ドック労働者の中の熟練工とみなされる沖仲仕などの常備労働者も共同と同情を示した。両者の統一的なストライキ委員会もつくられた。闘争は九月一四日まで続いた。そして組合のストライキ、世論の圧力、さらに海外からも寄せられた資金カンパに支えられて、ドック労働者は要求を貫徹し勝利したのである。

「ドック・波止場・河岸および一般労働組合」はこのストライキの結果、結成されたのである。この組合の結成を指導したのは、当時の社会主義者、テイレット、バーンズ、トム・マン

たちであつた。

この指導者たちの指導方向、そして成立した「一般労働組合」のあり方は、合同機械工組合を典型とする一八五〇年以後の「新組合」と大きく異なっていた。「新組合主義」と称されたそれは、まず第一に、未熟練労働者を大きく抱え込んだ、むしろそれを主体とする労働組合であつた。熟練工と徒弟、未熟練労働者の厳格な区分けを基礎とした「独占」組織の閉鎖政策は組合員拡大主義にもとづく未熟練労働者への門戸開放の方針に変わった。未熟練労働者の龐大な層がこうして「一般労働組合」に流れ込んだ。したがってこの組合では供給制限政策によつて労働力取引の「独占」化をはかることは、はじめから出来なかつた。それは未熟練工、下層労働者にとっては不可能なばかりか、打壊すべき対象でさえあつた。

「一般労働組合」はそのような政策にかえて、市民としての権利の全面的な主張をもととして団体交渉と政治への部分的介入の方策を採用した。旧組合主義で大きな比重を占めていた労働者の移動によつて交渉を有利にする方策は、ストライキを行なつてその場にとどまりながら圧力をかけ直接に交渉するという姿に変わった。また政治に対して積極的に発言し、公権力によつて労働条件を規正し、労働紹介所などの設置を求めて組織的交渉の場を確保するなどの方向に努力した。つまり、「一般労働組合」はより社会的政治的存在としての自己を意識化することによつて、その力の行使の舞台を求めたのである。社会主義者がこの運動の指導部であつ

たのも、このへんのことと関連するだろう。

このようなものとして「一般労働組合」は成立した。そして、イギリスにおいては、産業別労働組合の成立にいたる期間、あるいはその後にもわたっても、この組合は労働組合運動の中で大きな役割をになっていったのである。

合同機械工組合の規約改訂には、この「ドック・波止場・河岸および一般労働組合」をはじめ「ガス労働者および一般労働組合」、あるいは後に「運輸・一般労働組合」「一般都市労働組合」となっていた「新組合主義」の圧力と影響が少なくなかったのである。

一般労働組合の
意味するもの
とにかく、このようにして合同機械工組合は性格を変え、歴史の前面から後退した。組合運動の主流は次の段階の「一般労働組合」に引きつがれていったのである。

このことは、労働力の「独占」的販売、供給組織という労働組合の機能が、歴史の事情の変化のなかで崩壊していったことを意味する。「独占」は熟練工を対象としてだけ、つまりその特権の保護としてだけ成立したのであり、産業の発展の一定の水準のうちでのみ可能だったのである。未熟練工の比重の増大、熟練労働の分割と分解は、直ちに「独占」を不可能とした。「一般労働組合」は、そのことの表現であると同時に、こうした機能に対する積極的な対立者でもあった。そして「一般労働組合」は組織の開放、拡張の政策をとり、出来る限り多数の労働者

働者を組織することによって、その力を背景とした団体交渉、労働協約の締結に目的達成の方向を求めたのである。またさらに、政府や国家機関など公権力への介入と立法化をうながすことによって、労働条件の維持向上をはかろうとしたのである。

労働力を「独占」し、「独占」的地位を占めることによって生まれる純粹に経済的效果に依存して有利な取引を試みる方策は、団体交渉や政治への介入といった社会的諸行動にとって代られなければならなかったのである。

だから、労働組合を本質的に労働力の販売「独占」組織としてとらえ、そこからさまざまな政策と行動を引き出そうとすることは、組合を純粹に経済的次元でとらえ、その組織の力の経済的效果だけに運動を依拠させるものであるといえるだろう。合同機械工組合が目ざしたものはそういう姿であり、したがってまた一般労働組合が否定しなければならなかったのも、そのような運動理念であった。

労働組合は労働力商品の売買関係において売手の側の統轄だけによって、その目的を達成しうるものではない。それが可能だった、あるいは可能のように見えたのは熟練工が特殊の地位をもち、労働組合が熟練工のみを対象とした時だけだった。その時点がすぎ去った後には、一般労働組合から、さらに産業別労働組合主義の時代へと、労働組合は政治と社会へのさまざまな影響力の行使と介入への方向をいっそう強めていったのである。社会主義運動と労働組合運

動との結合も、そういう中から生まれていったわけであろう。

したがって、結論的にならば、合同機械工組合から一般労働組合への移行過程のイギリス労働運動史の示すものは、労働組合を労働力の販売「独占」ととらえる視点が、たしかに労働組合の基礎的機能の論理的帰結のように見えようとも、その点から政策と行動のすべてを律すべきではなく、労働組合運動の歴史的教訓に即して、その機能の実現形態の変貌に注目しなければならぬということであろう。

- (1) 合同機械工組合についての叙述は栗田健著「イギリス労働組合史論」に多くを負っている。とくに、この規約改訂は同書九一―九三頁にもとづく。
- (2) フェイガン著「労働者のチャンピオン」(岩波新書)一六九頁。

4 “労働力の商品化”ということ

もう一つの問題

この章のはじめの節で全電通の提言にふれ、問題は二つあると書いた。労働力の販売「独占」という視点についてはすでに見てきた。もう一つは労働力の商品としての論理の貫徹が、労働組合の政策と行動の基準であるべきかどうかという問題である。

労働力は商品として流通し、売買され取引されている。それが資本主義であり、資本主義のもとでの労資関係である。だがしかし、普通の商品と全く同じような条件のもとで取引され、流通しているのか。労働力は資本主義社会では非常に特殊な条件にある商品だという。それは普通の商品とくらべて、さまざまな制約をまぬがれない。労働力にとっては不利な条件のもとにおかれている。それにはいくつかの要因がある。

第一に、労働力という商品は貯蔵、ストックしておくことが出来ない。販売価格、つまり賃金が不当に安くても、長期にわたってストックして値上がりを待つというわけにはいかない。どうしても日々販売して生活の糧をえなければならず、安売りが不可避の場合が多い。これ

は一般の商品とちがって労働力が不利な制約におかれている条件の一つだ。

第二に、労働力取引に関する知識や情報をつかむ十分な制度も余裕も存在しない。どこで最もいい条件が提示されているか、目前にある条件が最良のものであるかどうかを判断するのは、非常にせまい体験と見聞に限られている場合が多い。また、たとえそういう制度があつて、最も有利な条件が存在することがわかつたとしても、住宅問題や移転費用などの問題があり、簡単にそこへ移れるわけではない。労働力の移動、流動はさまざまな条件によって妨げられている。これも一般の商品とかなり異なっている点だ。

第三に、労働力は労働者から切り離して独立の存在たることが出来ない。販売して労働が始まった以上、個々の労働者にとってさまざま不満が人間の人格的に起こつたとしても、甘受しなければならぬことが少なくない。売つたのは労働力であるから、それだけの使用と統制に限定するというのは論理的だが、実際はなかなかむづかしい。これも一般の商品とことなる点である。

労働力商品にはこのような不利な制約がある。だから、この制約をとりはらい、一般の商品と全く同じように流通させなければならぬ。そうすることは、資本主義の法則の実現を妨げることの意味するのではなく、その実現をはかることである。労働組合こそ、その役割をなわなければならない。労働組合は労働力の商品化の徹底、商品としての論理の貫徹にこそ、そ

の任務があり主な役割があるのである。労働組合はしたがって、資本主義の法則の枠外にあるのでは全くなくて、その法則の枠内にある、いやむしろ労働組合が存在してこそ、資本主義の法則は実現されるのだ。おおまかにいって、この立場は以上のように主張する⁽¹⁾。

だから、この立場からいうと、労働組合は労働力が完全に商品であるための制約を取除くところに主な機能がある。団結によって労働者同士の競争を停止し、出来る限り資本と同等の立場に立ち、労働力商品の価値通りの貫徹をはかるべきものなのである。

ルヨ・ブレン
このような理論を最も明確に主張した学者として、前世紀末のドイツに、ル
ターノの理論
ヨ・ブレンターノという社会改良主義者があつた。大河内一男教授のいうと
ころによるとこうである。

「資本制社会そのものは、ブレンターノにとっては未来に属していた。何となれば、資本制商品社会は、労働力なる『商品』に付ては未だその法則性を貫徹していなかつたからである。商品化せられた労働力は、その特殊な諸条件の故に、未だ充分なる商品性を獲得するに至らぬものと考えられた。従つて労働力に商品性を賦与し、これを完全なる資本制市場商品たらしめる点にブレンターノの社会改良主義の全課題が存した。資本主義社会の『修正』ではなく、むしろその『完成』にこそその任務が存したのである⁽²⁾」

ブレンターノはこうして、その政策を実現する主体としての労働組合の役割を重視したので

ある。

このブレンターノの理論の帰結は見る通り「資本主義の修正」ではなくて、「資本主義の完成」である。もともと、労働組合が存在せず、労働者相互の競争が行なわれている段階の資本主義は、ブレンターノにとっては未だ労働力の商品化が徹底せず、資本主義として未完成で過渡的な姿であるにすぎない。労働力の商品化が資本主義の法則にもとづいて行なわれ、労働組合がそれに成功したとき、資本主義ははじめて純粹の、完成した資本主義たりうるのである。このような立場から労働組合の任務と役割が引き出されるのである。

とすれば、ブレンターノがここで追求したものは、資本主義の「合理性」の追求であったように思われる。「合理的」資本主義の実現がこのブレンターノ理論の中心であったといってもよい。つまり、ブレンターノにとっては、労働組合は労働力の商品性を完成させるものではない。つまり、それを止揚するものではありえなかった。資本主義の自己完結的体系をつくりあげようとする試みにほかならなかった。だからブレンターノは社会主義への戦闘的な反対者として行動したのである。

労働組合と
社会主義

労働組合はもともと社会主義、あるいは社会主義運動と何らかの関連をもつべきなのか、あるいはそうではないのかという議論がある。いや、議論というよりも、現在の日本の労働組合は社会主義を目標の一つとしてちゃんとかがけて

いる。

「日本労働組合総評議会は、日本のあらゆる自由にして民主的な労働組合の結集された力によって、労働者の労働条件を維持改善し、その経済的政治的社会的地位の向上を図り、日本の民主主義革命を推進するとともに、社会主義社会の建設を期し、経済の興隆と民族の自主独立を達成して、自由と平等と平和の保障される人類社会の建設に貢献せんとするものである」

これは総評の基本綱領の冒頭に書かれている文句だ。総評ばかりでなく、同盟会議の方もいつている。同盟会議の新組織結成準備統一委員会の組織憲章草案のなかに次の項がある。

「われわれは……資本主義の弊害を克服して、福祉国家の実現から、さらに進んですべての人の自由と平等とを実現し、各個人的能力を最高限に發揮させる民主的な社会主義社会の建設を目ざして戦う」

もっとも、このような綱領的な主張は、日常の組合運動のなかで常に意識されているとはいえないかもしれない。綱領にこう書かれていることを知らない組合員や幹部の方が多いだろう。しかし、こう掲げられていることが不思議とも思われない状態があることも事実だ。日本では労働組合と社会主義の結びつきは伝統的にある程度承認されている。それだからこそ、かえって労働組合の任務と機能を明確に限定しようとする志向が生まれるのだ。労働組合はたしかに

直接に社会主義の実現をめざし、そのために奮闘すべき団体ではない。このことは政党と労働組合の関係の問題などを通じて、さきにも見た通りだ。

だがしかし、それだからといって、労働組合は「資本主義の完成」、資本主義の「合理性」の貫徹をめざすものだろうか。労働力の商品性を貫くところに労働組合の任務と機能があるのだろうか。

労働組合にとって、社会主義の実現が課題たりえないのと同じく、資本主義の「完成」もまたその目標たりえないことは自明のことではなからうか。労働組合がその任務と課題を選択するにあたって、イデオロギー次元や社会体制上の問題が直接にかかわりをもつものではないからだ。

もっとも、商品性の貫徹は資本主義の法則の「利用」であり、その法則にもとづくものであると主張されるかもしれない。おそらくは、そもそも法則とは何であり、その利用とは何であるかが、より精密に検討されなければならないだろうが、ともかくもいえることは、その法則の実現、貫徹が「利用」の唯一の方法ではなからうということである。労働力は商品として売買され、取引されている。この売買、取引のなかで、いかにして最も有利に、つまり、労働者の有利な労働条件でその取引を行なうかが問題のすべてなのであって、それが結局は資本主義の延命強化、完成、合理性の貫徹につながるか、それとも社会主義の実現に有利に秤が傾くか

は、直接に問われるものではなからうということなのである。

体制内在の

労働運動

ブレンターノの主張にしろ、あるいはさきに見たイギリス合同機械工組合の理念にせよ、そこに一貫しているものは、労働組合が資本主義の枠内の存在として、その法則の自己貫徹に依拠していることである。ともに労働運動の任務と機能を経済的視野に限定し、その分野での行動と機能發揮によって労働組合の基本的目標は達成されると想定されているのである。労働組合が社会主義運動の立場に包摂され、資本主義に対する直接的な否定者としてあらわれることは、多くの問題を残すとしても、逆にみずからの立場を資本主義の枠内に位置づけ、その法則の完結に依存し、経済的分野にだけ役割を限定するのは、やはり労働組合のもつ本質的性格からいって疑問といわなければならぬ。

労働運動の体制内在化、つまり資本主義への順応の危険を警告する声は、最近少なくともない。

それは、古典的な労資協調主義への接近の危険を指摘するだけのものならば、あえて問題にするに足りないだろう。しかし、こうした指摘には、労働組合運動のより「合理的」な展開についても向けられている。たしかに、戦後の労働組合運動は、きわめて政治主義的な非合理性によって貫かれてきている。政党への労働組合の従属、経済と政治の混同、改良と革命の完全な切断等々を思い浮かべれば、それは明らかだ。これらに対する反省と克服が、より合理的で論理的な労働運動の展開への指向をもつことは当然のことである。しかし、それが資本主義の

「合理性」、資本主義の「完成」の追求におちいるとすれば、それに対する体制内在化という批判も、あながち根拠のないことではない。結果的にそのような方向への傾斜が、その中にくまれているからである。

いずれにせよ、労働力の商品化の徹底、商品性の貫徹というかたちで労働組合の本質をとらえることは、政治主義からの立ち返りという意味はもつにしろ、労働組合の根本的性格と機能を積極的に規定し解明するものとはなりえないといふべきだろう。

労働条件の維持向上、そのことの真正面の追求がもたらすものが何か、さらに検討されなければならぬのである。

- (1) このような主張は西村諭通編著「労働運動と構造改革」にある。
- (2) 大河内一男著「独逸社会政策思想史」(昭和十一年、日本評論社刊)二六二頁。



第IV章

「プレッシャー・グループ」か？

1 圧力団体と労働運動

昔陸軍・今総評

「昔陸軍・今総評」という立看板が自民党の名前で街角に立てられたのは、たしか昭和三一年の総選挙の時のことである。昔の陸軍の横暴さに総評をなぞらえたもので、その思いつきのうまさには敵ながらあっぱれなものだと僕はすっかり感心してしまった。たしかに昔の陸軍は横暴だった。それは例の「ゴーストストップ事件」や軍事予算のぶんどりなどをあげるまでもなくあきらかだ。その横暴さを総評の春闘やストライキ、デモで「一般の人が迷惑する」というところへひっかけて見せたのがこのスローガンだった。

労働組合は横暴だ、会社経営の内情におかまひなくやれ賃上げだ、ストだとさわぐ。人の迷惑も考えずに交通通信機関を止めてしまう。物価値上げにはね返ってくるのに、自分たちだけ賃上げを要求する。賃上げしたくても出来ない商店主や零細企業者はどうするのだ。おまけに法律で禁止されていてもストはやるし、暴力沙汰もひきおこす。全くもって労働組合とは始末におえないものだ。

こんな考えが政治や言論の舞台で堂々と主張されることは、まア少なくなつた。だが、経営

者の間では相当に生きのこっているし、自営業者、商売人、零細企業のおやじさん、あるいは未組織労働者の中にはまだかなりある。この考えの中には、労働組合は、会社側であれ、利用者などの第三者であれ、また国や社会全体であれ、「他人」の都合や迷惑も考えずに自分の利益だけを主張する利己的な団体であるという見方がある。そしてさらに、法律を無視するし、社会秩序を混乱させ、場合によっては暴力も使う反社会的な存在であるという見方が加わっている。利己的で反社会的な集団、それが労働組合というわけだ。「昔陸軍・今総評」の看板はこういう感情をいっそうかきたてようとねらったものだ。

ところが労働組合運動の中にも、こうした見方にあてはまるような考え方がともすれば存在する。勿論、自らそう考えているわけではないが、結果的にそういう考え方に根拠をあたえるような発想があるのである。たとえば、こんないい方だ。

「いま五千円の賃上げをとるということは、……相手側に大打撃をあたえる力がないとそう簡単に破れるものではない。その力は、一つには、日本経済をゆるがすような基幹産業の長期ストライキだ……今一つは、政治的、社会的不安をあたえるような全労働者のストライキである」⁽¹⁾（傍点筆者）

総評議長太田薫氏の言葉なので恐縮だが、少なくとも第三者から見れば、「大打撃をあたえ」「経済をゆるがし」「政治的社会的不安」をひきおこすことが、労働運動であるかのように考

えてしまう。いや、考えてしまうというより、そういう指向性が労働運動の中に多かれ少なかれ存在することは事実なのだ。

それは何も「機械打壊し運動」(ラッダイト)やアナルコ・サンジカリズムのことをいっているのではない。ラッダイトは一八世紀末から一九世紀にかけて、イギリスの労働者が産業革命と新しい機械の出現に反対し、社会に反抗した一つの姿だったが、労働組合運動の生長と発展の中で終息してしまった。アナルコ・サンジカリズムの潮流も資本主義の廃絶を労働組合の直接行動で実現しようとしたが、マルクス主義、科学的社会主義の理論の普及とともに基本的には克服されてしまった。

これらの影響はいまではもうない。問題はむしろ、労働組合の要求獲得の困難さが資本と政治と社会に対しての単線的なアピールとなり直線的な行動へと向わせる傾向をもつということにある。それには、物理的な「圧力」や「打撃」も含まれるが、それはもう少なくなった。暴力沙汰といっても、最近では官憲や経営者側の暴力団による挑発がほとんどである。だから、そういう暴力もここでは問題ではない。労働組合の要求獲得のための行動が、たとえば「闘争を社会問題化しなければ」とか、「社会不安を醸成するようなところまで」とかいうふうには、労働組合運動の基本的な論理をとびこえて、社会や政治へ直線的に問題提起することに終始するような発想についていっているのである。太田議長が発想の中には、五千円なり六千円なり

の賃上げ要求をかかげて、物状騒然たる社会状勢を現出させる、そうすれば、要求は獲得出来る、闘争成功の唯一の方法はこれだ、というような視点がありませんか。

圧力団体論と

のかかわり

一部の経営者や庶民の中にある「利己的で反社会的」なものという労働組合についての見方、そしてまた労働運動の側に存在する物情騒然を目的化して社会、政治にアピールしようとする指向、これらはプレッシャー・グループ

の行動様式を思いおこさせる。

プレッシャー・グループ、あるいはその直訳とされる圧力団体とは何かを定義することはなかなかむつかしい。社会学あるいは政治学の大きな問題の一つで、いろいろと説があるようだ。手当り次第に関係の本をくって見ると政治学者の石田雄氏の論文の中に議論をすすめるために「ひとまず」という限定つきだが次のような表現があった。

「圧力団体を特殊利益達成のために、組織された力を以て、政策決定過程に影響を及ぼすという機能を営むものと考える」⁽²⁾

なるほどここにいわれる圧力団体の要件は三つである。それが国民的全般的利益をめざすのではなく、階層であれ集団であれ、特定の人びとの個別的特殊的利益の達成が目的であることが一つ。この目的のために国家の政策決定に影響を及ぼすものであるというのが第二、そしてそれを個人として行なうのではなく組織の力で行なうのであることが第三、この三つである。

もともとプレッシャー・グループ、圧力団体という言葉は、肯定的な感じよりも否定的な響きの方が強い語感をもっている。圧力、プレッシャーといえ、押しつけられる、押さえつけるといった感じがあるし、プレッシャー・グループ、圧力団体といっても、政党を基礎に選挙を行ない、選出された議員の議会における審議と票決で政策と政治を決するという近代議会制民主政治に対して、特別な階層や集団が横から加える圧力、特殊権益だけの擁護という印象はおえない。いってみれば、本来の政治のあり方に対する横車といった感じさえ、その中にはある。だからこそ「利己的で反社会的」で「物情騒然と政治にアピール」するということになると、圧力団体が思い起こされるわけだが、石田雄氏の圧力団体についての規定も、何となくそれを裏打ちしているもののように思われてくる。

たしかに労働組合は、組織された労働者の利益擁護を出発点にしている。最低賃金制とか、安保反対とか、国民的全般的な課題も勿論あるが、なによりも春闘などのように組織労働者の直接的な利益擁護が主軸であることは疑いない。だから、組織労働者の特殊利益達成が目的だといえなくはない。そのために政策決定過程に影響を及ぼす点も、労働組合の重要な手段の一つである。とくに公務員や公共企業体労働者の闘争は直接に政府の方針や予算問題とかみ合う。今日の総評を中心とする春闘はこれらの労働組合がよかれあしかれ闘争の主軸となり、それが民間企業にまで影響するという形になっているから、その点はきわめて重大だ。したがって、

労働組合の賃金闘争の重要な部分として、政策決定過程への介入と圧力を加えるということがある。さらに労働組合がそれらを組織された力でやっていることは全く自明だ。

だから、労働組合はそういう点から圧力団体とみなせるかどうかは、当然、問題になるところだろう。だが、ここではそういう分類が問題ではなく、圧力団体論を手がかりに、はたして労働組合は「利己的で反社会的」か、また「社会不安」や「物情騒然」の情勢をつくり上げることで要求獲得がはかれるかどうかを検討してみることだ。とくに後者は運動の指導者層の中にある一つの運動論であり、労働組合論の把握にもつながる問題であるはずだから、その発想の当否をさぐることは、この本の主題にとっても重要だろう。

社会党への
プレッシャー

その前に圧力団体と労働組合といえば、すぐ問題にされる社会党との関係について簡単にふれておこう。

たしかに、総評は社会党に対して「圧力」をかける場合がある。社会党の政策というよりこの場合は行動方針に対してだが、総評はより強い姿勢でのぞむことを要望する。総評指導部、とくに太田議長などはしばしば「社会党はだらしが……社会党の尻を叩いて」と公言したりする。

そうした言葉は、総評の公式の文書にさえ書かれている。総評「組織綱領草案」はいう。

「社会党の政策なり行動は総評が組合としてもつ政治方針なり政党活動への期待より後退し

がちなので、総評は自らの政治要求を貫徹するため、あるいは党活動を大衆闘争の場で展開させるため、そして根本的には日本の民主勢力全体の後退を引き起さないため、しばしば社会党に対して強硬な意志表示を行い、多大の成果をあげた⁽³⁾。

現在、その可否を別として総評は社会党を公式に支持している。「政党支持自由」か「社共両党支持」かなどさまざまな議論が長年にわたって続いているが、総評は結成以来、わずか一年間を除いて一貫して社会党支持を決めている。この支持決議を理由に総評は選挙に社会党候補者を全面的に、そして専一的に支援する。資金も集めるし、票も集中する、要員も引受ける。社会党から候補者が出て選挙を行なうというより、それは単に看板だけで、総評の各組合や地評が全面的に請負い、さながら総評党の選挙かと思われる場合すらある。総評の請負い、社会党のおぶさは、ほとんど当り前のようになっている。

選挙だけではない。大衆運動でもこの傾向は強い。原水爆禁止、憲法擁護から物価値上反対や小選挙区制反対の闘争に至るまで、社会党のすべての課題と運動は、総評の協力と動員力が必要ならば成立しないとあってよい。社会党独自の行動、闘争が強調されてはいるが、総評が組織動員を指令しないかぎり、大衆集会一つすらひらけないのが実情なのである。だから、社会党に対する総評の発言力、影響力は絶大なものがある。

ところが実際に総評内部における社会党の党員数、党勢力といえ、きわめて弱小なもので

ある。地域や他階層の黨員もふくめて、全体でたかだか五万程度の黨員をもつ社会党が、四〇〇万以上の総評の組織労働者の中で占めるウエイトはごく少ないと見なければならぬ。総評中央、単産中央ではかなりの黨員比率をたもっているようだが、下部になればなるほど薄くなり、単位組合では黨員が公然と存在する方がまれな位である。

こういう関係の中で、総評が「尻を叩いたり」「強硬な意志表示」を行なったりするのである。それは一見文字通りの「圧力団体」のごとく見え、やゆ的にそう見なされるのも無理はないかもしれない。しかし、この両者の関係が「圧力」のように現象するのは、まず何よりも社会党が革新政党、労働者階級を代表する政党として、十分な役割と機能を發揮していかないからである。革新政党が政党としての機能を十分に發揮していない時、大衆団体がそれを支え、あつる場合はそれを乗り越えたり刺戟をあたえたりすることは当然でもあろう。だが、同時にまた、このような時、労働組合がどのようなやり方で対処すべきかという問題も検討されねばならぬであろう。「政治闘争は政党、労働組合は経済闘争」という機械的分離論のうえで、経済闘争から引き出されてくる政治課題を政党に引継ぎ、それで「尻を叩く」のではあまりにも単線的に過ぎるからである。この点はしかし、圧力団体論との関連であきらかにされる労働組合のあり方、政治機能の所在の中でふれらるべきものであろう。

- (1) 太田薫著、「現代の労働運動」労働旬報社、四頁。
- (2) 石田雄「わが国における圧力団体発生の歴史的条件とその特質」、日本政治学会年報『日本の圧力団体』三一頁。
- (3) 総評「組織綱領草案」一八七頁。

2 政治闘争と圧力闘争

逆圧力関係

圧力団体といえはすぐ思い浮かぶものに、中政連（中小企業政治連盟）、日本医師会、旧地主の全国農地解放者同盟、郷友会・傷痍軍人会などのいわゆる軍人恩給団体、さらには主婦連などの婦人団体等々がある。いずれも特定の階層なり集団なりの特殊利益達成のために、政府、自民党、議会、官僚機構などに働きかけ、陳情、請願などを行ない、選挙非協力の恫喝さえまじえて予算化なり立法化なりの政策決定を迫っている。組織的集団的な圧力を加えるのである。

こうした世上一般に圧力団体と見なされているものとくらべる時、労働組合が加える圧力には、かなり異なった点がある。それは政策決定過程への影響が逆の圧力関係になる場合が多いということである。自民党が国会における多数党であり政府を握っている現在では当然のことかもしれないが、その政策の多くを実施、実現させない、あるいは根本的な性格変更を求めるという形で圧力を行使する場合は圧倒的なのである。他の圧力団体が政府の政策方向とほぼ基本的立場を同じくしながら、特殊な階層、集団の利益実現を、それに加えて求めるのに対し、

労働組合は、基本的に反対の方向で、中止なり廃棄なりを要求するか、あるいは根本的な性質の変更を対置された政策の実現によって求めるのである。

もちろん、これはあらゆるものに絶対反対を呼号するだけのいわゆる抵抗闘争主義のことをいっているわけではない。何らの具体的な解決策も対案も示しえないで、ただ反対していればいい、解決は「ある晴れた日」の突然で一挙の変革にかかるといった運動論は、ここでは別の問題である。

要するに、労働組合の圧力、政策決定過程への介入は逆圧力関係にあり、決定させないことを含めたマイナス圧力を主軸にしているということである。警職法反対闘争も安保改定反対もそうであったし、日韓会谈反対や原子力潜水艦寄港阻止の闘争もそうである。また、ILO条約批准闘争にしても、批准を求めることによって、政府のこの問題に対する基本的態度を転換させようとするのであり、炭労の政策転換闘争も、同じく石炭政策決定に対する根源的な不同意の表明をつうじて、新たに質的に違う政策決定を迫ったものである。公務員関係の賃金闘争ではごく表面的に見ればプラス圧力のようにではあるが、要求通りの賃金の大幅な引上げは賃金政策と財政政策全体をゆるがし、その再編成を余儀なくさせるという意味あいでもこれも政府の政策決定に対する逆圧力関係にあるということが出来るだろう。

もちろん、このような逆圧力関係において他の圧力団体とは異なるとはいっても、逆圧力も

当然政策決定に何らかの影響を及ぼすはずであり、反対意見を考慮した修正や変更が行なわれることはしばしばあり、それも政策決定への影響と見なされるし、もっといえば特定の政策を決定、実現させないということ自体も一つの政策決定であるといういい方は可能である。それは、さきにもみた圧力団体の規定の中に、労働組合も含めうるということを示すには役立つだろうが、ここで問題なのは、このような違いが意味するものは何かということであり、それを通じて労働組合の運動論に迫ることである。

体制内と反体制

このようなプラス圧力とマイナス圧力の相違を、前者は体制内の政治活動であり、後者は反体制の政治闘争であると規定することは可能である。そして労働組合運動に即して政治闘争には体制内闘争と反体制闘争とがあり、前者は「圧力」活動であり、後者こそ真の政治闘争であると説明すれば、かなり論理的なように見える。

そして、レーニンを引用し、労資協調のトレード・ユニオンズムは決して政治を全く拒否するものではなく、それにはトレード・ユニオンズム特有の政治、つまり議会主義的政治がある。圧力活動こそそれにほかならない。したがって、労働組合の政治活動を「圧力」活動という体制内的なものに止めるか、それとも反体制的な政治闘争に発展させるかに重要な指導上の問題があるとするのである。

体制内、反体制という言葉の意味をどうとるかが一つの問題である。しかし、とりあえず、

資本主義の体制に内在化し、それに順応する運動と、それに反対しその打倒ないし克服をめざすものという文字通りの意味で考えよう。

政治活動にかぎらないが、労働組合の要求や課題、あるいは闘争それ自身を、体制内的なものと反体制的なものに区分することについては、かつて最低賃金制をめぐる論争があった。いわゆる「革命的最低賃金論」とその批判の議論である。

昭和二七、八年頃、上林貞次郎氏は資本主義国の最低賃金制はブルジョアの改良的最低賃金制で、真の最低賃金制は社会主義、人民民主主義国のプロレタリア最低賃金制である、そして労働者が目ざさなければならぬのはこの後者であるとのべた。⁽²⁾この議論に対して最低賃金制それ自体はあくまで改良的なものであるという指摘を中心にも多くの批判があった。そして少なくとも最低賃金制に関してはこんな馬鹿げた意見はそれ以後あとを絶った。

圧力活動と政治闘争、体制内と反体制の問題にこの「革命的最低賃金論」を持ち出すのは、少々適切さを欠くかもしれないが、もともと労働組合の要求と闘争を体制内と反体制に区別しなければならぬとする発想自体おかしなものである。少なくとも戦後の労働組合運動で、あるいはもっと限定して総評の発足以来、要求、闘争の性格が資本主義体制への反対を直接に掲げたものは一つとしてない。賃金闘争は勿論のこと、安保闘争でも三池闘争や政転闘争でも、また最近の日韓会谈反対や原潜阻止の闘争でも、さらには政府打倒を叫んだ闘争にしても、資

本主義体制への直接的な反逆の意志表示は一切ないのである。現実の資本主義社会の存在を前提し、いずれもその枠内において実現可能な要求として提起されているのである。

いくら闘争が激烈で大規模だからといって、そのことによつて反体制的であるとはいえないだろう。いくら要求が大幅で、現実から距離が大きいからといって、反体制的であるともいえないだろう。政府の打倒をめざし、新しい政府の樹立をめざしたといつてさえも、それ自体は資本主義社会での政府交替を追求したものにすぎず、反体制的ということとは出来ないのだ。

こんなことは、おそらくわかり切っている。しかし、そのわかり切っている筈の問題に「革命的最低賃金論」がとなえられたことがあり、また政治闘争での反体制と体制内の区別が論議されたりしている。そこにはおそらくそれなりの根拠があり、困難な問題がひそんでいなければならぬ。

体制に与える

インパクト

それは、これらの体制内要求の性格をもつ闘争が客観的に体制に与えるインパクトの重大さによるものだろう。

一つの企業別組合対会社という関係で見ればはっきりするが、賃金の、たとえば五パーセント程度の上昇は、会社経営にとつて決定的な影響とはなりえない。勿論、不況期のどん底とか、経営危機のただ中というなら話は別だが、最近の数年間のような「高度成長」期の平均的な企業にとつては、定年制の安全弁もあっていわば平気である。経営者側がそ

の程度の賃上げを毎年行なうことを制度化して定期昇給制を確立しようとするのも、この限度内に閉じ込めれば、かえって好都合だからである。だが、一挙に五千円とか一万円とかの賃上げとなると違ってくる。それは企業経営の全般的なあり方自身に重大な影響をあたえないわけにはいかない。経営計画の大幅な変更を余儀なくされるだろうし、株主配当をへらさなければならぬかもしれない。製品コストの値上りをまねき、販売価格の変更にまで及んでくるかもしれない。競争企業との関係や受注先との折衝の中でこの企業が重大な状況におちいることはありうることである。

全体の労働者階級の賃金闘争と国の経済の関係の場合も、これと似た事態が考えられる。「ヨーロッパなみの賃金」は勿論のこと、五千円の賃上げにしても、他の事情の変更なしに一挙に実現されたらと仮定すれば、日本経済全体にあたる影響は絶大なものがあるろう。勿論、二、三の巨大企業でとか、ある特定の産業でというなら、これもさしたる結果をもたらさないかもしれない。しかし、少なくとも総評労働者全体の賃金水準が一挙に上昇したとすれば、資本の側のこれに対する対応は深刻なものとならざるをえないだろう。金融、財政、貿易政策などをはじめ、あらゆる経済政策と経済関係での再調整を余儀なくされるにちがいない。

今日、総評も同盟会議も「ヨーロッパなみの賃金」や「七年間賃金倍増」の長期的要求目標を掲げている。そして両組織とも、これらの要求は全経済構造におよぶ政策転換や、日本資本

主義の現状にたいする何らかの構造的改革を加えなくても、目標は達成されると見なしている。しかし、経済学者の大橋周治氏は次のような率直な警告を行なっている。

「およそ革新的立場に立つ経済学者ならば、わが国の二大全国労組の長期要求目標が、全面的な経済政策の転換なしに獲得できるものかどうかを客観的に分析する義務がある」⁸⁾

経済学者に対する提言とはなっているが、組合運動が長期要求目標を何らの経済政策の転換なしに、そのまま実現しようという楽天主義への警告であることは間違いないだろう。

つまり、このように要求獲得がもつ日本経済への甚大な影響を測定しているのだ。ある程度でも大幅な賃上げが日本経済ひいては現資本主義体制への重大なインパクトになることは、実現の可能性をひたすら強調するアジテーションの立場に立つのでないかぎり、あきらかなことのようにだ。

政治的諸課題と闘争にしても全く同じことがいえる。安保改定や原子力潜水艦阻止や、そのほかもろもろの課題で、労働組合の運動が効を奏した際、ただちに重大な政府危機やある場合には進んで政治危機をまねがちであることは見やすいことだ。それほどギリギリの状況の中で、これらの政治的方向が支配層の中で選択されているからであり、その帰趨にいわば賭けられているからである。政治闘争であるだけに、その体制に対するインパクトはより重大でさえある。

区別が問題

ではない

経済的な要求であれ政治的な課題であれ、その実現がもたらすであろう影響の大きさは、たしかに体制に対する決定的な打撃とさえなりうる。その一点における突破は、体制そのものに大きく反響するものであるかもしれない。

こうした点から、要求そのものの性格、闘争そのものの本質を、反体制的と規定する指向が生まれるのであろう。要求と闘争が客観的にもつところの効果に注目し、そこからひるがえって要求と闘争の意義づけが行なわれるのである。

しかし、そうであるにしてもなお、第一にはそのような客観的效果がそのまま資本主義の構造と体制を根本的に否定するような質のものかどうかが問題であるはずだ。大きな衝撃と動揺を与えることはあっても、そしてまたその連鎖反応的な影響が窮極的にはそのことを問題にする条件を導き出すかもしれないにしろ、それ自体としては資本主義の枠内における影響であり動揺であるにすぎないだろう。そして第二には、労働運動の要求獲得闘争は、このようなインパクトを生み出すために行なわれるのでは決してなく、あくまで要求実現の線に沿ってのみ行なわれるということである。それはちょうど、一つの単位組合の賃金要求が、会社に打撃を与えるために行なわれるわけでは決してなく、あくまで要求獲得を中心としてであり、そのために必要であるならば、何らかの形で会社に打撃を与えることもありうるというのと同じである。

問題は、要求と闘争を体制内的なものと同体的なものに區別するところにあるのではないことはあきらかである。

(1) 松下圭一氏は「労働組合の政治活動」、前掲「日本の圧力団体」所収のなかで、こうした議論を展開しておられる。

(2) 「占領下日本の賃金問題」参照。

(3) 大橋周治「革新勢力の国際経済政策」『現代の理論』六四年五月号。

3 要求の実現

体制側の対応

多少とも大幅な労働組合の要求の実現は、論理的に言って資本と体制に対する重大なインパクトをあたえるものとなるだろうと書いた。それは連鎖反応的な反響の中で重大な危機をもたらす場合もあるとものべた。

しかし、ここから労働組合の要求獲得闘争を進めてさえ行けば、自動的に資本主義体制が危機におち入り、崩壊に向うだろうというのでは勿論ない。このような経済闘争による自動崩壊論や一点突破自動崩壊論は、かつて存在したが、そんなことはいうまでもなくありえない。資本主義と支配体制はそんなにもろくも硬直的でもなく、もっと柔軟でねばり強いだろう。

労働組合の大幅賃上げやその他の経済的政治的な個々の闘争そのものが、もし要求通りに実現されるならば、客観的な効果として体制の側に重大な衝撃をあたえるはずであるとはいっても、体制の側にはそれなりにこれに対するさまざまな対応があるからである。資本と体制の側はだまって安閑とし、腕をこまねいているわけでは決してない。

資本の側の対応は、いうまでもなく労働組合の要求を拒否し、これと決定的に対決するとこ

ろから始まる。大幅な賃金要求や決定的な政治課題に譲歩し屈服することはありえない。毎年の総評の春闘で要求と解決の差額がますます拡大する傾向にあることを見れば明らかだ。文字通り零回答というのは少ないにせよ、それに近い場合もしばしばである。こうした全面拒否、零回答の壁を打破ることは労働組合にとって決して容易ではないにしても、そこでの対決は避けるわけにはいかない。労資とも、そこに闘争の第一の成否が賭けられるのである。

しかし、この最初の対決点が労働組合によって突破され、資本がどうにも譲歩を迫られる場合でも、そこから生ずる衝撃を緩和し全体を再調整するさまざまな手段がとられる。一つの企業であれば、直接に利潤を吐き出すことによってカバーしうる場合以外は賃金上昇を労働強化や合理化によって吸収しようとしたり、また可能な場合は販売価格を上げたり、原材料や下請コストを切下げたりする。賃金上昇分を仕入、製造、管理、販売、金融などの全経営機構のなかの操作によって吸収してしまうきめの細かい作業が行なわれるのだ。それははつきりと目に見える場合もあり、なしくずしにひそかに行なわれる場合もある。いずれにせよ、こうした方策がとり得ればこそ、資本の譲歩は譲歩として可能なのだ。それが出来なければ、あるいは成功しないならば、譲歩とはならず破滅となってあらわれるしかないだろう。

一資本ではなく、一国の経済では、なおさまざまな要因が加わるだろう。企業間や産業部門間の競争、矛盾、対立関係がある。海外競争、貿易関係のこともある。国の財政、金融、産業、

投資などの諸政策のあり方の問題もある。直接に資本蓄積のテンポをスロー・ダウンさせたところで、それで成長政策がどうなるかなどの問題もある。もっとひろく関連する諸々の問題もあるだろう。したがって、そう簡単ではないだろう。しかし、ギリギリの譲歩を資本家階級全体が迫られたとすれば、同じようにその打撃を吸収する何らかの方策がとられるにちがいない。二、三の例だけあげよう。

賃上げが物価値上りの直接の原因でないことは明らかだが、独占資本が成立し、その手に製品価格操作が握られている状態のもとでは、賃金引上げを製品の販売価格の引上げによって吸収することは簡単である。それは連鎖反应的に他の物価上昇を引起すことも十分ありうる。名目賃金の上昇は物価の値上りによって取返されてしまう。

また、賃上げが合理化、生産性向上によって吸収されることもありうる。新しい機械や設備の全面的な採用が労働密度を高めることもあるし、労働の節約によって製品コストを引下げ、それに見合う市場拡大が伴えば、それで吸収することも不可能ではない。さらに、こうした過程で、巨大企業が中小零細企業にさまざまなルートで犠牲を転嫁することはありうるし、物価値上げなどのように国民全体の負担によってカバーされることもある。資本と体制の側の方策は単一でも図式的でもないが、賃上げの衝撃をあらゆるルートとチャネルで吸収し、資本主義の存立と支配体制の維持に努めるのである。このことは賃上げにかぎらず、他の一切の経済的

政治的要求と課題についてもいえることだろう。

ギリギリの対決

現代資本主義の複雑な構造と機能のなかで、ある地点での状況変更の影響が、どんな波動をもってひろがるかの測定は、おそらくかなり複雑でむつかしい問題だろう。そんな点は、とてもここで解明する余裕も能力もない。要するに何らかの労働組合側からする衝撃は、それを吸収するさまざまな方策によって緩和され、そのことによって体制の維持がはかられるにちがいないことを確認したいだけである。そこで議論をもう少し前に進めよう。

そうすると、問題はこのような打撃を緩和し吸収すべき諸方策が、意識的にか、あるいは結果的にかはともかく、こんどは逆に労働者階級ならびに国民に対する攻撃となつてあらわれてくるといふことである。右の二、三の例でもすでに見たように、賃上げに対する労働強化や合理化がそうであり、価格吊上げ、物価値上げがそれであり、さらに中小企業や他階層に対する犠牲転嫁がそうである。

対決は好むと好まざるとにかかわらず、多くの課題にひろがり、全面的となる。単に労働者に対して全面的となるだけではない。さまざまな階層をこの対決の中に引き入れ、国民的規模の対立にまでひろがるのである。現代の階級構造が独占資本対独占をのぞく一切の勢力の対抗を不可避とさせているといわれていることである。

対決は全課題に及んで全面的であり、そして国民的規模にまでひろがる。しかも、独占の側の支配と体制の維持は、これら全体の対決の成功のうちにあるのだから、いわばギリギリの瀬戸際にあるという状況を一面において持つ。労働組合の、たとえば賃上げのようなある単一の要求と闘争に対してさえ、こうした全面的でギリギリの対決が伏在しているのだ。それを他に転嫁し巧妙に切りぬけうるかどうかは資本主義体制の維持と延命が、まさにかけられているのである。

この維持と延命のテクニカルな方策は、それ自体としても発展し豊富化してくることもまた否めない。そこにこそ体制の側の縦深陣地が構築され、労働者階級の少々の攻撃には絶対に崩れそうにないように現象してくるのでもある。しかも、さらに先手をとった反撃さえあらわれるのである。資本の体制は脆弱であると同時に、また他の一面では強固である。

国民的な ひろがり

とすれば、労働組合の要求と闘争はまず、戦線の全分野にひろがる視野をもたなければならぬ。全国的な反独占の視野をもたなければならぬ。いかに基礎的であり最大のものであるとはいっても、賃金の名目額だけをあらそう労働組合運動は、その側面だけで成果をあげても、結局は全戦線での敗退につながるものでしかないだろう。

「現代資本主義の下での賃金利潤関係の変容は、労働者の賃金闘争の結果が（ともすれば）ほ

かの労働者の肩に転化されてしまう——労働者の資本に対する戦いを、労働者の労働者に対する戦いに転化させる——傾向を生みだす武器を資本の側が保持するにいたったという点にある」

「たんに賃金引上げ要求の上でのみ成り立つ組合主義的労働組合が、現代資本主義において持つ意義は、大企業の独占力による価格引上げのために必要な契機をつくることであり、この意味で、こうした組合は資本に対抗して労働者の解放のにない手となるよりも、むしろ現代資本主義のメカニズムのなかの歯車のひとつに組み入れられているともいうことができる」⁽¹⁾

このような指摘は、労働組合が肝に銘じなければならぬものである。労働組合運動が国民的視野をもち、その立場に立つことが必要なのは、何らかのあらかじめ定められた反独占政治闘争の図式から引き出されるからなのではない。あるいは、労働組合の闘争がみずからの利益ばかりでなく全国民の利益に立たなければならぬという道徳的使命感からでもない。さらに、労働組合の要求闘争を契機にした反体制闘争を成功させねばならないからでもない。それは自らの利益を最終的に擁護し確保するために必要だからなのである。労働者階級の利益擁護は同時に国民的利益擁護に発展させなければ、その目的を達成することが出来ないからなのである。

(1) 岩波講座「現代」5「II」3、(伊東光晴)、一三六～八頁。

4 労働運動と「国民的利益」

階級と国民

労働組合は労働者同士の競争を中止し、よってもって資本に対する抵抗と反撃を行なうためにつくり出された。その主要で基礎的な任務と機能は賃金をはじめとする労働諸条件の維持向上にある。その具体化としての賃金闘争は、もし組織された労働者の単に一時的な利己的利益だけを追求せず、恒常的で全面的な生活と権利の擁護を目的とするならば、あらゆる側面での闘争と結合しさらに国民的闘争の中心とならなければならぬ。賃金闘争自体の内に含まれる必然性がこのような結合を要請するのである。そこでは闘争の結合と発展は何らかの外的要因や契機によって行なわれるのではなく、内在的な論理的連関によって行なわれるのだ。賃金を引上げ、守ろうとする要求そのものが、そのような方向への前進を促進するのだ。

したがって、労働組合運動における今日の真の姿は、組織された労働者の特殊的個別的利益の追求から出発しながらも、同時にそれは普遍的国民的利益の追求者としてあらわれなければならないというところにある。

ところで、労働組合が国民的課題を担うといえば、直ちにその政治主義的傾向を予想させる。たしかに従来 of 運動論の中にあつた国民運動論的傾向は、このような批判に根拠をあたえるものでもあつた。「民族の苦悩」や「国民的統一戦線の必要」や「反独占国民連合の緊急性」のなかから、労働組合の役割が引出され、国民的課題を担うべきことが規定づけられたのである。政治の必要から、本来、経済的団体である労働組合に政治的課題が付与されたのである。これは明らかに逆立ちであつた。

労働組合の基本的な任務と機能の実現の延長線上にこそ国民的課題があり、政治闘争の任務があるはずなのである。労働者階級が階級としての任務を遂行することの中に、国民の反独占戦線の中心であり中核でなければならぬという課題が存在するのである。

そうとすれば、ここで压力団体論について、一定の判断を下すことが出来る。压力団体を特殊利益達成を目的とする集団とひとまずしてきた。そういう前提で議論を進めてきた。しかし、この特殊的利益こそは普遍的一般的利益を追求するのでなくては実現されえないものであつた。とするならば、労働組合は一概に压力団体と規定することは出来ないだろう。労働組合がそういうものである以上、压力団体とは質的に異なるものであるといわなければならないのだ。

たしかに現象的にいえば、一部の人々に「利己的で反社会的」とうつるような要因もなくはない。しかし、その本質的なあり方と任務は、それとは全く正反対であり、全国的利益をに

なうものなのである。

社会主義

は目標か

労働組合の政治闘争を体制内と反体制に区別する論理についても、こういう区分け自体おかしなものであるとすでにのべておいた。現実に今日の労働組合が提起している要求と課題それ自体は、すべて体制の枠内において実現可能であるはずのものである。これらの要求は政治的なものであれ経済的なものであれ、資本主義に直接に對立するものではない。ただ、その実現の場合の影響の大きさにおいて、体制に重大な打撃と動揺さえもあたえるものなのである。打撃と動揺は資本主義の全機構に及ぶものであるかもしれない。しかし、打撃と動揺をあたえ、あるいはそれを打倒し崩壊さすためにこれらの課題と要求が提起されているわけでは決してないのである。

これらの経済的・政治的課題は、労働者階級の生活と権利を維持し防衛する必要から生まれているのである。その必要性の内在的論理の発展が政治的・経済的な諸々の課題となつてあらわれているのだ。その課題の実現が、あるいは資本主義の打倒に通ずるものであつたとしても、そのことに意義や目標が自己目的として存在するのでは決してない。内在的な論理の発展がそのことを不可避的にしているにすぎないのだ。

資本主義か社会主義か、という問題は現代における最大の問題であることは疑いない。すべての人びとは、その選択の前に立たされている。いうまでもなく革新的政党は社会主義を実現

すべき目標としており、したがってその黨員もまたその側にある。労働組合内の黨員も全く同じである。しかし、労働組合としてはその一方を選択することは出来ない。思想、信条、政党政派をこえた大衆団体だからである。労働組合は最も根源的には労働者の労働条件をはじめとする生活と諸権利を守り維持し向上させるといふだけの任務をもつ。それに必要な限りにおいて、単に狭い意味の労働条件だけでなく、政治的社会的な諸課題を任務の中にとり入れていく。政治にも積極的に接近し介入していく。だが、それにしても、労働組合の前には資本主義か社会主義かの選択が存在するのではない。それは明白なことである。

しかし、このような労働組合の本来的な任務から発する課題の発展と目標の追求が、窮極的に行きつくところはどこであるかという問題はある。要求が実現され、それによって体制が一定の変化を余儀なくされ、またさらに要求が立てられ、変化と転換を不可避としていった窮極の地点はどのようなものであろうかということである。労働組合の前に資本主義か社会主義かの選択はないといった。それは労働組合にとっては、生活と権利をよりよく保証するものが、資本主義であっても社会主義であっても、そのこと自体にはかかわりはないということだ。あえていえば、よりよく目標に沿ったものであれば資本主義であってもいい。たとえ社会主義と名づけられていようと、生活と権利と民主主義の低下と抑圧をもたらすものならば反対だということだ。

ただ、よりよく労働組合の目標に沿い、労働者は勿論、全国民の生活と権利と幸福を保障するものは、社会主義にちがいないという社会主義者の確信があるだけなのだ。労働組合としてでなく、その内部の革新政党的の党員や社会主義者の理論的科学的な確信が存在するのだ。労働組合の要求を獲得し、そこに生まれる資本主義の構造の変化を最終ギリギリにまでつきつめていくとすれば、そしてますます豊富化し高度化する労働者の要求を全面的に支持していくとすれば、それは資本主義のままでは実現されず、結局はその廃絶と社会主義の実現を結果するだろうというところに、社会主義者の確信があるのである。

だから、体制内と反体制のあらかじめの区別は何ら問題を解明しえないだけでなく、このような確信の喪失が、労働組合へ社会体制の選択を迫るものとなり、運動の阻害の要因とすらなるのである。

政党・労働組合

こうした点からこそ、政党と労働組合の関係も見直され、再調整される必要があるだろう。労働組合が革新政党的の圧力団体化している点も、この点から再検討されなければならない。

労働組合は、たしかに経済闘争の機関である。直接的な労働条件の維持改善を主要な目標とする。しかし、それに始まり、それに終るものでは決してない。それに始まりつつ、さまざまな政治的社会的諸課題、諸任務にとり組まなければならない。基礎的な機能、要求との内的連

関のなかで、政治闘争の全面的な強化がはからなければならない。そこには労働組合として独自の政治闘争が存在するのである。くりかえすまでもなく、「政治闘争は政党、経済闘争は労働組合」では決してないのである。ともに、独自の政治課題に立向ってこそ、そこに両者とも自立的独立的でありながら、つまり「従属関係」におちいつたり「プレッシャー」をかけたりすることなく、政党と労働組合の同格の提携協力がありうるのである。同じ課題、同じ政治に対する異なったアプローチ、一方は政治闘争そのものとして、他方は労働組合の基本目標からの内的論理の発展と延長として、このような次元の異なった闘争の提携と協力の新しい具体的な形態が探究されなければならないだろう。

このように見てくる時、要求を直接的に社会と政治にアピールし、「社会不安」や「社会問題化」を期待する発想の問題点も明らかになってきた。それは、たしかにきわめて戦闘的なように見えながら、実際は要求と闘争の内的連関と内在論理をつかむことが出来ないことを示すものにほかならない。

そこにある姿勢は、つまりはこうした関連の論理の欠如を補う（理論ではなく）センチメントにしかすぎないのである。

第V章 「良識的な話し合い機関」か？

1 新しい労働政策

日経連と

「話し合い」

財界、経営者陣営の団体の一つに日本経営者団体連盟、略称日経連というのがある。いわゆるドッジ・ラインによる日本経済の再建過程に、経営者としての主体的責任をもって労働攻勢に立向う必要から昭和二三年に創設された。だから労働問題、労働組合対策を専門的に取扱う経営者の団体という性格ははじめからはっきりしていた。しかし、それにしてもここ最近の日経連の活動は、労働運動の最も戦闘的な部分、つまり総評と真向うから対立し、春闘などにあたって経営者はどう対処すべきかの戦術問題の指導に集中しすぎてきた感があった。毎年、春闘の前には総会を開き、労働情勢を検討するが、その基調となる前田一専務理事の報告は、経営者の団結を説き、一産業一企業でも組合の要求に屈したならば重大なことになると訴え、地域や産業ブロック毎の情報連絡と結束を促すものであった。このいわゆる前一（マエビン）報告は、春闘に対する経営者の態度を示すとともに、経営者を鼓舞督戦するアジェンションとも見なされてきた。週刊誌調でいえば、「闘う総評」に対する「闘う日経連」の「経営者よ団結せよ」というアピールなのである。

ところが、昭和三九年一〇月の日経連臨時総会は、同じ前一報告の中で「開放経済体制下の経済的難局を乗切るためには労使協調以外にはない、総評を闘争の敵として向うに追いやるのでなく、協調の相手として一歩近づぐことに努力すべきである」と呼びかけた。⁽¹⁾ ちよつとした波紋をえがいたのも当然である。総評は早速、太田議長談話で「話し合う用意がある」とのべ、⁽²⁾ なお「警戒の態度を棄ててはいないが、今後の日経連の出方を注意深く見守ることにした」という。新聞にのつたのはここまでで、その後どうなるかはまだわからない。しかし、総評にしても、「戦闘的な態度」と「妥協を許さぬ」構えで一貫してきた日経連の前田専務理事がこのように変化したことについて意外な感じをもつただろう。

しかし、このような変化にはそれなりの背景がある。この前一報告がその正確な表現かどうかはまだわからないが、日本の財界、経営者陣には、ここ数年前から一貫した労働運動に対する態度があった。そこからいえば、例年の前一報告は戦闘的敵対的態度をむき出しにしている点で、やや「浮き上がった」主張であり存在であるといわれてきた。日経連専務理事の交替が取沙汰されたり、前一報告の強気にもかかわらず、春闘で定期昇給を上廻る第一次回答を行なう経営者グループがあったりするのには、そのあらわれともされてきた。こんどの前一報告の変化は、そうした資本家階級主流の方針に沿ったものだと見れないこともないわけだ。

アメとムチ

財界、経営者陣の一貫した態度とここでいうのは、高度成長と開放経済体制にともなう新労働政策とでも呼ぶべきもので、新しい情勢に対応する新しい労資関係の確立の提唱である。

日本の資本家階級は、戦前から一貫して労働運動に対して弾圧的抑圧政策をとりつづけてきた。急速な資本蓄積の必要、前近代的労働関係の広範な残存、弾圧抑圧の国家的機構の完備、軍事依存の産業体制など、さまざまな要因は労働組合運動に対処する資本家階級の姿勢を、きわめて暴力的で弾圧的な抑圧政策重点に傾斜させてきた。諸外国の歴史をみても、たとえば資本主義の創生期や独占資本主義への発展の転換期、あるいは戦時資本主義の段階などには、たしかに労働運動に対する暴力的抑圧政策が前面にあらわれるが、日本の場合は一貫してそれが続いており、また非常に極端なものであったことが特徴的だった。労働運動に対するアメとムチの政策といわれるが、基本的にはほとんどムチだけで、それを僅かに補足するものとしてしかアメが使われないという支配のやり方だった。

戦前戦中を過ぎて戦後になると、こうしたあり方はたしかに変わった。敗戦による諸改革と大衆運動の高揚は、労働関係に大きな変貌をもたらした。労働組合は法律的にみとめられ保護育成さえされた。弾圧法規は撤廃され戦時中の抑圧諸機構の多くも解体された。封建的な主従関係の延長としての隷属的な労資関係も、次第に崩壊していった。敗戦前の資本の側の労働政策

の多くは、その存在基盤を失っていった。新しい支配の方法が必要だった。

しかし、細かな曲折をのぞいて、ごくおおまかにいうと、戦後の資本家陣営の主観的な労働政策のあり様は、内外の民主主義圧力を不可避な与件として前提しながら、なお郷愁的な戦前への復帰を夢見ることで貫かれてきた。つまり、実際には戦前的な弾圧と抑圧の政策の行使を常に指向しながらも、現実になんかそれを実施しえないジレンマの中で、中途半端で妥協的な政策展開を余儀なくされてきたのである。そこには労働運動をはじめ大衆運動の巨大な力があった。また戦前的な反組合攻撃を許さないほどの国民的な民主主義の定着があった。だが、少なくとも資本陣営の労働政策のイデオロギーの根底は、戦後も久しい間にわたって非近代的で非民主主義的な抑圧と盲従の強制でしかなかった。情勢に応ずる新しい労働政策は容易にあらわれなかった。

新しい政策

しかし、敗戦によって危殆に頻した日本資本主義が次第に回復し戦前水準をこえ、さらに「世界の大国」へと変わってくるにもなつて、新しい方針をどうしても樹立しなければならぬ。技術革新にもとづく産業秩序の再編成、高度成長政策、開放経済体制への移行など、日本の産業と経済の飛躍的な発展は、新しい労働政策を不可欠とした。それは、次のような要因に規定された。

まず技術革新は新しい質の労働力を必要とした。盲従にもとづく勤勉型の労働者ではなく、

より広い視野と技術をもち、状況に自ら適応できる能力をもった労働力を要求した。それは「人づくり論」などによって教育にも求められたが、何よりも現実の企業における労働関係をそれを基軸に変えることが必要だった。TWI、HR、提案制度、社内報活用、選抜資格制度、職務給、人事考課など、ありとあらゆる方法が試みられ流行となった。こうした状況は、当然のこととして旧来の抑圧一本の労働組合対策を変化させた。身分的隷属と盲従、強圧的な職制支配はかえって、このような新しい労働関係の障害とさえなるように感じられた。ある許容限度内ではあっても組合の存在は肯定され、むしろこうした新しい必要に役立てられなければならなかった。

現実に労働組合がすでに一定の力をもち、無視できない存在となっていていることも、勿論、考慮されなければならなかった。労働運動を強圧的に押え込もうとする試みが、必死の反撃にあり、その泥沼的紛争から企業経営自体が危機に遭遇するといういくつかの経験もあった。組合は存在しない方が好ましいにしろ、存在させないためには大きな賭けが必要だった。国民的世論ももうこうしたやり方に全面的には味方しなくなった。国際経済への完全な復帰と海外進出にさいして、労働組合の存在は、かつてのソシアル・ダンピングの汚名をおおう隠れ蓑とすらなりえた。

さらに、高度成長政策という資本の強蓄積と技術革新にもとづく新しい産業秩序の創出の段

階では個々の企業の先を争った競争関係が、その最尖端でのつばぜり合いの勝負に集中され、危険な労働組合対策よりも、若年労働力不足や定年制問題、あるいは職務給を中心とする賃金制度の合理化など、より広い労働対策への適応と革新を急がせた。

このような事態の発展は、旧来の戦前的な組合対策への郷愁から経営者を徐々に切離し、新しい労働政策を生み出すようにうながしてきた。少なくとも経営者の觀念の中にある労働組合を含めた労資関係は次第に異なったものになっていった。それはまだ十分に整理され理論化されているように思えない。労働組合運動への根本的な対応が、どこに向けらるべきかについての明確で首尾一貫した理念はまだ生まれていそうには思われない。

しかし、少なくともそれは戦前的な弾圧抑圧一本の政策とはかなり異なるものであり、またさらに、旧来の意味での労資協調型とも異なるものだろうとはいえそうである。旧来の労資協調主義は労働組合の存在を認めるとはいいながら、全くの骨抜きと形骸化のうえにはじめて成立つものであり、その本質においては労働組合の完全な否認をめざす弾圧政策と軌を一にするものにすぎなかった。新しい政策は、これとも異なった本質をもつといえるのではないだろうか。

仲間意識の確立

それは一言でいえば「企業のパートナー論」に象徴される考え方であり労働対策である。それは日経連で「経営者憲章」をつくり、それにおり込もうと

したり、財界セミナーの中心テーマになったりする程度のイデオロギー浸透の段階をまだ十分に出していないが、現実の企業での労資関係の具体的な調整を反映しているだけに、重要な意義をもつように思われる。

つまり、労資の相互の機能と責任の分担のうえに、平和的な連帯意識をつちかおうとするもので、何よりも「仲間意識」を双方で確立し、企業と経営に対する敵対者としてではなく、企業のパートナーとして労働組合を見、そして扱おうとするものである。ここでは仕事と責任のあり方こそちがえ、労資は対等であり同格である、したがって、相互にその立場を尊重しつつ、企業の発展のために協力し合うのである。「異邦人から同邦人への転換」というのは、これを説く中山伊知郎教授の言葉である。「温情主義ではダメで合理的な考え方を基礎とした労使の仲間意識の盛上げ」とは松原与三松日立造船会長のいい方である。さらに、これに呼応する自民党の「労働憲章草案」では「労働組合がその機能にふさわしい社会的責任を分担」せよと表現されるのである。

つまり、このような表現の意図するものは、抑圧一本槍や猫なで式の労資協調ではなく、労働組合の存在とその役割、機能を明確に認めながら、その活動と運動それ自体を企業経営と資本主義経済の枠組の中にひき入れ、その発展に役立たせようとするものであるといえよう。

社会と企業の邪魔者、つまりいわば居候に過ぎなかった労働組合を、追い出したりいじめぬ

くのではなく、かえって居候は居候なりにおいておき、むしろ積極的に働かせようというものだといってもいい。だから、居候のくせに大めしを喰ったり、暴れまわったりすること、あまりにも大幅な賃上げを固執したり階級闘争主義をふりまわせば、いつでも追い出す用意はあるが、そうでない限り適当に「三杯目」のめし位は喰わせ、それに応じた働きをして貰おうというわけでもある。

「当社には労働組合もあります」と求人広告に書くのは、人手不足につまった苦肉の策にすぎないが、労働組合を適当に認め、適当にイナし、要求には「世間相場」くらいは十分に考慮することを約束し、そのかわり企業競争には絶対に遅れをとらないために労働組合を協力させようというのが、現代の経営者の実際の姿ではないだろうか。こういう姿と行動を基礎にして「仲間意識」が説かれ「企業のパートナー論」がぶたれているのである。

日経連臨時総会の前一報告は、このような財界の主流的考え方にのり、それにあわせて行なわれたものであり、「話し合い」もそうしたところから発想されているといえないだろうか。

- (1) 『朝日新聞』、三九年一〇月二九日号。
 (2) 〃 〃 〃 一月二日号。

2 産業民主主義論

話し合いの

労働運動

「企業のパートナー論」は、まだ十分に体系的展開をおえているように思えない。新しい方向をプラグマチックにとり入れながら、ある場合には暴力的抑圧政策へ傾くことが出来、また必要によっては労働組合の完全な骨抜きのような特質がある。「企業のパートナー論」はその間をぬって、まだ制度的実験を経験していないにしても、イデオロギー的浸透を図りながら、試行錯誤もふくめて体系化されていく過程にあるように思われる。

ところが、労働運動の内部には、これとちやうど即応する一つの潮流と立場がすでに存在している。それは、こんど「同盟」に結集された労働組合の運動と指導理念にまつわるものだが、決してそのみには止まらず、自然発生的で広範な社会的基盤をもっているものでもある。そこで、次にそれを検討してみることにしよう。

「総評は、労資関係というものを敵と味方に分けて考えている。ほくらは労資関係は生産の

場においては、協力すべき共通のものを持っている、と思うんです。ただし、分けまえについてははっきり対立しますがね。つまり、一生けんめい働いて、もっとよこせということですよ。これも力だけに頼るといふことでは解決しないんです。充分話し合って……」

これは全労議長で、こんど生まれた同盟副議長になった滝田実氏が語っている言葉である。理屈めいたところは一つもなく、誰にでもわかることをわかるようにいつているにすぎない。これが労働運動の最高の指導部にいる人でなく、そこらの小さな企業別組合の幹部の口から出て何の不思議もありえない。そんな表現である。

事実だれもが常識的に考えていること、つまりこの社会で特別に勉強したり理論をかじったりしないで、ごく平凡に暮してきた人がなにげなくもつ考え方、それがそのまま、全労や同盟の考えなり立場なりを構成しているように見える。だから、こういう考えは、労働運動の中にも実に広範に存在する。同盟系だけでは勿論ない。総評の中心組合の組合員の中にも、あるいは幹部の中にさえも存在する。

労働組合は生産の場においては資本家、経営者と協力しなければならぬ。現に協力しているし、それなくしては労働者の賃金も生活もありえない。しかし、分配はちがう。生産の場であげた成果、その果実をどう有利に分配するかは労働組合の仕事がある。共同でつくったスプーンは、小さなスプーンでもすくえるが、出来るだけ大きなスプーンですするために労働組合は

必要なのだ。しかし、それも決して力づくで喧嘩さえすれば大きなスプーンが使えるというわけではない。十分に話し合い納得し合って成果を分配することだ。

このような労働組合運動の理解は、経営者の最近の「企業のパートナー論」には、ちょうど手頃てごもというものだろう。いや、「手頃」という意味では、何も新しい労働対策にとつてだけそうなのではなく、そのずっと以前からそうだった。こういう「話し合い」の労働運動は、いつの時代でも資本にとつての安全弁だった。

新しい問題提起

「企業のパートナー論」と即応し対応するというのは、そういうごく常識的立場が、最近とくに新しい問題提起をしており、その方向が資本の側がまだ明確に体系化していない労働対策の方向を、むしろ先取りしているように思える点だ。

それは一九六二年に全労会議が提唱した産業民主主義をめぐる問題である。産業民主主義とは、普通、産業、企業での労資間の対等で民主主義的であり方くらいを意味している。だから、それ自体としては、これもさしてこと新しいことでも注目すべきことでもない。だが、全労の提唱を中心として、その後かわされている議論の中には、それがとりわけ今日の時点でクロージ・アップされてきた特別の意味がどこにあるかを明らかにするものがある。それこそここで考えてみなければならぬ問題なのである。

ここで「話し合い」の労働運動と呼び、普通に労資協調主義にもとづく労働運動とみなされてきたものは、賃金をはじめとする直接的な労働条件にその任務を限定したトレード・ユニオニズムであって、せまい経済主義的立場を決して脱しないものと従来から思われてきた。さきに見たような生産における協力、分配における争いという任務の定式化にしても、後者に力点を置いて理解されてきた。だから、その立場からいわゆる「階級闘争主義」を政治偏向、政治主義として批判しえたのもあった。労資の話し合いで分け前をあらそう、資本家を敵視したり、政治問題に首を突っ込んだり、企業や経営のあり方に介入するなどは、すべて余計なことだった。ひたすら、経済闘争に集中し「良識」ある労働運動をすすめることが理念的立場だった。それ以上でも以下でもなかった。

こうした運動理念が、一定の勢力となり存在をたもち続けてきたのは、だから「左翼労働運動」が極端な政治主義に走り、労働者の一般的「良識」のあり方をほとんど無視したためであるといえなくはない。そして「左翼労働組合」の側から、労働者の無自覚な自然発生性に依拠し、その成長と覚醒を妨げるものだと批判されるのも全く根拠のないことではなかった。もつと端的でない方として、「左翼労働運動」のかけに咲いた仇花であり、「左翼」が存在しなければ生き残ることすら出来ないだろうというのも、ある程度ではあるが当たっていた。

だがしかし、このようにいわゆる「良識」にもとづく、「良識」だけの労働運動は、すでに

限界が自覚されてきた。賃金をはじめとする直接的な労働条件だけを、「話し合い」による分配闘争として取り上げていくのでは、労働者の多くをひきつけ、運動の一定の潮流としての地歩をたもち続けることは出来なくなった。何よりも、分配闘争を分配闘争として「話し合い」であらそうということ自体、成果があげにくいものとなった。分配そのものが、生産のあり方、企業経営の動向、競争企業との関係、産業のおかれていく状況、その発展傾向、経済全体の動向とあり方に基本的に規定され、その条件にほとんど全面的に依存するという傾向がますます強くなってきたのである。生産における協力、分配における争いという定式だけではすまされなくなった。

二つの立 　　　それが自覚されるきっかけとなったものは、やはり技術革新とそれにもとづく諸変化だったのだろう。それは例えば次のように述べられている。

「現代は、産業革命の時代にも比すべき、新しい技術革新の行なわれつつあるときである。このような時代の要請である技術革新に、いたずらに抵抗し、または労働者が受身の立場で、技術革新のあとから労働条件の改善を要求するというのでは、労働条件改善の目的すらも十分に達成することはできなくなった。むしろこのような変化に先手をとり、それへの適応過程において労働者の発言権を強化することが、労働条件を改善するとともに、労働者の人間性を回復し、その社会的責任を果たす最善の方法であることが理解されてきた。

労働運動は、これらの新しい問題に取り組まざるをえなくなった」

これは民主社会主義研究会の産業民主主義研究委員会なるものの「産業民主主義に関する政策的提言」の一節である。この研究委員会は学者、研究者と全労、同盟系の組合指導者などで構成しており、そうした立場の運動理念の到達点を示しているものと見ていいだろう。

こうした視点から産業民主主義についての新しい提起があらわれているのである。だから、そこで主張されている産業民主主義は、単に労働運動の一分野についての問題提起というにとどまらず、そもそもの運動理念と方向における新しいものと位置づけられているのである。それは、二つの古い運動のあり方に対決するものであるという。

すなわち、第一にはいうところの「階級闘争主義」である。マルクスによって創設されたこの運動理論は、現実の事態の発展変化の中ですでに古くさいものになっており、これに代わる理念が必要になっているという。この点は、従来からも主張されてきたものだ。

第二には、同時にまた単なる賃金の上昇のみを目的とする狭義の労働組合主義も、それだけではもはや労働者の支持を確保することは困難になっていると主張する。技術革新の進展、経済の計画化、所有と経営の分離、政治的民主主義の拡大などの新しい条件のもとでは、賃金など労働条件を維持向上さすための団体交渉機能は、勿論そのまま保持されるべきだが、それだけに限定して労働組合の任務と機能を捉えるウェッブ以来の伝統的理念は再検討を必要とする。

何故なら、そのためにも、企業経営や産業経済への介入が不可欠になってきたからであるとするのである。

産業民主主義という言葉はこのような新たな運動理念と方向をしめすものとして使われている。それは、経営に対する労働者の発言権の増大、産業段階における労資の協議という具体的な活動のあり方であると同時に、「階級闘争至上主義」と「狭義の労働組合主義」にともに対立する労働運動の新しい進路として意識されているのである。

ここにこそ、資本の側の労働対策の新しい模索と見合う問題意識があるように思われるのである。

労資協議機関

産業民主主義の提唱は、具体的には「労使協議機関」を通じて、双方の理解を深め、労働組合の側の見解を企業、産業、経済に反映させると同時に、労働者もまた、その社会的責任を自覚して、協力の実をあげるものであるとされる。協議の段階は事業所レベル、企業レベル、産業レベル、地域レベル、国民経済レベルのあらゆる面で行なわれ、恒常的な機関をつくることのがぞましい。労働組合が行なう通常の団体交渉との区別は、賃金、労働時間をはじめ狭義の労働条件についてはそこで行ない、企業段階では労働者の教育や生産計画、技術導入など経営の根本に関すること、産業レベルでいえば産業全般の生産および市場計画、共同の福祉施設等について、さらに国民経済レベルでは国の経済計画、経済政策

および社会政策問題などについて討論と協議がそれぞれの労資協議機関で行なわれるべきであるとされるのである。

このように、あらゆる段階における労働者の発言と介入が、全体としての経済と産業、企業の民主的な発展を保障し、結局は労働者の直接的な労働条件の好転をもたらすものと考えられているわけである。たしかにこれは、西ドイツの共同決定法を頂点とする西欧労働運動の潮流と同じところを目ざしており、その限りではそれと共通の基盤にもとづく主張と見なされう。日本だけではなく、西欧諸国においても、労働条件の改善だけを配分問題として追及する狭い労働組合主義は企業と産業経済への接近と介入、発言権の強化をもとめる方向へ転化発展しなければならなくなっているからである。

だが、ここで考えてみなければならぬことは、直接的な労働条件の維持向上のための企業、産業、経済への接近と介入が、労資協議機関という形において整理されていることのもつ意味である。つまり、たしかに直接的労働条件の改善は、それ自体の追求だけによっては困難である。その自覚は、労働運動の「話し合い」の潮流だけに止まらない。むしろ、自らをかなり厳格に狭い労働組合主義に閉じ込めてきたこの潮流でさえ、そこに目を開かなければならなかったといえるのである。この「開眼」の結果として産業民主主義がとなえられ、労資協議機関の設置が提唱されている。それはそれで、はじめに具体化した意義を認めなければならぬ。

だろう。総評その他の潮流は、まだなにほども政策樹立の具体化に成功していないからである。だが、労資協議機関という形での制度化には、多くの問題点が含まれないか。

思いおこされるのは、工場委員会、工場評議会あるいはショップ・スチエワードをめぐる労働運動史のさまざまな論争である。

3 工場委員会

企業別組合 との関係

工場委員会という言葉をはじめ僕が知ったのは昭和二五年頃だった。たしか、日本の企業別組合の特殊なあり方を工場委員会とくらべて論じたものを通じてだったように思う。工員も職員も一括して全従業員を丸抱えにしている企業別組合は、実は工場委員会にすぎないのだというようなことだった。だから、工場委員会については組織形態論の視角から見ると問題意識が強かった。

つまり、本来、労働組合は少なくとも組合意識をもった労働者の企業をこえた横断組織であり、必ずしも全従業員、全労働者を包含するとは限らない。これに反し、工場委員会はその工場なり企業なりのすべての従業員、労働者を組織し、その利益を代表し当該経営者との交渉、協議にあたる機関である。労働組合が企業を横断するのに対し、工場委員会は企業に密着する。こういう視角がまず先行した。

そこから、日本の企業別組合は、その成り立ち、組織のあり方、発揮している機能などからいって、名称こそ労働組合となっているが、実質的には工場委員会にすぎないのだ。その工場

委員会を基礎にしながら、その内部から、あるいは別箇に眞の労働組合がつけられねばならぬのだ。⁽¹⁾ 大体、こういうふう論ぜられた。この主張の背後には、労働組合とはもともと非常に階級的に進んだ意識をもつ労働者によって構成され、したがって戦闘的で革命的であるべきだという考え方がひそんでいたことは確実だ。確実だなんていういい方をするが、その当時、僕ははっきりとそう考えていた。日本の労働組合を眞に階級的革命的に強化するためには、工場委員会にすぎない今の労働組合とは別箇に、労働者の同盟体がつくれねばならないという主張に賛成し、いくつかの試みに協力したものだ。⁽²⁾

こういう工場委員会と労働組合についての見方は、本質的にはいわゆる「赤色労働組合主義」にもとづくもので、その理論的根拠には、コミンテルン第二回大会の「労働組合運動ならびに工場委員会に関する決議」⁽³⁾ いろいろの多くの決議があった。そして、その決議の日本への適用の最初の努力であろうと思われる戦前の有名な共産主義的労働運動の組織者、渡辺政之輔の工場委員会についての主張があった。

それは、こう主張していた。

「一工場内に於て或る一部分しか労働組合に組織されていない時に於ける工場委員会は、組合の政策を実現させるために、組合が其の周囲に持つ所のその工場の全従業員組織である。組合はその機関を通じて未組織労働者に接触する事が出来る。更にその事業を通じて未組織

労働者を集団的に組合に加入せしめる事が出来る。

一 工場の従業員の全部が組合に組織された場合に於ける工場委員会は、それ自身が組合の政策を実現し得る機関である^②」

つまり、工場委員会は、なによりもまず戦闘的で先進的な労働組合の側から、未組織労働者にさし向けられた協同と統一のための手段であり組織であった。

統一戦線的

アプローチ

これはいってみれば労働組合からする統一戦線的アプローチの一つの機関と見なされたのである。未組織労働者にそれを通じて接触し、その活動によって組合の政策を実現させるべきものだった。だから、それは、本来、初歩的なものであり弱体なものであると前提された。

そしてそこへ、日本の企業別組合の組織体質の類似と弱体性が結びつけられて、それは本質的にいえば工場委員会にすぎないものと規定されたのである。

だが、もともと工場委員会が共産主義的労働運動の中で位置づけられているのは、そういうものではなかった。そういう点はむしろ非本質的であって、中心点とみなされたものは、たとえば次のような問題であった。

「工場委員会はプロレタリアートの新しい組織形態である。それは新しい真に革命的な労働組合を生み出すだろうし、また好都合な事情の下では労働者代表ソビエトの樹立のための前

芽をなすことが出来る」⁽⁴⁾

むしろ、ソビエトの原基形態であり、そこに発展さすべきものだった。

さきに第II章で、ロシア革命は強固な労働組合運動の定着のないままに労働者のストライキから蜂起へと発展したとのべた。ストライキの中で、また蜂起の過程で労働者を結集し、そして結局はソビエトを形成した工場内の力は、実にこの工場委員会だったのである。工場委員会とは、むしろこのようにロシア革命の源泉であり原動力でもあったのだ。

それは単にロシアにおいてだけそうであったのではない。最近、惜しくも亡くなったイタリア共産党のトリアッティは、青年時代を回想する中で、トリリーノで発刊していた『オルディネ・ヌオーヴォ』誌の活動にふれ、次のように語っているのだ。

「以前には、研究は、工場内で企業主にたいする全労働者の代議機関がどのような方法で構成されるべきかを明らかにすることにむけられていたが、いまでは、新しい社会組織と新国家の原細胞、ロシアのソヴェトにあたる細胞を発見することが問題となってきた」

「そうだ、イタリアに、トリリーノに労働者政府の萌芽、ソヴェトの萌芽が存在しているのだ。それは工場内部委員会である。この労働者の機関を研究し、調査しよう」

「工場委員会を労働者権力の萌芽組織とみなすという『オルディネ・ヌオーヴォ』の根本思想……が成熟した」⁽⁵⁾

ここでトリアッティが模索しながら到達したことは、つまりは「工場内の構造の革新から国家の経済構造の革新へと移行」するための基点をどこに求めるかということだった。工場委員会をそういうものとして「発見」したのであり、そういうものとして発展させようと努力したのである。

問題に背を 向ける傾向

問題は明瞭である。工場委員会は、単に統一戦線機関であるのではなくて、むしろ労働者運動の発展の全展望の中で、企業、工場内での生産と経営に関する問題をどうとりあげるかにあった。狭義の労働条件だけに止まらない工場、企業内における問題をどのような視点で見、そして取り組まなければならないのか。コミンテルンとトリアッティは、これをソビエトの原基形態として把握した。そして、今日、労働運動の一つの潮流は「産業民主主義」にもとづく「労使協議制」として問題提起をしているのだ。

そこから出てくる結論は、いかなるコースと立場を選択するにしろ、このような問題を無視し度外視することは出来ないということだ。労働運動の不可避の課題の一つだということだ。ところが、現実にはこうした課題と活動を全く回避し、そこから背を向けようとするかなり大きな潮流と考え方が存在している。それはこんな形で主張される。

「労働者は労働力を維持する自分の『生活要求』において賃金を要求するのが当然であり、

その賃金を支払う「財源」をどう工面するかは、まったく労働力の買手である資本家側の責任であることであつて、売手の労働者が介入することではない。(6) (傍点は筆者)

労働者が介入することではない、介入してはならない問題とされているのである。このような主張の根源には、経営や生産に関する問題は資本家、経営者の責任で処理すべきことであるという前提がある。同時に、そういう問題に首をつつ込んだら、労働者は経営問題のペースにはまりこんでしまつて、労働者としての「生活要求」が出来なくなるといふ危惧が非常に色濃く存在している。つまり、「敵の土俵」に入れられてしまうといふわけだ。

この「敵の土俵」論というのは、こういう傾向の考え方にしばしば出てくるものだ。企業や経営の問題を扱うことは「敵の土俵」であり、産業や国の経済のことを考えるのも「敵の土俵」である。そういう問題は「見ざる聞かざる知らざる」こととして、もっぱら労働者の下からの要求だけに徹せよというのである。「見たり聞いたり知ったり」すれば、その枠の中に迷い込まれるおそれがあると考へているのだ。しかも、そうしておいて要求だけを強調するから、実に戦闘的な立場であり主張であると見えさえする。

だが、こうした考え方の根底には、労働者に対する蔑視の思想がある。労働者がそんなことに頭を突っ込んだら、わけがわからなくなつて労働者の立場を忘れてしまうのではないか。労働者は経営や産業や経済のことは別に知らなくてもよい。ひたすら自分のゼニカネのことさえ

やっつけていけばいい、せいぜい生活をよくする政治にせよと大ぶりの考え方さえ持つようになれば、それで十分だというような考え方があるのだ。「土俵」なんかにあがらないで、外から大声をあげてさえいけばいい、それが労働者の出来るせいぜいのところだとも考えているのだろうか。

歴史の教訓

こういう思想がまた、「労働者階級こそ未来をになうもの」とのたまうのだから、事態はますます混乱してくる。輝かしい未来をつくり出し、それを背負う役割が、生産と労働の現実のにない手である労働者階級に課せられていることは、その通りだが、その労働者階級に対して、現実には「介入してはならない」というのだから、一体どんなことになっているのだろうか、と考え込まざるをえない。勿論、さっきの引用のように、資本家の「責任」だといういい方は必ずしも間違ではない。「責任」だ。だが、「責任」を押しつけるので解決するものならばそれでもいい。そういう場合も現実にはなくはないだろう。しかし、経営問題や産業、経済に介入していく必要が、労働者の生活と要求を確保し実現していくために起こっているとすればどうなるのだろうか。

よくいわれることだが、危機に頻する中小零細企業での闘争は、要求を実現していくためにこそ、なんらかの形で経営問題にタッチせざるをえない。また大企業でも公共企業体や国営企業でも、労働者の生活と権利を守り労働強化や不当な首切りに反対するためには、企業経営の

合理化計画や経営方針をあらかじめ掴み、それが労働者への負担転嫁に結果しないよう監視し、修正させ、また中止を要求したりしなければならぬ。そういう活動の結果が、経営全般に大きく介入することになったり、また介入しなごり成果をあげえないという事態はいくらでも想定できるし、現に存在するのだ。

「介入すべきでない」といつてのんきに構えていられる立場は、こうした事態を知ろうともしないか、あるいは故意に目を閉じることによって、労働者階級の現実の前進をさまたげ、ある突然の政治変革にだけ賭けるものでしかないだろう。

いや、ある突然の政治変革に賭ける立場にしても、さきにあきらかにしたように、経営内の諸問題を取り扱う工場委員会活動を「国家の経済構造」の革新の原基形態として把握し、ソビエトへ発展さすべきものと見た歴史のうえでの教訓を、どのように受けとめるのだろうか。

そこで工場委員会を企業別組合の特殊性と関連させ、たんに統一戦線的な機関としてしか見なかつたかつての考え方、見方が重要になってくる。工場委員会をそういう弱体で妥協的な活動をしかしないものとし、そこへ企業別組合の弱点を重ねあわせ、そのうえで階級的労働組合の再建の方途をさぐるといった思考方法であるからこそ、生産と経営の問題を軽々と無視できるのではないだろうか。

日本の労働組合は弱体だから、まず労働組合を強化しよう、わき目をせず、ひたすら主体

の側の構築にとりかかろう。「土俵」に上がり、敵と闘うのは、その成功のうえだというよ
うな、観念的主体強化論におちこむようなことになるのではないだろうか。労働組合の強化は
日常的で継続的な闘争の中にこそあるはずなのだ。

- (1) 共著「統一的労働運動の展望」(昭和二七年刊)のなかの大友福夫「組織論」はこのような主張の
代表である。
- (2) 日本共産党の五〇年問題の分裂の一方の組織である日本共産党国際派のなかの一部に、少数だがこ
のような主張と実践があった。「日本労働年鑑」、第二四集参照。
- (3) 渡辺政之輔「左翼労働組合の組織と政策」(昭和五年、希望閣版)。
- (4) コミンテルン「戦術に関する論綱」(一九二四年、第五回世界大会)。
- (5) フェルラーラ「トリアツテイとの対話」(五九—六二頁)。
- (6) 塩田庄兵衛編「日本の労働問題」河出ペーパーボックス、六六頁。

4 “積極的介入”の姿勢

二つの課題

今日の日本の企業別組合が、組織形態のうえでどんなに工場委員会に似ていようと、労働組合であることは間違いない。本質的には工場委員会にすぎないもの、と見ることは出来ない。不十分で、なお改善しなければならぬ多くの点を持っているが、現に労働組合としての任務と機能を發揮しているからだ。

しかし、ここから今度は逆に、本来工場委員会の任務といえるような多くの仕事をやってはならないということになると、それも問題だ。労働組合は労働組合だが、同時に工場委員会としての役割も遂行出来る性格と組織形態になっているからだ。あれかこれかで性格を限定し、全然別箇のものでなければならぬと見るのは、単に組織形態のうえからの類推にすぎないだろう。

労働組合運動は、組織形態のうえの類推でこうなければならぬと叫んでも、それだけではどうにもならない。現実はどうあり、どう発展しつつあるかが根本におかれなければならない筈だ。

その点でいうと、日本の企業別組合は次の二つの方向での発展を歩みはじめの端緒についている。一つは、横断賃金、社会的賃率をめざす賃金闘争がすでに多くの組合で発展しつつあり、その成功が日本の条件をふまえた横断組合への成長を準備するものになるだろうということである。そしてもう一つは、総評系諸組合のなかで、合理化問題に対する対応というかなり局限された位置にはおかれているが、事前協議制の問題が出されていることである。

事前協議制は、さまざまな意義づけのもとにある。その性格、任務、役割については、まだ十分に一致した到達点にあるとはいえないようである。単に合理化計画の事前説明としてしか考えていない場合も少なくない。実際に協議が行なわれる場合でも、どんな限界をおくべきかについて、かなりのためらいもある。しかし、たとえば次のような把握には到達しているようだ。

「これからの合理化の激化にともなって、旧設備の廃止、高年齢層の首切り、配転、作業量増大などが狙われる。この被害と闘うためには、事前協議制の役割が大きい。日経連は事前協議制について『国の内外をとわず産業競争、企業競争に落伍しないためには、企業はたえず企業の合理化、生産性の向上に努めねばならない。しかもこれは平和裡に迅速に実施されてゆかなければならない。当然の帰結として理解と協力を求めるための事前協議であり、相手方は、企業と運命をともにする当該企業の組合でなければならぬ』と、労資協調

の協議を主張しているが、われわれはこの考えに反対し、合理化反対闘争を強化し、労働者の承認なしに一方的に設備変更や合理化を行わせないために産業別に要求する」

これは六四年度の総評運動方針の一節である。「承認なしに一方的に行かせない」ことを確認しているのである。

事前協議

制の意味

設備変更や合理化を承認なしに行なわせないということが、単に現状の変更を絶対に許さないという意味にしかすぎないならば、事前協議制のもつ意味は反対運動のための手段として事前説明を要求すると全く同じことだろう。従来しばしば設備更新や合理化に頭から反対し、それら一切を認めないことによって、かえって現状の肯定にさえおちいる傾向があった。多くは「敵の土俵」論で、相手のペースに巻き込まれるからというのがその理由とされた。しかし、承認なしには行なわせないということは同時に、ある一定の場合は承認されるということを当然含んでいる。問題はこの承認の条件にこそあるはずだ。

事前協議制は合理化、設備更新が直接間接に労働者の労働条件に影響するところが重大だからこそ行なわれる。したがって、労働条件の悪化や低下をもたらすおそれのあるものは勿論、承認出来ない。このことは明確であるはずだ。同時に、そういうおそれのない場合は承認してもよいということに一応はなる。この総評運動方針の一節がのべているのは、ここまでだ。文

字通りの意味からすれば、それ以上でも以下でもない。

だが、単に設備合理化に直接に関係する労働者だけでなく、労働者階級全般あるいは国民全体の立場に立って見たならばどうなるか。たしかに、直接に関係する労働者だけの狭い範囲でいえば、合理化、設備更新が、労働条件の低下をもたらさない場合はありうる。普通、資本家は何らかの形で労働条件悪化を狙ってくるものであることを考慮に入れても、ある条件のもとは、そうした直接的効果を生じない設備改善もずいぶんある。あるいは、その部局や作業面だけでいえば、かえって労働条件の改善に結びつくものさえある。しばしばそのことをたてに新機械の導入をはかることも多いのだ。しかし、いったん、直接関係し、それに直面する当該労働者だけでなく、関連する多くの労働者、またひろく全労働者への影響を考えてみるならば、決して何らの影響もないものはない。労働強化やスピード・アップその他の労働条件の悪化へと波及していくのもあれば、それによって中小零細企業の危機をあふり、間接的にその労働者に影響するものも多い。新鋭機械の稼動は、単に一経営一企業の問題たるに止まらず、産業全体、国民経済全体の問題にもなるからだ。したがって、こういう広い立場に立って見るならば、直接的に直面する労働者だけの問題では決してありえない。

だから、そういう労働者階級全体、国民全体の観点から対処するとすれば、狭い立場の労働条件低下がないからといって黙視は出来ない筈なのだ。

そうすると、直接的にも間接的にも、いかなる意味においても、労働条件の低下をもたらし、ないような合理化や設備更新は、少なくとも資本の出方に対する消極的な対応で、修正させたり削除させたりすることだけでは、ほとんどありえないことになるわけだ。資本が競争に生き残り、勝利するためにこそ採用するこうした合理化は、もし国民的立場で受け止めるとすれば、これに対する労働者の側の全面的で徹底的な新しい方向提起を実現させないかぎり承認できないものとなる。

総評の運動方針はこのような意味で受けとめ、そのように発展させるならば、日本の労働組合がもつ課題と任務に沿うものとなっていくだろう。

労資協議 制の立場

それはまだ十分に明確になっていない。事前協議制は、ここ数年の運動経験から出てきたものにすぎず、さまざま論争があり、また経験も蓄積されているとはいえない。しかし、この事前協議制がこのような発展の芽を含むというのは、あくまで直接的な労働条件の維持改善を出発点としているからである。そこに即して問題が出されているからである。経験の蓄積と事態の発展の論理は、以上にのべたような方向への何らかの接近を迫ってやまないだろう。

同時にまた、このような直接的な労働条件の維持改善を出発点とし、さらに、それと具体的な関連の中で把握されているからこそ、産業民主主義の立場からする労資協議制とは

違ったものになるにちがいない。後者すなわち労資協議制の追求するものは、その立て前であり、また原則でもある「産業」の「民主主義」をこえるものではありえない。むしろ、この方向の意味するものは、直接的労働条件の向上のための経営や産業、経済への介入を求める不可避的な傾向を、「産業民主主義」の旗印のもとに、労資の協議の「制度化」の中へ閉じ込めようとするものである。そうした不可避的な傾向それ自体がもつ発展への展望を、労資の協議という形式的制度的なしくみの枠内に吸収させようとするものであるといえば、曲解にすぎないだろうか。それはむしろ、このような形態において、それらの傾向と力を積極的に資本主義の枠内に止め、吸収しようとするものにはかならないように思われる。その点でいえば、「話し合い」の労働運動が最初からもっている「良識」、つまり資本主義的「良識」の限界は、このような新たな理念としてうち出された産業民主主義においてもかわらないものであったのである。これに反し、まだ労働運動のなかの一課題、つまり合理化問題への対応という形で出されているにすぎないにしろ、事前協議制は、あくまで直接的労働条件の維持向上を軸に、それをかちとるためのあらゆる体制的制度的な制約と限界を突破しうる展望をもちうるという点で、かなり質的に異なったものをもっているといえるだろう。たしかに、その展望は、まだなにほど明らかにはされていないが、それが発展の緒につくとき、資本主義の限界にこだわるものはありえないだろう。

資本主義

擁護の立場

以上についてのべてきたところは、「良識的な話し合い機関」と労働組合を見る立場が、最近において示した理論的發展を手がかりに、その本質的な問題がどこにあるかをさぐるうとするものであった。

それはくりかえせば、「話し合い」によって分配を争い、生産においては協力するという形において、積極的に資本主義擁護の立場に立つものにすぎなかった。その枠内にみずからを止めようとするからこそ、このような立場と方法が生まれたのである。労働組合は社会主義を目標にすべきでないのと同様に、資本主義の擁護の機関であるはずはないのである。また、最近の諸情勢の中で、単に狭い労働組合主義をぬけいで、あたらしい社会的展望をひらくかに見える「産業民主主義」論も、しょせんは、労資協議制という制度的固着化を通じて、同じ目標を追求しようとしたものにすぎないといえよう。だが、資本の側の新しい労働政策の展開の方向がこれに合致し、あるいはそれを先取りしているかに見えるとき、このような潮流の一定のひろがりは今後十分ありうることといわなければならないのである。

それにしても、資本の側の新労働政策、そしてそれをも先取りするようなこの潮流の傾向は、かえって労働者階級の潜在的な力の所在を示しているものといえることが出来るだろう。情勢と労働者階級の力関係が、有利に展開してきたからこそ、このような方向が具体化されざるをえなくなったのであって、それなくしてはかつての労働対策と狭い労働組合主義で十分であった

はずである。

同時に、このような形でしか、労働者階級の力の所在をたしかめえないところに、日本の労働者階級の主体的な力量の弱さがあるといえるのではないだろうか。その方向への顕著な一歩前進がたとえば事前協議制などに見られるにしても、いぜんとして企業、経営に対する介入を頭から拒否する傾向が、まだ支配的なのである。

第VI章 要求獲得組織としての労働組合

1 労働組合の「統一」

理念のぶつ

かり合い

これまでのところで、労働組合とはなにかをめぐる四つの本質論、組合観を見つけた。はじめにもことわったように、これらの一つ一つにそれぞれ純粹にのっとった労働組合運動が独立して存在しているわけではない。そういう方向への傾斜や思考態度の傾向性がしばしば見受けられるにしても、現実の運動の中では、それらさまざまな重なり合い複雑にからみあっているのである。

先日も若い組合活動家が僕をたずねてきた。聞くと合理化問題で組合内部の意見がわかれ収拾がつかないという。一方は「絶対反対」主義で一切の現状変更をみとめない立場だという。それは現状肯定にすぎないといっても、「そんなことが問題ではない、この合理化の根源が何かが問題の中心だ」といって譲らない。他方は事前協議制を活用して、労働者への被害をくい止めよう、出来ればその際、労働条件の向上もかちとろうではないかと主張しているという。「君はどっちか」と聞くと、勿論、後者だが、このままで行けば意見がわかれたままで一致した行動にならないおそれがあるから心配しているんだということだった。深刻な顔をして、ど

うしたらいいのかと語っていった。

それからしばらくして、また彼と出会った。「どうした」と聞くと、ニコニコして「案外簡単でしたよ」という。いうところによると、労働者に被害を及ぼすような会社提案には「絶対反対」、つまりその意味では「合理化絶対反対」をきめ、部分的にでも有利になる点は合理化でないから追求しようというようない方で一致した。それで今、会社と交渉中で、いよいよ中味でケンカしなければならぬ段階にさしかかっているところだというようなことだった。違った考え方、組合観のぶつかり合いの中で、妥協的にか、あるいは全く別のアプローチの中でかともかく、中間的で折中的なところに落着くことは多いのだ。そしてまた、そういうことの積重ねの中に現実の労働組合運動があるといえるのだ。

そうすると、それは一体、何なのであろうか。明らかに異なった立場がぶつかり合った。問題は合理化への対処の姿勢ということだが、つきつめれば労働組合論の問題にも到達するだろう。その点のくい違いが、その根底にあったことは確かだろう。その一致がどちらかの説得によって可能ならば、それにこしたことはない。その一致は当然、合理化問題についても統一した見解を生み出すだろう。しかしこの場合、そういう根本においては一致することが出来なかつた。しかし、彼は一定の範囲内では一致を見出すことが出来た。だから次の段階へ進むことが可能になったのだ。今後の帰趨はまだわからないにしても、收拾もつかない状況はともかく

も切り抜けえた。それが妥協として自然に生まれたものか、それとも誰かの智恵でそうなったのかは僕は知らない。また、それで今後、十分な成功を収めうるのかどうかは、いっそうわからない。しかし、一定の段階を切り抜けたことは事実だ。そして切り抜けさせたものは一定の範囲での見解の一致であり統一だった。

だから、問題は、統一あるいは統一行動のすすめ方の中にあるといえるだろう。この青年の組合のような統一のあり方が正しいかどうかは別にして、さまざまな見解、組合観がぶつかり合って主張された時、問題は統一をどう見るか、統一行動をどう進めるかということになってくる筈だ。

したがって、四つの組合観を検討してきたうえに立って出されるべき結論の前に、この統一、統一行動をめぐる問題を考える必要があるようだ。

統一問題の
シヨック

統一問題を考える際に、僕はいつも第三回世界労組大会の決定がもたらしたシヨックを思い起こす。そこでそれから話をはじめるとも許されないことではなからう。

世界労連(WFTU)の召集した第三回世界労働組合大会がウィーンでひらかれたのは一九五三年一〇月のことだった。日本からも世界労連系国際会議へのはじめての代表一八名が参加した。アメリカの占領下にあったせいで、総評結成前後の国際自由労連との接触を除けば、日本

の労働組合運動が直接に海外の労働運動の実状を見聞することの出来たのは、これがほとんど最初の機会だった。

たしか代表団はその年末には帰国して報告活動も開始していた。当時、組合運動の中にいた僕も何人かの報告を直接に聞いた。ウィーンの歓迎ぶりだけの話や日の丸が掲げられていてびっくりしたという感想や、七九カ国、七八四名の代表が一堂に集まって壮観だったという会議の印象やが語られた。肝心の会議の内容に関しては、どうもスッキリした報告を聞いた記憶がない。しかし、どの報告者もくりかえしくりかえし語った言葉が「統一」ということであつたのは事実だった。何か「統一」問題についての重要な問題提起が、この第三回世界労組大会の中にあり、そのことを日本の労働者に伝えようとしている代表たちの姿勢だけは明らかだった。間もなく、この大会の議事録が翻訳出版された。一読して僕はアッと驚いた。この報告の内容はすでに有名なので、あまりくどくどしくいふ必要はなからう。大会が討論した議題は次の三つだった。

第一議題、世界労連の活動報告と、労働者の生活水準の向上、および、平和擁護の闘争における労働者の統一行動を強化するための労働組合の諸任務。

第二議題、資本主義諸国と植民地諸国における経済的・社会的発展と、民族独立、民主主義的自由をめざす闘争での労働組合の諸任務。

第三議題、植民地・半植民地諸国の労働組合の発展。

報告者はそれぞれルイ・サイヤン、ジュセツペ・デイ・ヴィットリオ、ルスラン・ヴィジャヤストラとなっていた。このうちルイ・サイヤンの報告の統一問題の扱い方は、当時の僕にとつては十分、驚きに価することだった。

「世界労連は、統一こそが世界労連のめざす目標であるというじじつを、すこしもかくさなかつた。われわれは、将来もこのことをかくそうなどはすこしもかんがえていない。われわれの目的はあきらかである。それはおよそつぎのとおりである。

統一をめざすわれわれのたたかいは、つぎのことを達成する。

一 企業、一労働組合。

一 産業、一業種につき一つの全国的労働組合連合体。

一 国においてはすべての労働組合の単一の全国的中央組織。

単一の世界労働組合組織⁽¹⁾

このサイヤンの言葉は、それまで僕たちがもち続けてきた統一問題の理解とは、手段として、かなりかけ離れたところにあることは確かだった。

戦争直後の労働運動をふりかえてみれば、それは明らかだ。たしかに、このルイ・サイヤン報告が出るまでも、日本の労働運動の中では事あるたびに統一が強調されてきた。

戦後の労働運動が産別会議と総同盟の二大中央組織に系列化されて以来、統一戦線の形成は大会のたびごとにかかげられるスローガンであり、運動方針の結びの一項目だった。単産でも単位組合でも、このことは変りなかった。

それは単にスローガンとして掲げられ、そして棚ざらしにされていたというわけでもなかった。統一戦線は真剣に追求されるべき課題であった。

しかし、この統一の実質、その理解は、端的にいつてみれば、一定の綱領的な目的に達する手段として把握されていたにすぎなかった。賃上げからはじまり政府打倒でおわるような一連の要求と目標、そこへ到達するための行動と政策の全体系があり、そこを不動のものとして、しかも統一が呼びかけられた。統一の呼びかけは、みずからの政策と方針、要求と目標に一〇パーセントの同意と同調を求めるためのかけ声でしかなかった。統一は文字通り手段であり、とりわけ対抗組織や勢力の「上」を浮かし「下」を獲得するための巧妙な方法であった。だから、統一には二つの種類があるといわれた。「闘う統一」と「闘わない統一」とである。前者は「上」を浮かした結果、実現するものであり、後者は妥協によって形式的に生みだされるものであるとされた。

この頃までの統一の理解は、おしなべてこんな程度のものでしかなかったように思う。ところが、サイヤンにあっては、これとは全く違っていた。統一は手段ではなくて、はっき

りと「目標」だった。世界労連が「かくすところなく」明らかにする「目標」であると宣言されたのだった。

一体、そういう統一とはどんなものなのだろうか、どう考え理解したらいいのだろうか。当時の僕らにとっては、全く新しい問題に出会った感じだった。統一を自己目的とすべきでないとか、統一それ自体に意味があるのではない、などと口走ってきたものにとって、この提起は、みずからの運動理論の全体系をひっくりかえされたように感じられた。驚き、ショックなどは、今からふり返ってみても、決してオーバーな表現とはいえなかった。

僕はこの時から統一について、いろいろと考えはじめた。過去へ向っても、いっそう具体的な経験を掘り起こしてもみた。それまで、僕が漠然と統一を「手段」視した根拠は何か。そういう発想の体系はどこにあったか。そういうことも考えてみた。

そうして検討しはじめると過去において重大な問題点があるばかりでなく、僕たちが衝撃を受けたこの一九五三年以降も、統一問題は情況や局面、段階などに応じて変化しているのだということもわかってきた。それは実践の上にも重大な関係をもつ、まことに興味ある問題だった。

しかし、いずれにせよ統一問題の検討と探究はこの時期を一つの出発点にしているといいたい。それは僕やその周辺ばかりでなく、かなり多くの人びとにとってそうだったようだ。だ

から、この時期の受けとめ方は、統一問題を考えるさいの基点をなしているといっている。そこで、それを手がかりにしながら統一問題をもう少し考えてみよう。

最極端に

統一問題と一口にいつても、それには統一行動、統一戦線、組織統一など、さまざまな次元の問題がある。政治、政党的次元の統一問題もあれば、大衆運動次元のものもある。労働組合運動に即してみても、職場、企業段階の行動や組織をめぐる統一問題もあり、また産業的、全国的な問題もある。

これらはすべて、その次元、段階、局面などに応じて異なった問題性をもっている。組織の統一となんらかの目標にもとづく統一行動は互いに関連し合う場合が多いとはいえ、同一に論ずることは勿論出来ない。政党的次元と大衆運動次元についても、また職場での問題と全国的な問題についても同じである。

だが、それをいちいち区別し、一つ一つ検討してみることはとても出来ないし、また今ここではそんなに必要でもない。ここで必要なのは、統一に関する原理的なもの、その根本にあるものは何かということだけだろう。そして、とりわけ労働組合運動における統一問題について、これまでどんなとらえ方がされてきたかを見ることを通じて、統一のもつ意味とあり方を考えてみることだろう。それに必要な限りにおいて、さまざまな次元と局面の統一問題にふれれば足りる筈である。

ところで、労働組合運動の中で統一問題が新しい視角で取り上げられはじめたのは、一九五三年の第三回世界労組大会を契機としてであったとのべた。だが、それ以前については戦前も戦争中も戦後もおしなべて一様であったわけでは決してない。時期や問題状況に応じて、それぞれ区別されるいくつかの段階があった。たとえば大正一四年、総同盟から日本労働組合評議会が分裂する前後の統一問題、日本労働組合全国協議会（全協）の統一運動の状況、日本労働倶楽部——日本労働組合会議をめぐる右派的統一の動向、一九三五年の反ファッショ人民戦線戦術の樹立にともなつて企図された労働戦線統一への若干の努力など、戦前についてみても、それぞれ興味ある問題状況の中でかなり異なつた統一へのアプローチが行なわれていることがわかる。戦後についていえば、いちいちあげるまでもなく、いっそうこのことは明瞭だ。しかし、これらについても、一つ一つ段階わけして追って行く余裕は今はない。ただ、一九五三年以前の統一問題がどんな程度のものであるかを示す一つの指標として、最も極端なセクト的態度についてだけふれておこう。

それは左翼的な労働組合の運動論にまつわる一つの傾向である。国際的にはプロフィンテルン（赤色労働組合インタナショナル）の中に、日本でいえば全協の活動の中にほぼ一貫してそれは存在した。結論を先にいってしまえば、統一を名目とするところの事実上の統一の否定の傾向ということが出来よう。

この傾向は、みずからの労働組合だけが唯一の正しい労働組合であることを出発点としている。この「正しい」という意味は、しばしば、みずから以外はすべて間違っているばかりでなく、労働組合でさえないのだという見解にまで極端化された。たとえば、プロフィンテルン加盟の組合だけが真に階級的労働組合の名に値するという主張が、しばしば行なわれた。それはそれとしていいでしょう。だが同時にそれは、他の労働組合は労働組合でならないという評価と結びついていた。資本家や国家と結託した労働者抑圧の機関であると規定されたのだ。

一方が、つまりみずからだけは労働組合であり、他方はもともと労働組合でも何でもない規定するとすれば、その間に呼びかけられる統一の意味するものが何であるかは容易に想像できる。この労働組合と名づけられている「反動的団体」を破壊し、その性格を根本的に変化させるように下部組合員に呼びかけるか、または下部組合員をそのまま自分の組合の側に引き寄せるかである。事実、統一あるいは統一線線とはこのようなものとして理解された。統一戦線の呼びかけは、要するに下部組合員の決起による「ダラ幹」、「反動幹部」の打倒を促すためのより巧妙な手段にすぎなかった。また、「反動的団体」の下部に直接に本当の労働組合の加盟者をつのって「反対派」を形成し、これと手を結んで運動したり、「切り取っ」たりすることを意味するにすぎなかった。

この場合の統一戦線とは、つまるところ対応組織の存在意義を全く認めず、それを破壊ない

し性格転換させるためにのみ必要だったにすぎない。統一戦線、統一行動が、複数の組織、勢力なり理念的体系なりの存在を前提してこそ成立ちうるとすれば、このような発想ははじめから統一戦線を完全に否定するものでしかなかった。

これは勿論、プロフィンテルンやその日本における加盟組織、全協の活動の中にあらわれた一つの傾向であったが、それは戦前の労働運動ばかりでなく、戦後の運動の中にも少なからぬ影響として引継がれた。

戦後の統一問題

産別会議の歴史をたどってみると、統一問題をめぐって実にさまざまな経緯を含んだものだったことがわかる。そもそも誕生の時からしてそうだった。

高野実氏によると、戦後の労働組合を左右に分裂さすのではなく、「巨象のような大統一労働同盟」をつくる話し合いがまとまり、その方向に動き出したとたんに、別箇に左翼的な中央組織をつくる動きが始まり、生まれたのが産別会議であったという。だからその点からいえば、産別会議ははじめから「左翼」の側が分裂の一要因をつくるという宿命を背負って出発したといえるのだ。そして、結成後しばらくして一九四六年末、総同盟との「無条件統一」が問題になった時も、その考え方は「産別会議小史」が次のようにのべるものでしかなかった。これは当時の統一問題の考え方の典型的なものだった。

「……しかし、『無条件』には『闘う統一』という条件がひそんでいた。この『闘う』とい

う意味も当時極めて狭く解釈され、共通の目標をもって共同の敵に対するというよりはむしろ産別会議の方針のもとでの強い闘いを意味していた。そしてこれに反対する意見は「反動」とか「御用」として排除された⁽⁴⁾。

さらに産別会議は、その末期には、いわゆる「統一委員会活動」を任務の中にあげるといっている。当時すでに結成されていた総評の下部労働者の間に、影響力をそうした形でひろめ、それを通じて総評への「統一」と「革命化」をはかろうとしたものである。しかし、さまざまないわれ方をしたが、この統一委員会なるものは、総評下部労働者の一部を独自に組織して、いわゆる「二重組合主義」におちいり、「下から」の幹部排撃闘争を企図したものにすぎなかった。それは「統一」委員会でも何でもなく、産別会議の方針への同調をそうした方法で求めたものだった。

一、二の例をあげたにすぎないが、戦後の労働運動、とくに産別会議を中心とする「左翼」の運動の中には、統一を名とする統一の否定がこのようなようにいくらでも存在したのである。これらに共通するものは、いわば「唯我独尊」の立場から、他を全的に否定することであり、そのため的手段なり方法なりとして統一が掲げられたということである。だから、そうした状況のもとでの職場や企業段階の統一行動は、労働者の間に「反動派」「会社側」あるいはせいぜいで「無自覚層」をなかば意識的につくり上げ、それとの対決、闘争を行ない屈服させることに

おかれた。運動はまず区別することからはじまり、労働者の説得と押し付けがほとんどすべてであった。

つまり、統一の理解がそのような段階にあった組合運動の最末端における運動論は、一つの思想、理論の立場から、それ以外のすべてを否定し切捨てることであった。異なった立場、異なった理解は、「反動」「会社側」として排撃された。そこには、いかなる意味においても異なった立場を前提とした統一行動の論理は存在しなかった。

マルクス・レーニン主義の立場に立っていないというそのことだけで、労働者の味方としてではなく、敵もしくは敵に近い存在として扱われ、それに対抗しようとする努力がますますその印象をつよめるといふ苦境に立った組合幹部や活動家を僕は数限りなく知っている。この当時の左翼的な労働組合では、そのような存在は許されなかったのだ。そして、何よりも重要なことは、それが少しも疑われないばかりか、それこそが正しい唯一の道であると思われるような雰囲気にあったことだ。

戦前および戦後初期の統一問題のとらえ方、したがってその根底にある運動論はこのようなものであった。

“統一の思想”

だから先に書いたように第三回世界労組大会の報告は、大きな衝撃をあたえた。そこでは統一は手段ではなく目標だった。その後、間もなく訪日した世

界労連書記のジャック・ウオデイス氏の言動も、この大会での統一の理解を裏付けるものだった。「ウオデイス旋風」と当時いわれたくらいに、日本の、特に左翼の組合運動者は深刻な反省をせまられた。

だが、この世界労組大会のもつ意味をどう受けとめるのか。手段ではなく目標であるというのはどういう意味か。この受けとめ方にやはり独特なものがあつた。そのいう独特な受けとめ方をした潮流が主要なものであつた。その要因には、一つはこれまでのべてきたような統一問題の理解のしかたがあつた。統一をそのようなものと考え行動してきた従来からの理解が、受けとめ方においても変らぬ根底をなした。そして、その上にこの世界労組大会を問題にするもう一つの特別な姿勢があつたように思われる。

それは、当時、漠然と感じられていたことだが、統一問題でかくも衝撃を受けたのは日本だけの特殊の事情であつたのかということである。この大会を契機に、日本の労働運動が国際的な運動と公然と接触し交流しはじめただけに、国際的な到達点との隔離は決定的に大きいものと感じられた。事実、それが非常に大きなものであつたことは間違いないだろう。しかし、その感じ方の中には、国際労働運動がすではるか以前に獲得し、もはや不動のものとして確立されている統一問題の理解の水準に、やっと日本の労働運動が開眼しはじめたのだという受け取り方があつた。国際的にはわかり切つたことを、今やっと日本の労働運動が手さぐりしてい

る、なんと遅れたことかという自虐的な調子がなかったとはいえなかった。だが、果してそうだったのか。世界の労働運動自体が、この時点で到達し、それからさまざまな経験の中で切り開かなければならない統一問題の発展の一段階に遭遇しただけのものだったのではないだろうか。このような疑問は漠然と感じられたが、世界の運動は進んでいる、すばらしい、それに引きかえ日本は、という声に全くかき消されてしまっていた。

したがって、すでに不動のものとして固定的にとらえたこと、そして旧来の理解がこれまでのべてきたようなものであったことの要因が重なり合って、この統一問題についての理解は、非常に形骸的なものになる道が開かれた。

「統一と団結の思想」という形で、それは受け止められたのだ。

当時からゆるる会合や討論での左右両翼への意見分岐がひどかった。賃金問題にしても政治闘争にしても、意見対立はきびしかった。さらに首切りがかなりの企業にまで襲いかかっていた。会議は大小にかかわらず激烈な討論を呼んだ。ニッチもサッチも行かない場合はずいぶんあった。

そういう時、突然、「世界労組大会派」があらわれ発言を求めた。

「そんなことで分裂しては敵につけこまれるだけである。労働者の統一と団結をどううち固めるかである。統一と団結の思想が、どれほど労働者のものとなり、国民のものとなる

か、そのことを真剣に討議しよう」

続けてきた討論にとっては問題のスリカエ、はぐらかしになっても、どうにもならなかった時だけに、何か新しいもののように見え、それで納得するものがあるようにも見えた。討議はそこで打ち切りになった。

これほどひどくはないにしろ、これに似た場面はいたるところに出てきた。どこへ行っても「統一と団結」がくりかえされた。口を開けばそれだった。まさに「統一と団結」節せつが語られたのだ。

旧来の統一は手段だった。一定の綱領的思想的立場の手段だった。ところが今度は統一が「目標」だとされた。統一こそが決定的な課題だと見なされた。だがそこでは統一という「思想」が問題だった。具体的な統一がいかににはかられるかではなく、「統一と団結」という思想、観念が問題とされた。

従来は綱領的立場、理論的・思想的立場の浸透が問題の中心であり、それへの同調を求めることが、統一の中心ポイントをなした。だが今度はそこに「統一」という思想、「統一と団結」という観念がおきかえられた。具体的な問題の具体的な是非判断はストップされた。闘争、運動のうえでの具体的な選択は問題の圏外に追いやられた。ひたすら「統一する思想」「団結する思想」が追い求められた。

こうしたとらえ方の意味するものは、異なった立場を前提とはするが、それを保持しながら行動の統一を求めるというのではなく、「統一」のたて前のもとに、それらすべてを放棄することを要求するものだった。異なった立場のすべてを放棄しながら、「統一と団結」という思想のもとに、それこそ「統一」することであった。そういう思想的立場の浸透と拡大に還元されたともいうことが出来る。

国民的諸運

動の発展

たしかにこれ以後、特に一九五五年を中心として、原水禁運動や母親運動に代表される統一的な国民運動が發展した。それらの運動の基礎理念の一つには、新しい視点での統一の理解があった。労働組合運動が受け止めた統一問題の新しい把握の影響がそこにあったことは疑いない。これらの運動の大衆的国民的拡大は統一の理念の成功的な反映だと見なされてきた。

それはたしかにその通りだった。統一が新しい視点で見直され考え直されなかったならば、これらの運動のこれほどの發展はなかったに違いない。これらは、統一することが力であり、統一にこそ国民を動かし、政治を動かし、さらに世界をも動かす力があることを確信させた。まさに統一すること、小異を棄てて大同につくことが、どんなに必要なことを教えた。

しかし、「統一の思想」というとらえ方とこうした運動の展開とは、その当時における諸条件の軌跡が合致しているにすぎなかった。こういうとらえ方が、当時の運動の非常な拡大發展

に一翼を担っていたとするならば、それは、ちょうど二つの三角形の底辺が同一でありうるように、たまたま合致していたにすぎないものであることが次第に明らかになっていった。

「統一の思想」はそれを主張するかぎりにおいては、異なった意見の「棚上げ」による当面の課題を中心にした、そのみに限定した思想的一致を求めるものとなるだろう。だから、たとえば原水爆の禁止にその焦点がおかれた。そこを中心としての運動の外延的な発展と拡大に努力が向けられた。

しかし、異なった三角形の底辺としての「統一」は、最初の段階においては他の二辺をすべて切り捨て、底辺だけの拡大に運動の方向が求められたが、時のたつのにしたがって特定の立場の二つの辺があらわれ、同じ底辺が、その二辺だけの底辺であるかのように扱われはじめたのである。一定の目標を中心とする「統一の思想」は暗々裡に特定の綱領的立場に発展させらるべきものと想定されるようになったのである。いうならば「統一の思想」によって、異なった立場を切り捨てておき、その上でこの「思想」の発展としての特定の綱領的立場が持ち込まれるという形になった。

そして他方では、さらに進んでこの綱領的立場から、都合の悪い課題、問題の切り捨ても行なわれはじめた。その際に、異なった意見を「棚上げ」するという論理が使われた。統一とは異なった意見を保留し、一致点で行動することであるという名分が、いかに重要で緊急の課題

であろうと、異なった意見を持っているというその点だけで拒否された。原水禁運動が「あらゆる国の核実験に反対」するかどうかで対立し、分裂にいたった事実の内側には、このような統一の理解があった。自分の綱領的立場におさめえないすべての課題は、異なった意見として拒否しようという主張が統一の名のもとに堂々と主張されたのだ。

この間のことは、あまりくわしくふれなくてもいいだろう。要するに新しい統一の理念によって出発した国民諸運動の成功は、「統一の思想」が偶然にも合致した底辺の条件と段階においてのみ成功したものであったということである。

イタリア代

表団の立場

ところで、ここに留意しておかねばならないことは、第三回労組大会の統一問題の到達点は、国際的にも、やはりその後、発展し、新しい局面と問題に即応していったという事実である。少なくとも、当時、考えられたように、すでに完成し固定化したものではなかった。国際労働運動のその後の諸文書から推察すると、この問題についての把握は、第三回大会からさえ後退したり、あるいは新しい水準に到達したりのジグザクの過程を、それ自身が経過してきたことがわかる。

そして、こうした過程の一つの頂点が、やはり第五回の世界労組大会であったように思われる。一九六一年末、モスクワでひらかれたこの大会は、第三回大会ほどには人びとの注目をひかなかった。この大会は中ソ論争の一つの舞台として見られたにとどまった。しかし、この大

会で中国に対しても、またソ連やフランス労組代表に対しても批判的立場で発言したイタリア代表団の統一に関する問題提起は、明らかに新しい水準への迫力を持つものであった。

イタリア代表団の主張の中心は「労働組合の統一の多岐化と自立」の問題であった。統一に関して組織統一と行動の統一に厳密な区別がまずおかれた。そして、旧来のあらゆる統一の図式化、形式化が徹底的に批判され、排除された。しかも、統一こそが労働組合運動の決定的で中心的な問題であることが再び強調されたのち、次のように主張された。

「賃金、労働時間の領域でだけでなく、もっとすすんだ諸領域でも、統一を追求しなければならぬ。われわれは、工場における労働組合の権力、勤労者の利益が決定されるあらゆる場所への労働組合の積極的・対抗的進出の諸問題ととりくまなければならぬ」

「論戦は、明確で具体的であるべきではあるが、今日勤労者大衆がいだいている熱望と諸目標との関連において、とりわけ今日の諸問題・今日の立場に集中するべきである」

「異なった諸要求から出発しながらも闘争の発展のなかで共通の領域に収斂してくる諸闘争を結合することによって、われわれはわれわれの労働組合指導の任務をはたさなければならぬ⁽⁵⁾」

注目すべき点はいろいろあるにせよ、統一を異なった諸要求からも出発しうると把握し、それが闘争の中で共通の領域に収斂してくることを指摘していることである。統一はこれまで、

敵の共通性に求められるか、要求の同一性に求められるかであった。かなり図式的にそう受け取られてきた。この第五回大会でも反帝国主義の共通性に統一の根拠を求める見解が横行した。これにはきびしい批判が加えられた。しかし、同時に批判者の側は、要求の図式的な統一をもつて、それに対置しようとしたように思われる。世界労連の「行動綱領草案」を「すべての職業・すべての国をおおいうる行動統一の具体的基礎」として採択しようとする動向などがそれである。イタリア代表団はこれにも反対した。それはせいぜい「今日すでに類似した立場に立って行動している諸組織の組織的統一の基礎としかかなりえない」という理由からであった。行動の統一は、アプリアの敵の共通性によっては成立しない。同時にまた、形式的な要求の同一性の主張の中からも生まれてはこない。それは正に、異なった要求から出発したとしても、共通の領域に多元的多岐的に収斂していく闘争の中からこそ発展しうるというのが、イタリア代表団の主張であったように思われる。

労働者階級の要求は単一でもなければ、またいくつかの要求をすべての労働者が同時に支持するといったような画一的なものでもないという見解がその根底にはあったと見るべきだろう。たしかに労働者の要求と追求すべき課題は単一なものではありえない。さまざまな要求を内包している。それは労働者の置かれている条件、環境、関心、意識水準など、多くの要因によって異なったものをもっている。したがって、これを単一のものにしほろうとすれば、かなり

の無理がともなうことは明らかだ。たとえば、それが共通の要求である筈であったとしてもそう
だ。共通である筈という問題把握それ自体が、一定の理論的操作を必要とする場合がしばしば
あるとすればなおさらだ。たとえそうでないとしても、共通なもの、あるいは必須の最低限の
ものそれ自体が、個々のためであり特殊的是ではあるが、それだからこそいっそう熾烈ともなる要求
を制限し、あるいは放棄させる結果をもたらすことは少なくないだろう。「統一の思想」とい
う問題把握は、このような点からみれば、労働者の具体的で個別的な状況から生まれてくる要
求への強いエネルギーを引出しえないばかりか、それを「統一」の名のもとに切り捨てる結果
となるものでさえあるのだ。「反帝」の統一性というような問題把握は、さらにそのうえに、
特定のイデオロギー的立場からする問題整理をくわえることとなるのだ。

しかし、こんどはそれと反対に、さまざまな要求を並列的にとらえ、そうした複数の要求綱
領によって統一するということは、どうだろうか。それはしばしば特定の綱領的立場を予想す
る。だが、そうでないとしても、こうしたさまざまな要求の並列化は、問題をすすめることと
はなりえないだろう。特殊の個別的な要求のもつエネルギーを単に並列的な要求の羅列の一項
目の中に閉じこめてしまうからだ。しかも、要求はある場合は互いに矛盾し、正反対にさえな
ることも少なくないのだ。そうした要求をただ並列化して、それをもって形式的な統一をはか
ろうとしても、何の意味も持たないだけでなく、そもそも不可能なことでもあるのだ。

労働者階級の要求は単一ではない。それを形式的に一本にしぼったり、あるいは単に並列化したりするのでないとすれば、どんな道がありうるのか。そこには、特殊的是はあっても固有の要求のもつエネルギーを十分に引き出し、具体的な行動と闘争を展開し発展させることを基礎とする。つまり要求はたとえ異なっており、また多元的な形態をとろうとも、それをおさえこんでしまうことではなく、逆に全面的に前進させる。その前進のなかで、とくに要求獲得行動が資本の側のさまざまな対応を引き出していく中で、異なった要求と行動が共通の利害に結ばれ、資本に向っての相互補完の関係をつくり上げるように、それぞれの政策と戦術を準備することではないのか。ちょうど、中小企業労働者が賃上げ闘争を徹底的に闘うなかで、独占企業の独占価格に目をむけていく、しかし独占企業労働者はみずからの賃上げのために、そこに当面は視点が向けえないとしても、それぞれの闘争の最大の発展が、独占への攻撃の集中となり、しかもその闘いの発展の中では当然に相互の関係があきらかになっていくように、闘いはくまれ指導されなければならぬということではないのか。この場合ではおそらく、要求の画一化はできないだろう。あるいは反独占という形でのアプリアリな敵の共通性を強調することも、あまり役に立たないだろう。だからこそ、そこに労働組合の政策と指導の決定的な重要性が存在するのだ。イタリア代表団の発言の中には、要求と統一をめぐる多岐化、多元化についてのこのような理解があったように思えるのだ。

第五回大会では、イタリア代表団によってこのような統一の多岐化、多元化の問題が提起された。これは統一の新しいアプローチであることは全く疑いなかった。

要求と統一

そこでいわれた要求の図式的統一というのは、極端な姿においては、特定の綱領的立場の基礎となることをあらかじめ予定された要求による統一ということでもあろう。あらかじめ、かくかくの要求こそ統一の基礎となるべきものであることを、特定の立場から規定し、それを中心に問題を提起するならば、労働者の現実の要求と行動を出発点とすることにはなりえない。特にそれが、政治的統一の図式から演繹されるようなものであれば、なおさらである。労働組合運動の自立性が、この統一問題に関連して強調されるのも、そういうことと関係があるからである。

そうすると問題は統一行動の基礎となるべき要求の統一は、あくまで「今日の諸問題」「今日の立場」において実際の労働運動の現実から出てくるものでなければならぬ。特定の綱領的立場や観念から、あるべきものとしてつくりあげられたものではありえない。ましてや、この統一は要求を基礎としたとしても、それに附加される運動理論の全体系や綱領的立場や理念の一致にもとづくものではなくありえない。そのような文字通りの現実、現にある労働者の要求を出発点にしてこそ、たとえそれが異なった要求をも含むものであったとしても、共通の領域に収斂させうる指導の中で行動の統一政策が可能であるといふべきなのではなからうか。

統一問題の戦後労働運動での把握の変化は一九五三年にあたえられた衝撃くらい、日本においては勿論、国際的にも発展しつつある。それは常に完成され固定化されることなく追求さるべき課題であろうが、ともかく今日の時点においては、何よりも具体的に豊富な現実から出発すべきことを教えているようである。

統一、統一行動を単なる手段視することはいうまでもなく問題にならない。その批判から出たとしても「統一の思想」という観念的形態でとらえることも、問題を全く放棄するにいたるか、あるいは異なった立場の「切り捨て」を通じて特定の綱領的立場のしのびみを許すだけである。さらに、共通の対敵認識や図式的な要求による追求も、生産的なものとはいえないだろう。

ただ現実的な要求、現在ただ今存在する要求にもとづくことだけが、統一への真の接近をもたらしうるといえるのではないだろうか。

- (1) 『第三回世界労組大会議事録』八二頁。
- (2) 全協のこのような傾向については渡部徹「日本労働組合運動史」にくわしい。
- (3) 高野実「日本の労働運動」(岩波新書)。
- (4) 産別会議資料整理委員会編「産別会議小史」二五頁。
- (5) 社会主義政治経済研究所編集「国際評論」一九六二年四月号。

2 むすび

四つの組合
観と要求

統一、統一行動はなによりも現実の要求にもとづかなければならなかった。それは、同時にこれまで四つの組合観を検討してきたうえで考えられなければならぬ結論の出発点ともなるものである。これまで四つの組合観の中でそれぞれ次のように主張してきた。

「社会主義の学校か」では、労働組合を革命のための意識注入の場と見立て、階級的訓練の機関としてとらえることは、結局、政党への従属、政党との同一視をもたらしものだろうと述べた。

「労働力販売独占か」では、それは資本主義の発展の特定の段階の特権的労働者グループの利益擁護にしか妥当せず、また労働力の商品化徹底の立場も正しいとはいえないとのべた。

「プレッシャー・グループか」では、圧力団体機能との類似性と同一性の検討から、労働組合は組織労働者だけの狭い利己的利益に止まっていることは出来ないとのべた。そして労働組合の要求は資本主義の体制内と反体制の区別をつきぬけて追求さるべきではないかと書いた。

そして「良識的な話し合い機関か」では、産業民主主義にもとづく労資協議機関を提唱する潮流が事態の発展を先取りしているようだが、実際には資本主義擁護の役割をはたしているにすぎないものだとのべた。

この四つの労働組合観の検討は、結局はそれを一つ一つ否定することでおわった。そうなたわけの一つは、それぞれの考え方を出来るだけ純粹な形で、他のものを切捨てて取り出さなければならなかったということにある。そのため、問題を極端に立てすぎたり、一面的にだけ見たきらいもある。だから、そういうものとしては勿論、肯定できないものであった。

しかし、そうした事情のほかに、これらを否定しなければならなかったのは、これらの発想が現実の要求獲得——つまり労働組合の定義段階の目標の実現の方向とあまりにもかけはなれすぎているからであった。勿論、このような組合観も、もとはといえば労働組合の具体的現実的な要求から出発しているものだということは可能である。「社会主義の学校」もそのようなものとして見、そして行動を律してこそ、さまざまな要求をかちとることが出来、労働者の生活の安定が可能になるものだということは出来よう。「労働力の販売独占」も、そうしてはじめて労働力商品が高く売りつけることが出来るし、「プレッシャー・グループ」にしても、そのような活動こそが大幅な賃上げを実現しうるものだとみなしうる。「良識的な話し合い」にしても、これこそ真に生活向上を闘いとるものだと現に主張されているのである。

しかし、それにしても、これらの労働組合観は、そこを踏み台としながらも、次第にそこから離れ、それぞれ異なった目的意識の側に引きよせられ、そして今度は逆にこの目的意識の側から労働組合の現実の要求が整理され、切り捨てられたり、新しい異なった意味附与がなされたりしているのではないだろうか。

四つの組合観の検討の中では、すでに、それぞれ問題に応じて積極的な労働組合論のイメージの断片を語ってきたつもりだ。それを一つにつなぎ合わせ、出来るだけ一つのものとするのが次の仕事である筈だし、この本の最終章はそういうものでなければならぬだろう。

しかし、それをつなぎ合わせる場合に、もう一度、労働組合の本来の要求獲得の立場に立って見なければならぬのではないか。そこから見直し、さまざまな組合運動とは無縁な目的意識や意味附与に一定の判定をあたえて行かなければならないのではなからうか。

そして、そうしてこそ、異なった組合観のぶつかり合いの中で生まれる統一行動の問題に、現実から出発し、たとえ異なった要求にしても共通の領域に収斂されるような統一な運動理論の基礎がきざされるように思われるのである。

要求から出

発しよう

労働組合——それは要求獲得の機関であり、組織である。こんないい方は、しごく当り前のことにすぎない。

労働組合は、はじめのところであきらかにしたように、また誰もが異存なく承

認するように、「労働条件」「労働生活の諸条件」や「経済的地位」の維持改善、向上をはかる組織である。この目的を達成するために、労働組合は要求し、闘争し、運動する。そして、その出発点が要求にあることは自明のことだ。労働者や労働組合の要求は、現存の社会体制、経済環境、生活実態、労働状態などと、みずからの欲求、希望との矛盾から発生する。こうあれかしと願い、またそれが可能であると判断するところから生まれてくるものである。したがって、端初的な要求の中にさえ、すでにこの社会に対する萌芽的な矛盾敵対が含まれていることは事実である。ここから、その矛盾の発展形態として社会体制に対する反抗をとらえ、そこへつなげて見ることは出来ないことではない。しかし、そういう意味をもっているにせよ、要求はその限りにおいては具体的なものだ。また具体的なものでなければならぬ。それは統一行動をめぐる述べた通りである。例としてあげた「合理化問題」というような運動課題にしてからが、その具体的な内容に即して要求が立てられなければ、一致した要求とも行動ともなりえないということを示しているのである。

賃金要求にしてもそうだ。賃金理論、賃金闘争の理論は、ここ数年の間に、はじめて本格的なものになりつつあるように思われる。しかし、まださまざまの異同のなかで討議され検討されつつある段階だともいえる。この場合、特定の賃金理論に一〇〇パーセント依拠しなければ、つまり全組合員、あるいは全組合がそれを基礎にしなければ、要求となりえないというような

問題の立て方であるならば、それは労働者の要求の本当の出発点とはいえないのではないか。勿論、こういう賃金理論が不要だとか、なくてもいいといっているわけではない。そういう理論から引き出される要求が、現実とその時点での労働者の具体的な要求となりうるところまで、賃金理論の側の具体化が必要であることをいっているのだ。

総じて、これまでの組合運動では要求が思想的綱領的立場や「理論」的立場から演繹的に引き出され、それを労働者大衆に教育宣伝し大衆化するという方法が多すぎたということをしているのである。とにかく、現実の要求から出発すること、そこへもう一度、立ちかえらなければならぬのではなからうか。

歴史をふり

かえって

しかし、このことは、狭い意味の労働条件だけに集中し、視野を限定しなければならぬということを意味しない。「労働条件」をはじめとする具体的な要求を出発点としながら、一つはそれを獲得するためにどのような手段、方法を採用しなければならぬかに即して、もう一つは要求それ自体がさまざまに他の諸問題とからみ合うという点に即して、要求と闘争の内的な発展の論理がたどられなければならないのである。

労働運動の歴史的な発展の道すじを、もう一度、ごくおおざっぱにふりかえろう。一九世紀中頃の合同機械工組合は、労働条件の維持改善のために、労働力の販売と供給の「独占」組織

たろうと志した。しかし、その機能の發揮が困難になった歴史的状況の中で、労働運動の主流としての位置を一般労働組合にゆずらなければならなかった。一般労働組合は団体交渉機能を軸に、社会的圧力、影響力の發揮と政治への働きかけの積極化によってその任務をはたそうとした。労働組合は単に経済的機能の側面にだけ安住することが出来ず、その社会的政治的機能の獲得によって、その任務を達成せねばならなかったのである。

そして続けていえば、この社会的政治的機能の延長線上に、労働運動と社会主義運動との結合、関連が生まれてきたものといえるだろう。むしろ労働運動の発展の中から出てきた政治への介入の必要性が、労働者政党、革新政党を誕生させたのである。それが当然のことながら社会主義をめざしたところから、今度は逆に政党と労働組合の関係が問われるようになったと見ることが出来る。ところが、社会主義運動の領域では、このような発展過程をたどらず、まず前衛党が活動し、その影響力によって労働組合が形成されていったロシアの経験、ソヴィエト革命のあり方が典型と見なされた。そして、いわばこのロシア的規範が各国の左翼労働運動の中にもち込まれていったのである。党→労働組合という図式がそこに生まれ、労働組合に、きわめて政治主義的な方針と行動が求められたわけである。

こうした過程は、戦後日本の労働運動にもやや似かよった点がある。きわめて深刻な社会的混乱の中で、政党、労働組合がいっせいに再建されていったが、軸になったものは前者であり、

そこから労働組合の政策、行動が生み出されていったのである。したがって、濃厚な政治主義的偏向は、このような事情の中に求めることが出来よう。

それはともかく、労働組合運動の歴史は、このような発展の経過をたどったことを教えている。だから、ここから、とくにわが国においては政治への従属、政党との同一視の克服の課題が生まれてくる。その点からいえば、政治主義的傾向はごく現象的に見ればたしかに少なかつたようだが、根底にはまだ、いぜんとして根強く流れているといわなくてはならない。

だが、この政治主義の克服の方向は、狭い意味の労働条件、経済闘争に任務を限定するものであってはならないだろう。一九世紀中葉の合同機械工組合の段階に規範を求めたり、その機能の再現だけを目ざすものであってはならないだろう。この段階以後の労働組合機能の発展は、明らかに労働組合がより政治的社会的な存在として行動し機能しなければならぬことを教えているからである。

労働組合は労働条件を守るためにも、その歴史的発展の系譜と同様に、さまざまな社会的政治的影響力を行使し、問題に介入していくべきなのである。ただ、それが社会主義の側から、そういう目的意識から行なわれるべきではなく、労働組合本来の任務に沿って展開されなければならぬだけである。

経営問題

への介入

また、こうした要求獲得のためにこそ、日本の企業別組合の産業別組合への脱皮が求められなければならないだろう。何らかの他国の運動の模倣においてそれが求められてはならない筈だ。同時にまたそれだからこそ、企業段階、産業段階、あるいは国民経済段階の生産、経営、政策、経済構造のすべての問題にもっと積極的な発言と介入があつてしかるべきだろう。

さきに工場委員会と産業民主主義の問題に関連して、生産と経営に対する介入と発言権の強化が日本の労働組合運動の中で躊躇されている事情をのべた。それは、このような闘いの必要を認める人びとにとつても、産業別組合の欠如のもとでは慎重であるべきものとされている。だから、まず産業別組合へ、その基礎が十分に固まってからでなければ、その後においてなければ介入できないし、すべきでないというようなどころへおち込んでしまふのである。産業別組合への道も、企業での生産と経営への介入も、要求獲得の必要からこそ生まれているのであつて、何らかの別の図式から引き出されているのでないとすれば、両者へのこの線に沿った進出が大胆にはかられる必要がある。要求獲得のためには必要なことは何でも行なうといふところにこそ、労働組合の根本のあり方が存在する筈なのだ。

さらに、この点から事前協議制のもつ意味は、もう一度、再検討される必要がある。事前協議を単に被害をくいとめるために、という消極的な姿勢においてでなく、労働条件を向上させ、

国民全般の福祉を拡大させる視点から、企業、経営、合理化、生産計画全般にわたる積極的な問題提起の場とさせることが可能な筈なのだ。事前協議制を合理化への対応の一局部の問題とせず、労働組合運動全体の重要な課題として位置づけるべきではないだろうか。

社会体制を

めぐって

さらに問題をすすめよう。こうした基本的な視点に立つならば、労働組合運動と社会体制をめぐる問題もあきらかになるはずだ。労働組合は社会主義を目標とすべきではない。しかし同時に資本主義の完成や延命にも力を貸すべきではないとのべた。

しかし、今日まだ、次のような見解がある。

「本来、労働組合は資本主義を前提にし、労働力の有利な販売条件を求めて資本家と交渉し、取引する労働力販売者の同業組合ともいうべき性格と、資本家階級とたたかってその搾取を制限してゆく労働者階級の大衆的戦闘組織という性格の両面をもっている。……このような労働組合の保守性（資本主義を前提にしてそのなかで一定の機能を果たす側面）とその革新性（資本主義とたたかい、それを否定してゆく側面）とを統一的にとらえることが必要であり、この二重性をはなれては労働組合とその運動の本質は理解できないであろう。前者の側面のみが特別肥大化したものが、アメリカ型ビジネス・ユニオンであり、後者の側面を一面的に強調するのが赤色労働組合主義であるといつてよい」⁽¹⁾

はたしてそうだろうか。このような二面性、二重性としての理解の結果は、ますます離れていく舟に片足ずつを置いておく結果にならないだろうか。資本主義を前提にして何ごとかを行ない、同時にそれを否定する、これをもしこのような二面性としてでなく、統一的なものとしてとらえらるゝれば、それはあきらかに要求獲得闘争に徹すること以外にはありえない。たとえば次のような方は、それを示唆するものではないだろうか。

「今日、プロレタリアートは、その生活条件の歴史的限界からぬけだして、生産の発展がもたらすあらゆる可能性に、したがって最高諸階級の生活条件への無差別の接近を要求します」⁽²⁾

これはイタリア労働総同盟の指導者の発言である。つまりここでは、労働組合の闘争は資本主義の法則にしばられるという「歴史的限界」をぬけ出さなければならぬといわれているのである。そして「生産がもたらすあらゆる可能性」を追求していくべきものとされているのである。

さきに、革新政党员、社会主義者の確信は、このような要求の行きつくところが社会主義であるにちがいないというものであろうと書いた。「歴史的限界」をぬけ出し「あらゆる可能性」を追求していく労働組合の要求と闘争は、資本主義ではそれを許容することが出来ないという限界点に達するだろう。そういうやり方によってこそ労働組合は資本主義を前提にしつつ、同

時にそれを否定することができるとはあるまいか。確信はこれを基礎にしてこそ存在するのである。

政党がにな
うべき役割

もしそうとするならば、それでは政党の労働運動における指導性、その役割とは何だろうか。一体、前衛政党、革新政党員の果すべき役割はどこに求められるべきかが問題とならざるをえないだろう。単にそういう未来についての「確信」を抱くことだけなのか。さきに、政党と労働組合の關係に即して、政党からのアプローチのしかたがあきらかにされていない、だから「党の立場に立たせる」というような発想が安易に出てきて、運動を混乱させるのだ、とも述べたが、それは一体どうなるのか。

社会主義と資本主義の体制問題をたらぬく要求獲得の立場から考えると、政党員、社会主義者は、労働条件を出発点とした要求課題の多面的な発展、そして要求獲得が現存の政治経済構造にあたる変化、この変化から生まれる反撃、さらにそれに対する再反撃、資本と体制のそうした過程を、科学的理論的に解明しつつ、その発展の論理を先取りして明示し、そこへ向うての闘争の先頭に立つことである。つまり、簡単にいってしまえば、このような要求獲得闘争の客観的な論理を先取りして主体的な論理として労働組合の分野での政策化をおこない、それにそって組合の内部で奮闘することである。

「党の立場に立たせる」、もしこうした表現を使わなければならないとするならば、こうし

たこと以外にありえない。

政党は、これまで左右を問わず一貫して運動の外に立って、そこから労働組合運動に対処してきたといってしまうことが出来る。それは左翼政党において特にはなほだしい。労働組合を加盟させるところからはじまって、今もって従属させるというような思考方法をぬけきれていない。政党論はここでの直接の問題ではないが、あえて簡単にふれるならば、もう一度、労働運動の側から政党論が構築される必要があるが、あえてそうに思えてならない。運動の現実から出発しつつ、その論理の先取りにこそ政治があり、さらに政党がなければならぬからである。政党――大衆運動、労働組合の図式、つまりイデオロギー――運動化は、その逆関係においても一度、検討されてしかるべきではなからうか。

みずから学ぶ

さらに、このような視点でこそ、これもあえていうとすれば、労働組合が「社会主義の学校」であるという意味がつかまれるのである。現実の運動の中で労働者みずからが学ぶという学校、つまりマルクスがのべた意味において、それは把握し直されうるのである。みずから学ぶ、この学ぶ過程にそった、そういう階程に照応した政党の側の協力も生きてくるだろう。ストライキをどうとらえるかという問題にしても、この点から見て決して革命や階級意識の訓練の場ではないのである。それは労働力の単純な売り止めであり、それ以上でも以下でもないというだけでは、たしかに解明できないものをもっている。資本主

義の通常の商取引が停止されたのと同断に見るわけにはいかない。ストライキは、今日の生産諸関係の一時的局部的な切断であるからこそ、資本にとっての脅威であり、労働組合の決定的な武器なのである。そういうものであるからこそ、労働者はこの中からみずから学ぶことが出来るのだ。

労働組合——それは、要求獲得組織である。それは、この点に徹することを通じて、単にせまい労働条件だけでなく、社会的政治的な機能を獲得する。直接的な労働条件を最も端的な出発点としながらも、さまざまな内的関連を媒介として政治にも接近し介入していく。その目標をよりよく実現するためにこそ企業別の組織は産業別へ脱皮されねばならないし、同時に企業、経営の諸問題への大胆な介入も必要になってくる。さらに、それは一方では資本主義の法則に拘束されることなく、無限の可能性に立向うだろうし、他方では社会主義をアプリアリな目標にしないことによって、あらゆる労働者を広く結集するだろう。問題は、この諸関係を逆にとらえて、そこから労働組合の行動を律しないことだ。すべての問題とすべての行動を、この視点から見直すことが、今こそ必要なのではあるまいか。まことに当然のことのようにも思われるかもしれないが、そういう視点に立って見るのが、労働組合と労働組合運動をめぐるさまざまな問題の新しい今日における出発点となるように思われる。

- (2) (1) 杉森康二「構造改革と労働運動」『月刊社会党』、六二年七月号。
「民主的改革と新しい多数派」一五三頁。

あとがき

はじめは労働組合とはなにかの追求のうちに、賃金、合理化、政治闘争・国民運動、組織問題などの各論的な問題についても、おおざっぱなアウトラインだけになったとしても、ふれておきたいと考えた。しかし、書いてみると、労働組合とはなにかのところだけに意外に手間どってしまった。単に手間どっただけではない。書いているうちに、以前に考えていたよりもなお重大な問題がその中にふくまれているような気がした。労働組合とはなにか、そこがはっきりしなければ各論も成り立たないということが、いっそう深刻に感じられてきた。

そうした事の成り行きからいっても、議論はそのところだけに集中する結果になった。そうなったからといって、別に「序論」だけをのべたとは自分では決して思っていない。僕にとっては、これが「本論」なのであり、出来ればその土台のうえに補論的に各論をつけたかったが、それは果されなかったというだけである。

ここで書いた問題意識はここ数年来、もっとおおげさにいえば僕が組合運動にとびこんだ十

数年以來、もちつづけてきたものである。そして、このような問題意識をかかえてきたのは、決して僕一人だけではなからうと思っている。運動の実際のなかで、少しつきつめてみると結局はそこにぶつかるといった経験は多くの人にあつたことだろう。十数年来もつてきた問題意識にしては、こんな程度のものしか書けなかつた。それは全く僕の不勉強と能力の限界をしめすものでしかないが、しかし、同じような問題を感じている人には、考え、討議し、さらに検討していく糸口にはなりうるだろうと思う。そういう役割を果すことが出来たら、僕にとつては本望以上である。

それにしても、こんな程度でしかないものでも、一冊の本を書くということが、こんなにもしんどいこととは思わなかつた。誰かが「骨身をけずる思い」といつていたが、僕にとつては決してオーバーな表現ではないという実感があつた。書きおえた安堵感と、これが活字になつて人の目にふれる時はずかしさの入りまじつた気持以上に、今は一種の解放感を感じている。同時にまた、これを基礎にして実際の運動をすすめるうえに、いっその努力を払わなければならぬというあらたな任務感もある。僕はもともと運動屋（家といたいところだが）である。そうありたいと念願し、これまでそういう道の周辺ばかりを徘徊してきた。その中で長年にわたつて積つてきた問題をこの本で吐き出したわけだが、こうして客観化してみると、それを土台にさらに運動の中でもっとも明瞭にし、深めていかなければならないことばかりだと思

う。いづくされたことだが、考えたことを実践し、その中から理論化をはかり、さらに実践にうつすという実践と理論の相互の関係は、これで究明されつくしたという終点のない、どこまでもつづく果しのない探究の道なのであろう。

最後に、無理な願いを聞いてこの本を出版してくださった三一書房編集部の方々とくに田川敬吾編集部長と、直接に担当してくださっているいろいろとお世話をいただいた荒木和夫氏には心からお礼申し上げたい。おさなりでない感謝の気持をのべたいが、それを表す言葉を知らない。また忙しい中を親味になって面倒を見てくださった安東仁兵衛氏にも、深い感謝の意をささげなければならぬ。このほか、あげればきりのないほどの人びとの協力、支援をいただいた。そうしたことがなければ出来上がらなかったであろうことへの感謝の気持は、これからの仕事をやりとげることであらわしていく以外にはなさそうである。

一九六四年二月一四日

大森 誠人

大 森 誠 人
おもり まこと

1929年 生まれる

1950年 東京商大中退

大金屋、京都総評、全国金属京都地
本などの書記、日本共産党大阪府委
員を経て、統一社会主義同盟書記長

現住所 大阪市東淀川区小松中通 1-33, 福寿荘

労働組合とはなにか

定価 230 円

1965年2月23日 第1版発行

著 者 © 大 森 誠 人
1965年

発 行 者 竹 村 一

印 刷 所 誠和印刷株式会社

製 本 所 本間製本株式会社

発 行 所 株 式 会 社 三 一 書 房

東京都千代田区神田駿河台2の9
電話東京(201)9581~5番
振替東京84160番

落丁・乱丁本はおとりかえいたします

三一新書 466

現代日本女性史

井上 清著・価250円

女性の社会的進出は目ざましい。だが、強くなったものは女と靴下……といった比喩やそれに似た現象や風潮は、はたして女性を認めているだろうか。若い女性に勇氣と反省をもとめる好著

日本女性史

全2冊 / 井上 清著・各150円

士農工商の身分制秩序を支えた古いモラルは女性に人間としての生き方を許さず、忍従と不幸の長い歴史を強制してきた。ほんとうの女性解放とは何かを教える毎日出版文化賞に輝く名著

テキスト日本史

全2冊 / 岩井忠熊 / 門脇禎二他著・各250円

原始古代から現代にいたる日本全史を、集団学習向きにテキストとして編集。右頁に年代を逐って叙述、左頁に重要事項・用語・人名を解説、日本史辞典・受験参考書としても十分役立つ

世界史入門

全2冊 / 河野健二編・各230円

上巻 II 人類の起源 / 西欧の近代。下巻 II 産業革命 / 第二次大戦後の民族運動。歴史を動かしてきた各時代の要因を掘りさげ、世界史の進歩と展開のすじみちを簡潔・平明にとらえる /

現代思想入門

梅本克己著・価250円

中世的秩序と信仰、ユマニストの笑いと近代の懐疑、原罪としての私有財産——を語り、二度の大戦と中ソ論争を語る。人類の叡智と愚行の歴史を考察し、現代人と思想の意味を問う労作

哲学入門

ホリッツェル著／陸井四郎訳・価230円

反ナチ抵抗運動の闘士として、ドイツ軍に虐殺されたフランスの若い哲学者が、死の直前まで書き綴ったパリ労働大学での講義ノート。マルクス主義哲学の最良の入門書として定評がある

弁証法の学び方

山崎 謙著・価230円

定理や公式を知らなくては問題は解けないが、その棒暗記だけで応用問題に適用できなければ理解したとはいえない。創造的な思考を訓練し、それを使いこなすために書かれたテキスト

ものの見方・考え方

胡繩著／山口一郎訳・価150円

毛澤東の思想、とくにその『実践論』や『矛盾論』の考え方の核心に生き生きとふれ、マルクス・レーニン主義の世界観と新しい人間像を明らかにした。弁証法的唯物論のすぐれた入門書

若い日の生き方

中岡哲郎著・価230円

火焔瓶闘争当時の学生運動の体験、定時制高校教師として知己となった幾人もの働く青年たちの姿。著者はそういう自分の生活の周辺から青春とはなにかを誠実に問いつめていこうとする

愛と幸福の哲学

林田茂雄著・価230円

自由のないところに幸福はない。選択の許されない生き方を強制されたとき、あなたならどうするか。親と子、友人・異性の間での問題から今日の資本主義社会のしくみまでを掘りさげる

若き日の疑問

林田茂雄著・価230円

I 生と死・人生について II 性欲・恋愛について III 善・悪・美・醜・幸福について の三章にわたって、若い人びとの疑問を十二項目にまとめ人生を美しく生き、築くための指針を示す

女のよろこび

石垣綾子著・価230円

I 青春を美しく豊かに II 美と魅力をつくるもの III 職場に生きる IV すこやかな恋愛のために V 幸福な結婚をもとめて VI 新しい人生への招待。若い女性に知性と情熱と勇気を与える

サークル活動入門

先崎金明著・価230円

学校・職場・地域——と、どのサークルも困難な問題に行き悩んでいる。全国的な規模でサークル活動家の経験をもちより、新しい質的・量的な発展を獲得するための条件を具体的に追求

国際情勢の見方考え方

山本 満著・価230円

世界の動きが人びとの日々の生活に深く関わりあってくる、そういう時代を私たちはいま生きている。複雑に動く国際情勢を、日本人の立場からどう見きわめ、判断するかを示唆した好著

自衛隊

星野安三郎／林茂夫編・価250円

道路工事・災害救援だけが自衛隊の姿ではない。装備・戦力の詳細な分析から、極東戦略に占める位置と役割を明らかにし、隊員の給与・生活、防衛大生や幹部の意識までを具体的に探る

憲法改正

星野安三郎編・価250円

憲法改正は誰にとつての利益であり、それはなにを目的としているか。平和憲法の正しい理解と権利意識と同時に、改憲論の政治的・思想的本質をもはっきりと認識しなければならぬ。

青年論

板東慧／岩井貞雄編・価230円

「もはや戦後ではない」今日の状況のなかで、若い世代の保守的傾向が顕著だといわれる。だが、はたして、青年は非政治化し、安定ムードのなかで余暇の追求に余念がないのだろうか？

社会主義とはなにか

H・アルフレッド編／陸井三郎訳・価230円

なぜ社会主義をもとめるか。アメリカの富と繁栄の背後に存在する大きな経済的・社会的・教育的不平等の現実を直視し、現代資本主義の弊害とその克服の方法を明らかにした注目の書。

アドルフ・ヒトラー

山口 定著・価280円

第一次大戦に従軍した一人の伍長が、権力を掌握し世界を震撼させるにいたる過程にはなにがあったのだろうか。ナチズムを生みだしたワイマール体制の政治的・経済的・心理的基盤を解明

開放経済と日本

大内力・長洲一二他編・価280円

国際競争力の強化の裏に、労働者・中小企業・農村への圧迫が進んではいないか。日本経済の構造的特質を実証的に究明し、全面的な開放経済体制下の困難な諸課題と解決の方向を展望。

賃金管理

加藤尚文著・価280円

低初任給を基礎とした年功序列賃金体系の修正と再編成が進められている。本書は、基本給の合理化、職務給や昇給・昇進制度の決め方など、賃金問題の核心を明らかにした労使必読の書

ビジネスマン

大野 力著・価230円

企業のさまざまな分野で、実力をもった人の発言と行動がモノをいいはじめている。組織のなかで自己の能力を最大限に生かす積極的な意欲と方法を提唱したユニークな〈実務家の思想〉

日本の医者

榎林達夫／小山仁示編・価230円

大学の医学研究や病院経営の実態、開業医の収支計算などを公開し、日本の医療問題にメスをいれる。紛糾する健康保険制度の本質的な理解と、その改善のための具体的な方向をも提示／

医者のご告白

ウエレサーエフ／袋一平訳・価250円

絶えまなく訪れる患者たち、多忙な診断と治療の日々。貧しさと病氣とふだんにたたかわねばならない職業的良心と現実との葛藤。誠実な医師の内面を描いて人びとに感動をあたえる名著

大学

伊多波重義／西田正夫編・価230円

大企業化した私学、深刻な入試地獄のエリート大学、現代学生・教授気質の変化、産学協同の実状など、今日の大学をとりまく現実を、大学関係者として内部から描いた批判と反省の書／

合理化

加藤尚文著・価230円

国際競争をまえに新たな産業体制の編成が進行し、合理化はさまざまな形態をとりながら労働者をまきこんでいく。戦後経営史の推移のなかに合理化と生産性のイデオロギーの本質を究明

労務管理

加藤尚文著・価280円

人事関係の実務に携わる人びとにはもちろん、会社の管理諸政策と対決する活動家にも必読の労務管理読本。賃金・職階制・人事考課・HRテクニクなどその理論と実態を明らかにする

日本の大会社

森川英正編・価250円

産業各部門のトップ・レベルにある大企業をえらび、経営組織・政策・社風などをその社史にそくして実証的に分析。企業活動のメカニズムと成功と失敗の分岐点をうきほりにした好著

経済学とマーケティング

松井 清著・価250円

現代の国家独占資本主義のもとで各企業がなぜマーケティング論を必要とし、どんな態度でマーケティングを行っているか。マルクス経済学の立場から書かれたマーケティング論の入門書

戦略経営者列伝

大江志乃夫著・価250円

激動の八十年。日本資本主義の起伏に富んだ大きなうねりのなかで、企業という組織を統率してたたかい、勝ち残り、敗れ去った六人の経営者群像を語った「やぶにらみ日本資本主義史」

あんな経営・こんな企業

大野明男編・価200円

砂利トラック業から街の豆腐屋まで、あらゆる業界の状況に通じた業界紙記者による実感的中小企業論。大資本の圧迫、税金攻勢のなかで生きる庶民のエネルギーにあふれた異色の読物／

日本経済の見方

飯尾 要著・価250円

これまで、副次的なものとしてしか取扱われなかった“日本経済の構造分析における流通過程”に真正面から向かいあい、流通・消費部門における今日の独占支配の実態を解明した労作

統計作り方見方

足利末男著・価250円

今日ほど統計の正しい利用法を知ることが痛感されている時代はない。統計調査の方法、表わし方、統計を通しての世の中の見方などを、具体的に、技術的な面から平易に解いた統計入門

PR入門

池田喜作者・価230円

PRは、資本主義時代を生きぬくための新しい人生哲学である。PRの意味、企業や個人がそれを使いこなす方法など、PR学の理論と実際について、興味ぶかい話題を展開する好読物／

マーケティング

白髭 武者・価250円

企業が需要をつくりだす。本書は、企業の売る戦略を消費者の立場から分析したものであるが、ビジネスマンにとっても、流通革命の核心を鋭く指摘する点で役に立つ適切な参考書である／

ゴシップ10年史

内外タイムス社会部編・価280円

娯楽紙誌に、スターたちの虚像を追求めた消息通のベテラン記者たちがふり返ったウソとマコトの歴史。それは日本人の「好奇心の10年史」であり、戦後日本の大衆芸能裏面史でもある

日本の女たち

佐野美津男著・価250円

現代の陰湿なムードを突き破るエネルギーとバイタリテイに満ちた十人の女の中の女―お七、お岩、淀君、お伝などを史実を追いながら、独自の解釈を下す異色ドキュメンタリー女性論／

かぶりつき人生

田中小実昌著・価230円

悲しくてばばっちい芝居小屋、ムツと鼻をつく汗とオンロイの匂いが立ちこめる楽屋、かわい
い女たち……。オンナの美しさ・哀しさを生々ましくとらえた、へかぶりつき〱礼讃のほん／

現代の常識・外来語

現代語研究会編・価280円

日常、何気なく使う会話にも日本語化した外来語が多い。豊かな、ハイセンスな生活のために
も、社交・商用にも外来語は不可欠だ。現代に生きる日本人に必要な外来語を集めて解説した

ラテン音楽への旅

山本満喜子著・価280円

灼けるように赤い太陽とアンデスの山なみ、草原を過ぎゆく風の歌―。中南米音楽のゆたかな
魅力・面白さを述べながら、日本人に特殊な親愛感をもつ民衆の生活を生き生きとえがいた／

現代のアメリカ

陸井三郎著・価230円

長期にわたるアメリカの繁栄と安定は、ようやく破綻の兆しをみせはじめている。現代アメリカ社会の深部に大きく動きつつある情勢を的確にとらえて分析し、ケネディ以後を考察した／

アメリカ暗黒史

小鷹信光著・価250円

カボネ、マフィーなどの大ギャング時代からケ大統領暗殺まで、誰もが眼をつむり、書き得なかつた暗いアメリカの組織犯罪Ⅱ売春、麻薬、誘拐などを詳細なデータでとらえた真実の記録

キューバ現代史

ブラス・ロカ著／西田・伊藤訳・価230円

帝国主義による植民地支配と独裁者にたいするキューバ人民の闘争の歴史。ワシントンに追隨しない独自の外交政策をもって、今日の国際情勢に大きな影響を与えているキューバのすべて

戦後政治史

全2部／柚正夫著・価各230円

敗戦からサンフランシスコ条約をへて、安保改定をめぐる激動まで。戦後史のめまぐるしい各局面を、現代史の大きなうねりのなかにおさえ、民衆の体験と思考にそくしてとらえた力作／

中国共産党批判

三一書房編集部編・価200円

スースロフ報告を中心に戦争・平和・革命の諸問題に関するソ連共産党の見解を総括的に明らかにし、国際共産主義運動の分裂者としての中国共産党指導部を徹底的に批判した注目の文献

帝銀事件

森川哲郎著・価250円

毒物の入手経路をはじめ、何一つ確実な論証・証拠物件なしに、平沢は真犯人として処刑されようとしている。十数年にわたる綿密な調査に基づいて死刑判決の誤まりを実証した注目の書

罪と死と愛と

朴 寿南編・価280円

家の貧しさが昇間の高校への進学を断念させ、朝鮮人だという理由で大企業採用通知は取消された。〈女子高校生殺し〉の犯罪者として死刑された李少年の日記・書簡にみる真実の記録

着るか着られるか

穂積和夫著・価230円

服装は個性の表現であり自己主張である。既製品の思考と服装をやめて、自分にあったおしゃれと着こなしを身につけよう。若い服飾デザイナーが語る実用的で魅力にあふれた男子専科

現代人の読書

紀田順一郎著・価280円

読書の目的は娯楽であり、実利であり、教養である。どんな本を選び、読み、知識や資料をどう整理し、保存するか。この本は古書から新刊書まで、書物を愛する人のための小百科事典／

現代の流行語

現代語研究会編・価280円

ことは生きていく。つきつきと生みだされる新語・流行語こそ、現代を呼吸し表現する。怪妙なニューモアとピンク・ムードをまじえて、生きたコトバを解説した「おもしろく読む辞典」

欲望の媒体

邦光史郎・価250円
年間数億の宣伝費をテレビにつきこむ極東製菓。それとの契約を争奪する広告代理店セイルスマンの闘い。しとめた獲物の大きさだけが男の価値をきめる非情な世界の人間群像を描く。

負けるが勝ち

全3部/邦光史郎・価各260円
大阪立身負けるが勝ち―船場商法の古い格言は若い咲太郎に商売への目をひらかせる。資本と組織が勝つか、ド根性か。混乱の時代を裸一貫で泳ぎぬく男一代を描いた痛快長篇。

色彩作戦

邦光史郎・価250円
繊維・化粧品業界のトップ企業がむすんで展開するコンビナート・キャンペーンの背後に、美貌のファッション・モデルの失踪が絡み、外国商社の動向がもつれる。長篇産業推理小説。

危険な標的

山下論一・価280円
ふらりとニューヨークへ現われたソネ・タツヤ。柔道四段、空手の心得あり、拳銃にも強いが女にも強い。彼の行く所美女の裸体が渦巻き、ハジキが火を吐く。ハードボイルドの魅力注ぎ

悪の決算

福本和也・価230円
かつては法曹界の俊秀として活躍した弁護士綿坂。冷酷な打算と行動力で、背徳の世界を泳いできた高梨。会社乗っ取り、手形サギ、握り解散、ゼニにつかれた男たちを描いた話題の長篇

赤坂檜町三番地

吉原公一郎・価230円

官庁街から離れた麻生六本木の広大な敷地を占拠する防衛庁に躍る、政・財界、〈軍人〉の暗い人間たちと、防衛産業の野合を鋭いタッチで、秘められた資料をもとに描く問題の長篇小説

謀略海峡

竜 茂記・価280円

深夜の明石海峡で突如沈没した貨物船の積荷はなにか。麻薬？ 武器弾薬か？ それとも？ スターブした週刊誌記者二宮はそこで何を見たか。事件は政・財界のスクャンダルと発展する

背徳の夜

北村壽夫・価250円

〈呼び屋〉の第一人者として名声を築いた男の裏面に錯綜する人間関係。右翼、労働スパイ、挫折したコミュニスト、愛情の不実などをおりませて、現代という裏切の季節の恥部を描く

炎の中の鉛

中園英助・価220円

動乱のラオスから来た国籍・経歴・年令不明の男の正体は？ 濃霧によんだ密入国者収容所を舞台にめまぐるしく頻発する事件。係官・黒島がたぐりよせた探索と推理の糸がもつれる

海の沈黙

三好 徹・価220円

濁った朝の野毛山公園に発見された少女の暴行殺死死体。捜査線上にうかんだ容疑者の、不可解な動機と沈黙の意味は？ 推理小説に新しい可能性をきりひらいた社会派の異色長篇小説

人間の條件

全6部 / 五味川純平・各250円

戦争という残酷な状況。梶と美千子の愛と苦悩。日米開戦の前夜から、ソ満国境における関東軍の総敗北の日まで、歴史と人間の劇的な葛藤を描いて数百万読者を感じさせた叙事詩的長篇

孤独の賭け

全3部 / 五味川純平・各250円

都心に総工費二十数億のマンモス娯楽センターを建設し、私鉄大資本に対抗して海と島と山とを結ぶレジャー・コンビナートの構想に賭けた男。現代人の欲望を描く話題の書下し長篇 /

社外極秘

邦光史郎・価280円

業界のパイオニア「エコ」が極秘裡に進行中の超小型テレビ生産計画をめぐる光りと影。企業競争の非情な断面を描いて、文学的な厚みをもつ本格的産業スパイ小説と評価された長篇 /

小説日本列島

吉原公一郎・価280円

雪の降る札幌市内で発生した米軍兵士による人妻暴行致死事件は、結局あいまいな捜査と結果で終わったようだった。だが。日本を徹う濃霧にひそむ実体を記録的手法で追及した異色作品

町民大会前後

杉浦民平・価280円

町会議員の歳費値上げの強行が投じた波紋は意外に拡がる。太平洋に突きだした渥美半島の突端にある小さな町を舞台に、新旧ボスたちの悲喜劇的な生態を痛烈な諷刺で描く会心の長篇

